

第4期熊本県地域福祉支援計画

～県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり～

令和4年(2022年)3月

熊 本 県



互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる 地域共生社会の実現に向けて

～誰一人取り残さない

持続可能な地域づくりをめざして～

本県では、平成16年3月に策定した第1期熊本県地域福祉支援計画から、「共に支え合う社会づくり」をめざして、「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」等の独自の取組を推進してきました。これらは、多様な団体の主体的な取組により県内各地で着実に広がっています。

平成28年熊本地震、新型コロナウイルス、令和2年7月豪雨というトリプルパンチに見舞われる中であっても、それぞれの主体により工夫を凝らしながら地域福祉活動が展開され、地域でのつながりの維持・構築に寄与しています。

また、これらの大規模災害の経験を通して、日頃から住民同士の支え合い活動といった地域福祉を推進しておくことが、災害等にも強い地域づくりにつながるということが改めて認識されました。

一方で、人口減少と少子高齢化は更に進行し、家族形態や社会の意識の変化も相まって、これまで以上に地域住民同士の支え合いの重要性が高まっています。

第4期熊本県地域福祉支援計画では、これまで築き上げてきた本県独自の取組を更に発展させるとともに、大規模災害の教訓を生かして、住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる、災害にも強い地域づくりに向けて全力で取り組んで参ります。

本計画の実現のためには、県民の皆様の協力が不可欠です。県民の皆様には、「一人ひとりができることをできるだけする」という視点で、地域福祉活動への参加等に御協力いただきますようお願いいたします。「誰一人取り残さない持続可能な地域づくり」を県民一丸となって進めていきましょう。

最後に、計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました熊本県地域福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御協力を賜りました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

熊本県知事 蒲島 郁夫

【目 次】

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付けと役割	4
3 計画期間	6
第2章 本県の地域福祉を取り巻く現状	7
第3章 第3期熊本県地域福祉支援計画推進における成果と課題	23
1 第3期計画推進における成果と課題	24
2 今後取り組むべき課題	29
第4章 計画のめざす姿	31
1 本県の特徴	32
2 計画のめざす姿	32
3 施策の基本方向	33
4 それぞれの役割	34
第5章 施策の展開	37
I 福祉による地域づくり	
施策1 地域の縁がわづくり	40
(1) 地域の縁がわの立ち上げ支援	42
(2) 支え合い活動の拠点としての機能充実	46
(3) 誰もが活躍できる場の創出	47
(4) 市町村における活用推進	49
施策2 地域の結びづくり	50
(1) 地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実	51
(2) 災害に備えた取組の強化	55
(3) 買い物支援・移動支援の推進	58
施策3 地域の人づくり	60
(1) 福祉の心の育成	61
(2) 地域福祉を担う住民の育成	64
① ボランティア活動への参加促進	64
② 福祉のまちづくりリーダーの養成	65
(3) 自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援	66
(4) 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大	66
(5) 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上	69

Ⅱ 災害にも強い地域福祉の推進

- 施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進・・・72
 - (1) 「地域の縁がわづくり」「地域の結びづくり」の重点的支援・・・73
 - (2) 被災地における地域づくりを支える担い手の育成・・・73
 - (3) 災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援・・・73
 - (4) 復興ボランティアの支援・・・75
 - (5) 地域支え合いセンターの運営支援・・・76

- 施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進・・・77
 - (1) 多様な災害に強い地域づくりの推進・・・77
 - (2) ICT（情報通信技術）等を活用したつながりの維持・・・79

Ⅲ 地域づくりを支える基盤整備

- 施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり・・・81
 - (1) 権利擁護体制の充実・・・82
 - ①児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化・・・82
 - ②日常生活自立支援事業の活用促進・・・82
 - ③成年後見制度の利用促進・・・83
 - (2) 福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実・・・84
 - (3) 生活困窮者支援の推進・・・84
 - (4) 一人ひとりの状況に応じた支援・・・85

- 施策7 包括的な支援体制づくり・・・86
 - (1) 市町村における包括的な支援体制整備への支援・・・87
 - ①市町村における包括的な支援体制づくりの促進・・・87
 - ②市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化・・・87
 - ③福祉人材の確保・育成・・・94
 - ④地域福祉の情報発信と情報共有・・・94
 - (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援・・・94

- 数値目標・・・95

- 第6章 計画の推進に向けて・・・97
 - 1 計画の推進体制・・・98
 - 2 市町村、県民の皆さんとの連携・・・98

- 資料編・・・99

【掲載事例一覧】

施策1 地域の縁がわづくり

	タイトル	団体名	所在地	ページ
1	地域の縁がわのモデル「健軍くらしささえ愛工房」	NPO法人 おーさぁ	熊本市 東区	41
2	空き家を活用した住民主体の常設型の縁がわ	NPO法人 ぽっかぽかすずかけ	合志市	43
3	「地域の縁がわ」でつながる子育てネットワーク	子育てネットワーク 「縁側 moyai」	熊本市 南区	43
4	支え合って実のなるオリーブのように	社会福祉法人 光明童園	水俣市	44
5	“子ども”と“地域のつながり”を育む縁がわ	社会福祉法人 百八会	熊本市 東区	45
6	地域の中で共に生き、共に学びあうことをめざして	認定NPO法人 とら太の会	八代市	45
7	温かい食事とやさしい笑顔に満ちた 気軽に立ち寄れる居場所づくり	縁側サロン 竹ちゃんち	熊本市 南区	46
8	みんな笑顔で健康、交流、布草履作り！	みんなの蔵 (いしはら)	長洲町	47
9	誰もが輝ける地域をめざして 働きたい障がい者と企業のマッチング！	NPO法人 KP5000	熊本市 西区	48
10	地域の課題から「しごと」を生み出す	小国町 社会福祉協議会	小国町	49

施策2 地域の結びづくり

	タイトル	団体名	所在地	ページ
11	見守りの輪を広げる生協のトラック	生活協同組合 くまもと	水俣市	52
12	「向こう三軒両隣」安全安心・楽しく暮らせる 地域づくり	芦北町計石 自治公民館	芦北町	53
13	餅つき大会から始まった災害に強い地域づくり	人吉市上新町 町内会	人吉市	56
14	まちづくり活動が防災活動に発展	荒尾市井手川地区 協議会	荒尾市	57
15	J Aあしきたとセブン-イレブンが連携した 買い物支援	J Aあしきた、 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	芦北町	59
16	社協の強みを活かした買い物支援	人吉市 社会福祉協議会	人吉市	59
17	シニアカーの貸出による移動支援	高森町	高森町	59

施策3 地域の人づくり

	タイトル	団体名	所在地	ページ
18	子どもの頃から地域の福祉を考える 天草市子ども民生委員の取組	天草市 社会福祉協議会	天草市	61
19	子どもの頃から地域の福祉を考える 産山村子どもヘルパー事業	産山村社会福祉協議会、 産山村教育委員会 他	産山村	62
20	福祉のこころはそよ風に乗って	NPO法人 にしはらたんぽぽハウス	西原村	63

	タイトル	団体名	所在地	ページ
21	「わがまちサポーター」の育成	天草市 社会福祉協議会	天草市	64
22	認知症サポートリーダーたちによる 地域の縁がわ活動	NPO法人 くたみ渋うちわ会	山鹿市	65
23	生計困難者レスキュー事業	熊本県社会福祉法人 経営者協議会	熊本市 中央区	67
24	人と企業をつなぐ「フードバンク玉名」の取組	玉名市	玉名市	68
25	民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組	大分市	大分県 大分市	71

施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

	タイトル	団体名	所在地	ページ
26	避難所から仮設団地退去後まで 継続したコミュニティ形成	NPO法人益城大好き プロジェクト・きままに	益城町	74
27	県民パワーを結集して被災地を支援 ボランティアバスの運行	熊本県 他	県内各地	75

施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

	タイトル	団体名	所在地	ページ
28	災害時における被災者等の移動手手段の確保に 関する協定締結	熊本県	熊本市 中央区	78
29	お泊り体験が災害への備えの第一歩	延寿会	山都町	78
30	コロナ禍で始まったオンラインでのリモート運動	社会福祉法人慈光会、 NPO法人チーム安永	益城町	79
31	I C Tを活用した被災者の見守り	球磨村、 球磨村社会福祉協議会	球磨村	80

施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

	タイトル	団体名	所在地	ページ
32	ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」の取組	熊本県ひきこもり 地域支援センター	熊本市 東区	85

施策7 包括的な支援体制づくり

	タイトル	団体名	所在地	ページ
33	庁舎内に「ふくしの相談窓口」を設置	大津町	大津町	89
34	支援体制をブラッシュアップ	坂井市	福井県 坂井市	90
35	地域づくりをコーディネート	菊池市社会福祉協議会、 菊池市	菊池市	91
36	“食・交流・相談”の交流拠点における 一体的な支援	菊陽町 社会福祉協議会	菊陽町	92
37	社会参加をコーディネート	豊中市 社会福祉協議会	大阪府 豊中市	93

第1章

計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付けと役割	4
3	計画期間	6

1 計画策定の趣旨

本県では、平成16年3月に第1期熊本県地域福祉支援計画を策定し、「ともに創る『地域共生』くまもと」を目標に掲げ、取組を推進してきました。中でも、身近な場所に誰もが集える居場所「地域の縁がわ」づくりは、地域共生拠点の熊本モデルとして全国から関心が寄せられ、本県独自の地域資源となっています。

しかし、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、要介護者等の支援を必要とする人や社会的に孤立する恐れのある人等の割合が増える一方、これまで地域で活動してきた地域福祉の担い手が減少し、住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、これまで福祉サービス等の公的支援の基盤づくりが進められてきましたが、近年、複数分野にわたる問題を抱えているケースや、既存の制度では対応しきれない狭間の課題が発生するなど、地域福祉に対するニーズが複雑化・複合化しています。

さらに、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨による被災地では、被災者が生活再建に向けて安心して日常生活を送れるよう、コミュニティの再生や、住まいの再建先での新たなコミュニティ形成を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少による生活困窮や、外出自粛による社会的孤立も深刻な問題となっています。

このような中、国においては「地域共生社会」の実現に向けて、平成29年及び令和2年に社会福祉法が改正されるなど、様々な取組が進められています。

本県においても、第3期熊本県地域福祉支援計画(以下「第3期計画」という。)の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、市町村地域福祉計画に基づく市町村の取組をはじめ、様々な主体による取組を支援する県の施策を示すために、「第4期熊本県地域福祉支援計画」(以下「第4期計画」という。)を策定します。

「地域福祉」とは

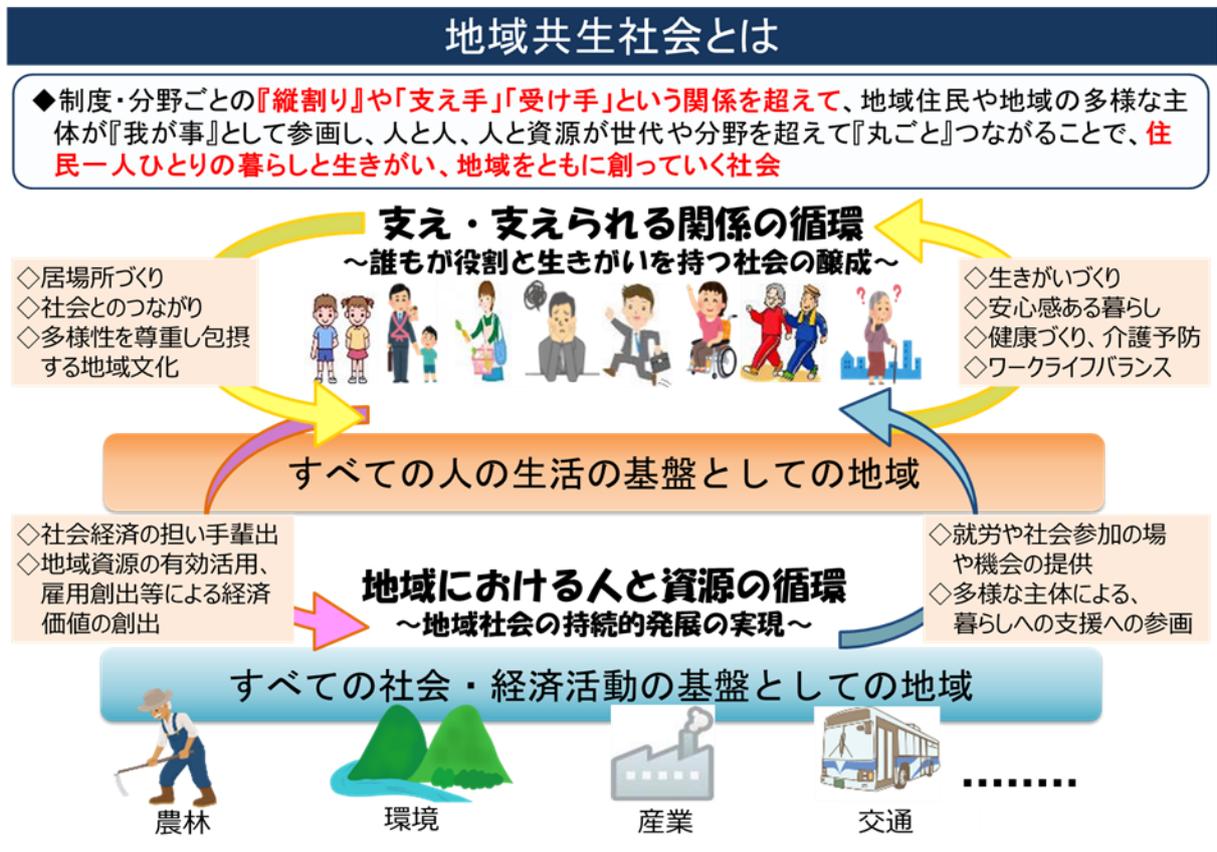
地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めることです。

そのため、市町村では、地域のみinnで考えながら地域に応じた支え合いによる福祉サービスを創出し、県では、市町村の地域福祉の推進を支援しています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「地域共生社会」の実現にむけて（当面の改革工程）（平成29年2月7日）



出典：厚生労働省資料

2 計画の位置付けと役割

この計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として、広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画として策定するものです。

また、地域共生社会の実現に向けて、今後めざしていく県全体の地域福祉の姿や方向性、施策を示すものであり、市町村が策定する地域福祉計画のガイドラインとなるものです。

さらに、平成27年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals(略称 SDGs))」の達成に資するものです。

本計画と SDGs の関係

平成27年に国連サミットにおいて採択された SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

本計画のめざす姿は、SDGs の考え方と同じ方向性であり、SDGs の達成を視野に入れ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《他の福祉関係計画との関係》

この計画は、熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画、熊本県障がい者計画、くまもと子ども・子育てプラン等の各福祉関係計画との調和を図りながら、「横につなぐ」「すきまを埋める」観点から、各分野において共通して取り組む事項を記載したものです。

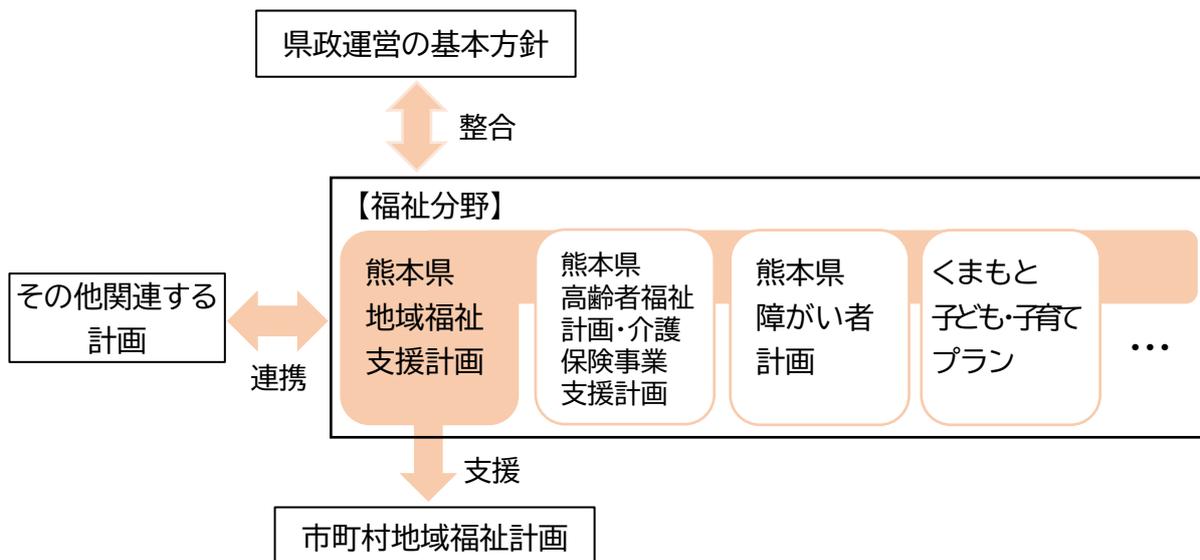
各分野の具体的施策については、個別計画において推進されることを基本とし、本計画には記載しません。

なお、県が既に策定している他の計画において、この計画に盛り込むべき事項が記載されている場合については、重なる部分については、その既定の計画の全部又は一部をもってこの計画の一部とみなすこととします。

また、地域福祉の推進を担う熊本県社会福祉協議会が策定する「熊本県社協総合計画『県社協ビジョン』」との調整を図りながら、本県の地域福祉に関する施策を推進していきます。

なお、平成31年3月に、被災地のコミュニティの再生に係るくまもと型福祉のまちづくり推進指針を策定し、熊本地震の被災地への支援を総合的かつ重点的に推進してきました。第4期計画では、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの復興に向けた地域福祉の推進に係る施策を盛り込み、被災地への支援を進めていくこととしています。このため、当該指針を廃止します。

地域福祉支援計画と各計画との関係のイメージ



3 計画期間

この計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第2章

本県の地域福祉を取り巻く現状

1	人口減少と人口構造の変化	8
	(1) 総人口の推移	
	(2) 年齢3区分別人口の推移	
2	世帯の状況	11
3	地域での付き合いの状況	11
4	高齢者の状況	12
	(1) 高齢化の状況	
	(2) 高齢者世帯の状況	
	(3) 介護保険制度の実施状況	
	(4) 認知症高齢者の状況	
5	障がい者の状況	16
6	生活保護の状況	17
7	自殺者の状況	18
8	児童虐待の状況	19
9	DVの状況	19
10	再犯者の状況	20
11	被災者の状況	21
	(1) 平成28年熊本地震に伴う応急仮設住宅等の入居状況	
	(2) 令和2年7月豪雨に伴う応急仮設住宅等の入居状況	
12	新型コロナウイルス感染拡大の影響	22
13	国の動き（社会福祉法の一部改正）	22

1 人口減少と人口構造の変化

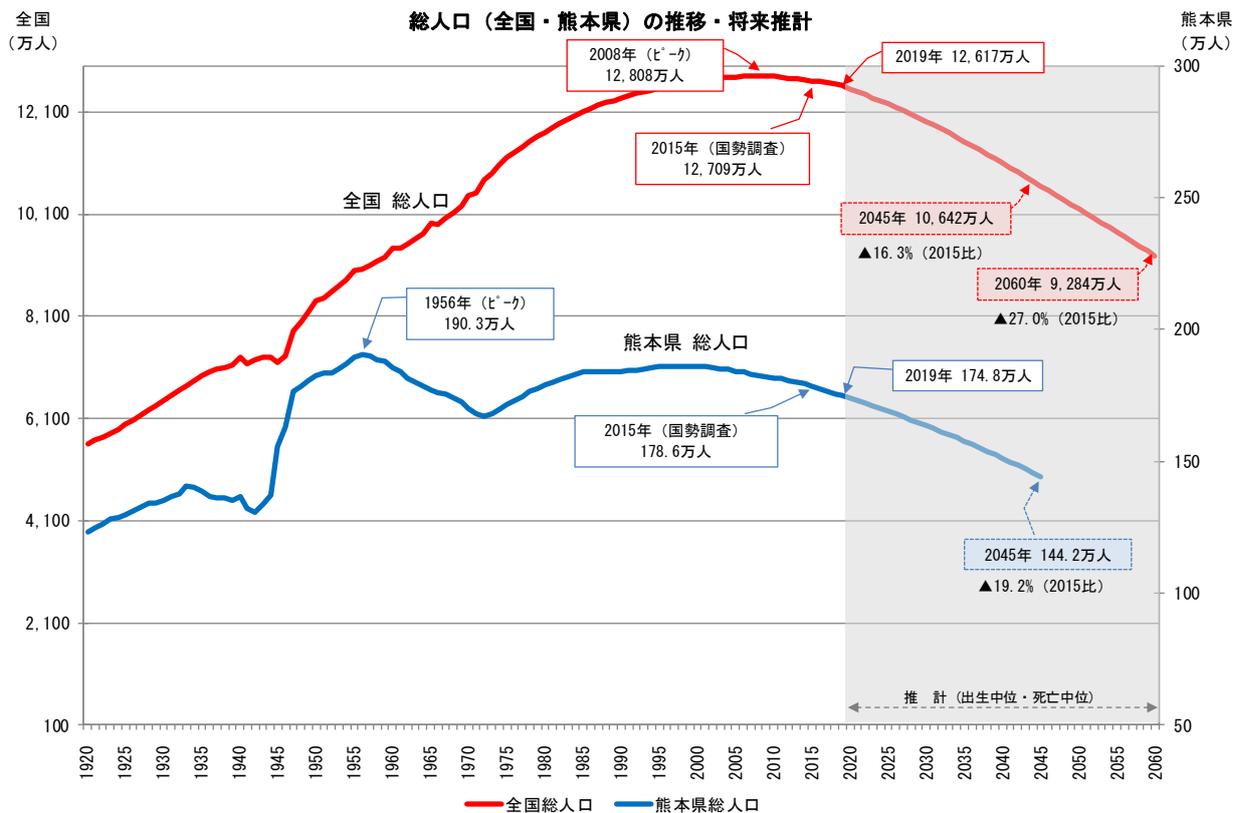
(1) 総人口の推移

2019年10月1日現在の本県の人口は、174.8万人で、2015年の178.6万人(国勢調査時)から、3.8万人(約2.1%)減少しています。

人口の推移をみると、1947年から1949年にかけては、第1次ベビーブームにおける出生数の大幅な増加により急増しました。その後、出生数は逡減したものの死亡数を上回っていたため、自然増(※)によって増加し続け、1956年に190.3万人でピークを迎えました。その後、高度経済成長期における大幅な人口流出により、1972年まで減少し続けましたが、次第に人口流出は収まり、1973年からは一旦増加に転じたものの、1998年を境に再度、減少傾向になっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」では、2045年で144.2万人(2015年比 約19.2%減)と、今後更に加速度的に人口減少が進むと見込まれています。

※自然増(減):出生数が死亡数を上回る(下回る)こと。



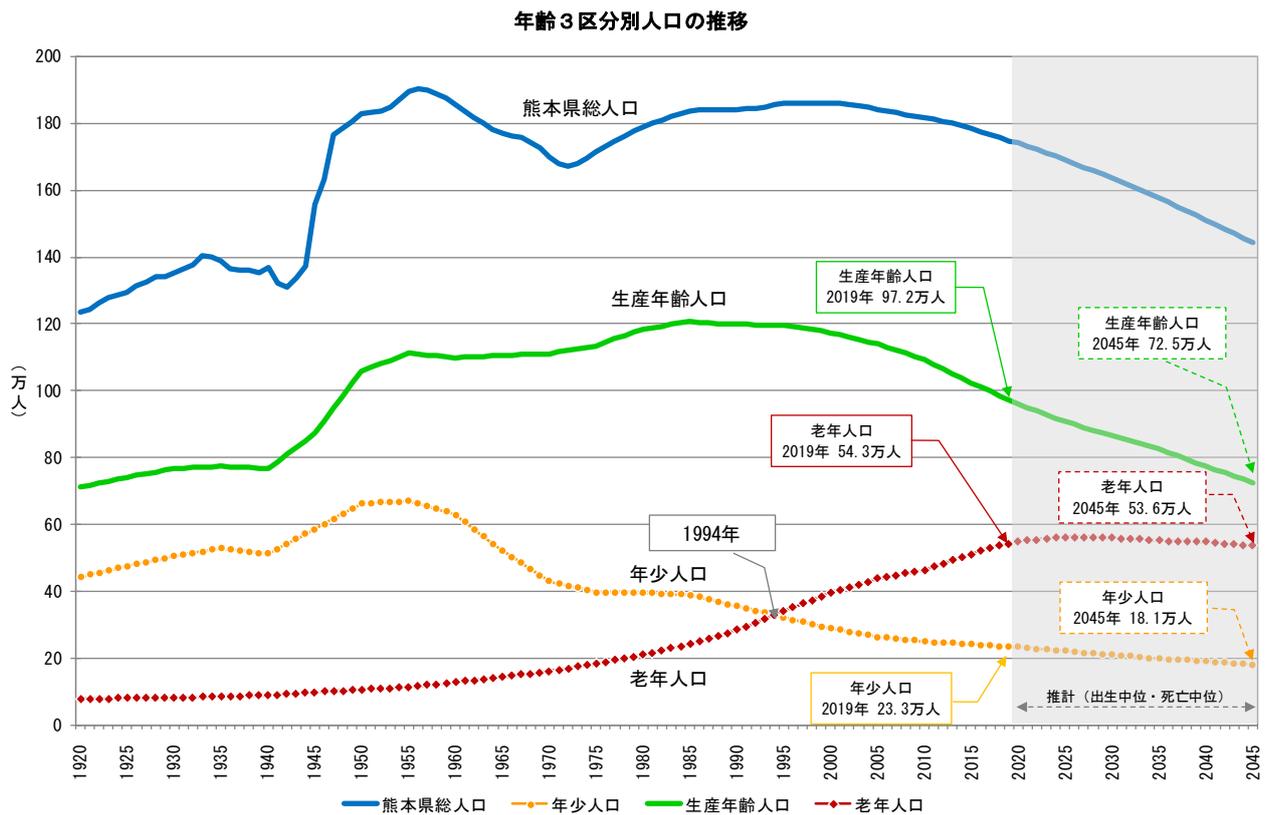
・2019年までは、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」より作成
 ・2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」「日本の地域別将来推計人口」より作成

出典:熊本県「熊本県人口ビジョン(令和3年3月改訂版)」

(2)年齢3区分別人口の推移

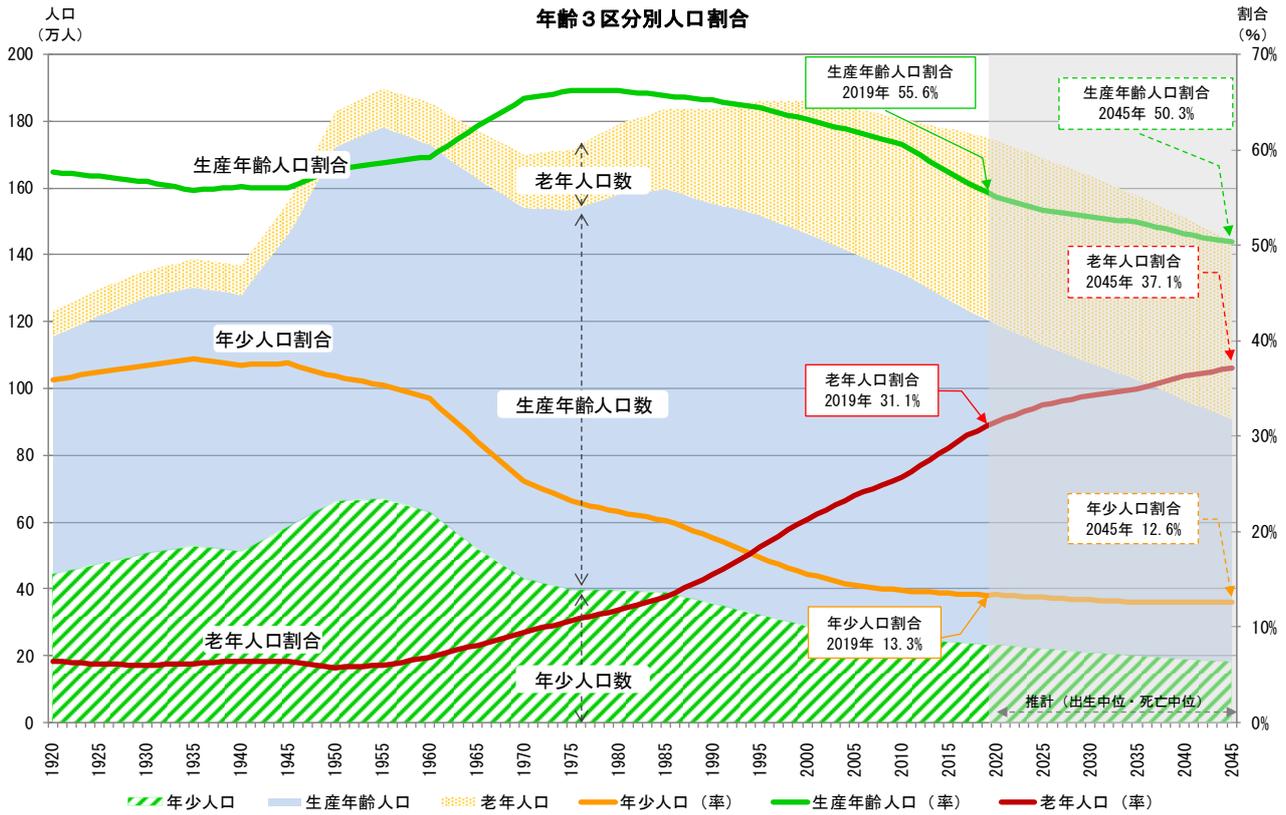
2019年10月1日現在の人口を年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は23.3万人(総人口に対する割合13.3%)、生産年齢人口(15～64歳)は97.2万人(同55.6%)、老年人口(65歳以上)は54.3万人(同31.1%)で、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、老年人口は増加しています。1994年に老年人口が年少人口を上回り、本県においては、人口減少や少子化とともに超高齢社会を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」では、2045年には年少人口が18.1万人(2019年比5.2万人減)、年少人口割合が12.6%(同0.7ポイント減)、生産年齢人口が72.5万人(同24.7万人減)、生産年齢人口割合が50.3%(同5.3ポイント減)、老年人口が53.6万人(同0.7万人減)、老年人口割合が37.1%(同6.0ポイント増)となり、生産年齢人口の減少とともに少子高齢化が進み、約4割が高齢者となるとされています。



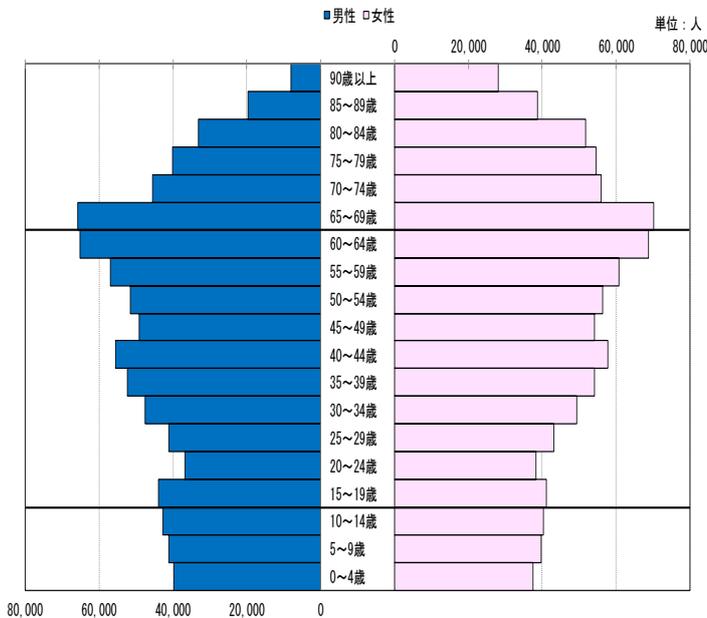
・2019年までは、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」より作成
 ・2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

出典:熊本県「熊本県人口ビジョン(令和3年3月改訂版)」

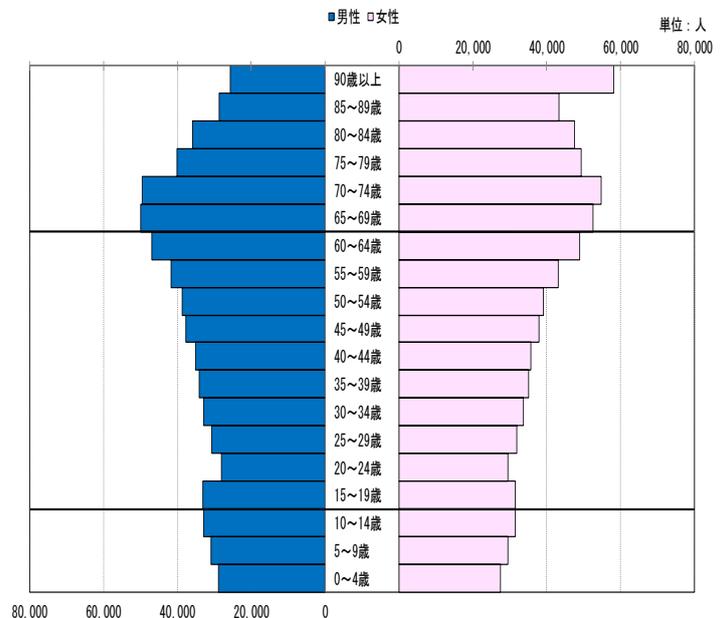


・2019年までは、総務省統計局「国勢調査」「人口推計」より作成
 ・2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

人口ピラミッド (2015)



人口ピラミッド (2045)

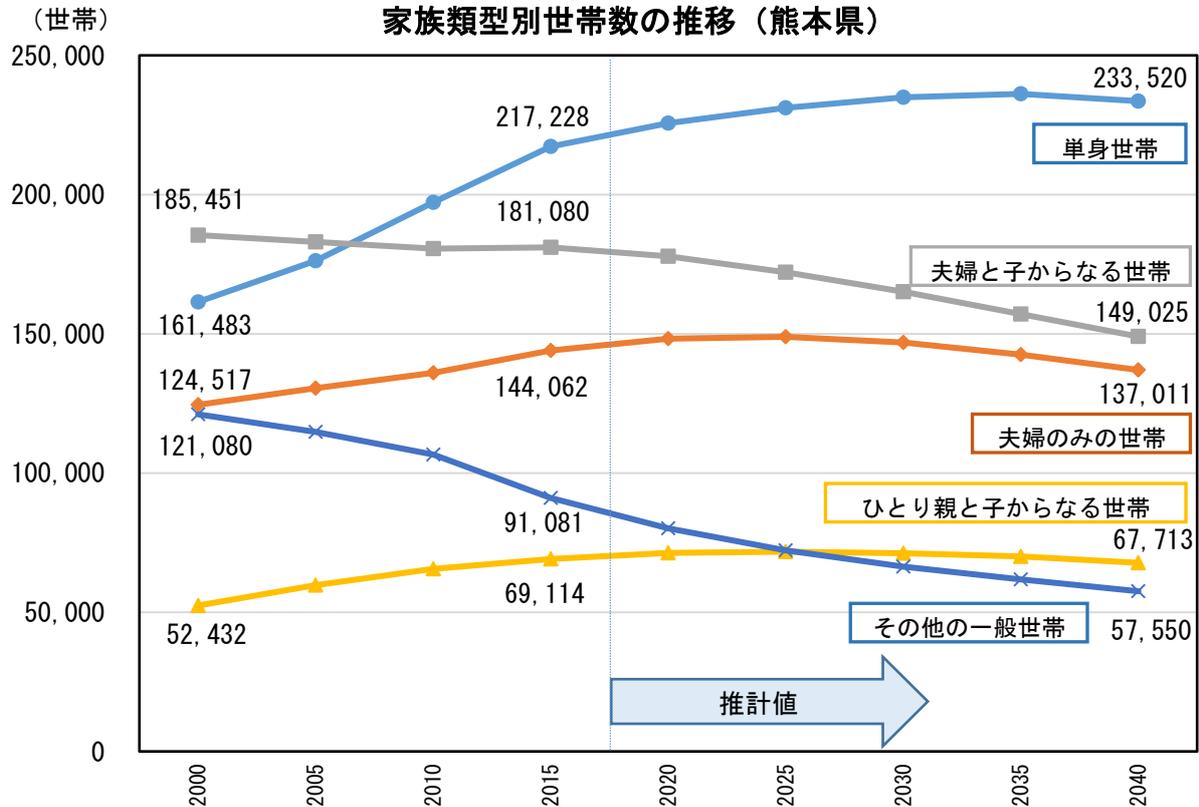


・2015年は、総務省統計局「国勢調査」より作成
 ・2045年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

出典:熊本県「熊本県人口ビジョン(令和3年3月改訂版)」

2 世帯の状況

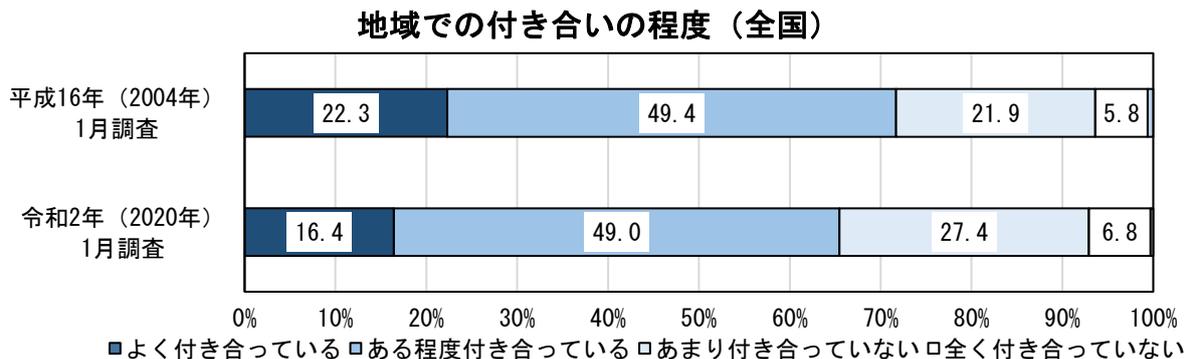
本県の総人口は減少傾向にあります。一方で、単身世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。単身世帯については、今後も増加傾向が続くと見込まれます。



資料：2015年まで 総務省統計局「国勢調査」
 2020年以降 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計)

3 地域での付き合いの状況

地域での付き合いの程度について、平成16年(2004年)と令和2年(2020年)の調査結果(全国)を比較すると、「よく付き合っている」「ある程度付き合っている」と答える人の割合は減少しています。



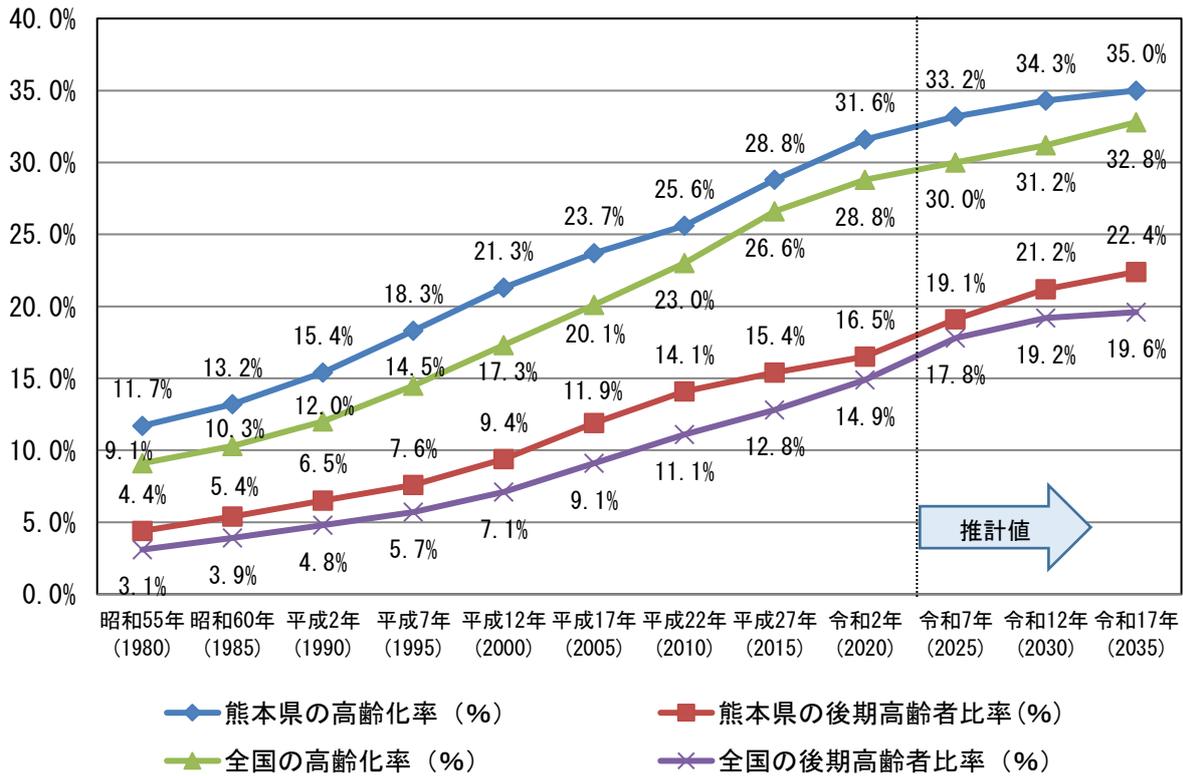
資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

4 高齢者の状況

(1) 高齢化の状況

本県の高齢化率及び後期高齢者比率については、今後も上昇すると予測されています。特に、後期高齢者比率の伸びが大きくなることを見込まれています。

高齢化率の推移（全国・熊本県）



(資料) 昭和55年～平成27年：総務省統計局「国勢調査」
 令和2年：全国は総務省統計局「人口推計(令和2年10月 平成27年国勢調査を基準とする推計値※)」
 ※令和2年国勢調査の人口等基本集計公表後に確定人口及び同人口を基準とした値に更新される予定。
 熊本県は熊本県統計調査課「熊本県推計人口調査(年報)」
 令和7～17年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)、
 「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

出典：熊本県高齢者支援課「高齢者関係資料集」(令和3年9月)

(2)高齢者世帯の状況

一般世帯数が減少するなか、世帯主が65歳以上の世帯数の割合は、熊本県、全国とも高くなると見込まれています。

特に、本県の単独世帯数は、世帯主が65歳以上及び75歳以上ともに増加しつづけ、令和7年(2025年)には、世帯主が65歳以上の単独世帯数のうち、世帯主が75歳以上の単独世帯数は、約60%になることが見込まれています。

高齢者世帯数の将来推計（全国・熊本県）

年次	区分	一般世帯数 (A)	世帯主が65歳以上の世帯数										
			総数 (B)	割合(%) (B/A)	単独世帯数 (C)	割合(%)		夫婦のみの 世帯数(D)	割合(%)		その他の世 帯数(E)	割合(%)	
						C/A	C/B		D/A	D/B		E/A	E/B
平成27年 (2015)	熊本県	702,565	275,240	39.2	83,461	11.9	30.3	88,448	12.6	32.1	103,331	14.7	37.5
	全国	53,331,797	18,813,089	35.3	5,927,686	11.1	31.5	6,256,182	11.7	33.3	6,629,221	12.4	35.2
令和2年 (2020)	熊本県	703,087	300,942	42.8	95,865	13.6	31.9	96,430	13.7	32.0	108,647	15.5	36.1
	全国	54,107千世帯	20,645千世帯	38.2	7,025千世帯	13.0	34.0	6,740千世帯	12.5	32.6	6,880千世帯	12.7	33.3
令和7年 (2025)	熊本県	696,199	309,732	44.5	102,515	14.7	33.1	98,820	14.2	31.9	108,397	15.6	35.0
	全国	54,116千世帯	21,031千世帯	38.9	7,512千世帯	13.9	35.7	6,763千世帯	12.5	32.2	6,756千世帯	12.5	32.1
令和12年 (2030)	熊本県	684,414	309,852	45.3	107,486	15.7	34.7	97,496	14.2	31.5	104,870	15.3	33.8
	全国	53,484千世帯	21,257千世帯	39.7	7,959千世帯	14.9	37.4	6,693千世帯	12.5	31.5	6,605千世帯	12.3	31.1
令和17年 (2035)	熊本県	667,560	303,229	45.4	110,398	16.5	36.4	93,261	14.0	30.8	99,570	14.9	32.8
	全国	52,315千世帯	21,593千世帯	41.3	8,418千世帯	16.1	39.0	6,666千世帯	12.7	30.9	6,509千世帯	12.4	30.1

年次	区分	一般世帯数 (A)	世帯主が75歳以上の世帯数										
			総数 (B)	割合(%) (B/A)	単独世帯数 (C)	割合(%)		夫婦のみの 世帯数(D)	割合(%)		その他の世 帯数(E)	割合(%)	
						C/A	C/B		D/A	D/B		E/A	E/B
平成27年 (2015)	熊本県	702,565	139,246	19.8	49,074	7.0	35.2	40,923	5.8	29.4	49,249	7.0	35.4
	全国	53,331,797	8,701,118	16.3	3,200,944	6.0	36.8	2,728,292	5.1	31.4	2,771,882	5.2	31.9
令和2年 (2020)	熊本県	703,087	149,924	21.3	54,213	7.7	36.2	44,577	6.3	29.7	51,134	7.3	34.1
	全国	54,107千世帯	10,424千世帯	19.3	3,958千世帯	7.3	38.0	3,279千世帯	6.1	31.5	3,187千世帯	5.9	30.6
令和7年 (2025)	熊本県	696,199	171,689	24.7	61,480	8.8	35.8	52,842	7.6	30.8	57,367	8.2	33.4
	全国	54,116千世帯	12,247千世帯	22.6	4,700千世帯	8.7	38.4	3,881千世帯	7.2	31.7	3,666千世帯	6.8	29.9
令和12年 (2030)	熊本県	684,414	186,126	27.2	67,765	9.9	36.4	57,412	8.4	30.8	60,949	8.9	32.7
	全国	53,484千世帯	12,763千世帯	23.9	5,045千世帯	9.4	39.5	3,976千世帯	7.4	31.2	3,742千世帯	7.0	29.3
令和17年 (2035)	熊本県	667,560	186,987	28.0	70,537	10.6	37.7	56,369	8.4	30.1	60,081	9.0	32.1
	全国	52,315千世帯	12,403千世帯	23.7	5,075千世帯	9.7	40.9	3,762千世帯	7.2	30.3	3,566千世帯	6.8	28.8

(資料)平成27年は総務省統計局「国勢調査(H27)」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」「平成30年推計」及び「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」「平成31年推計」
 ※全国の将来推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」において千世帯単位での公表。

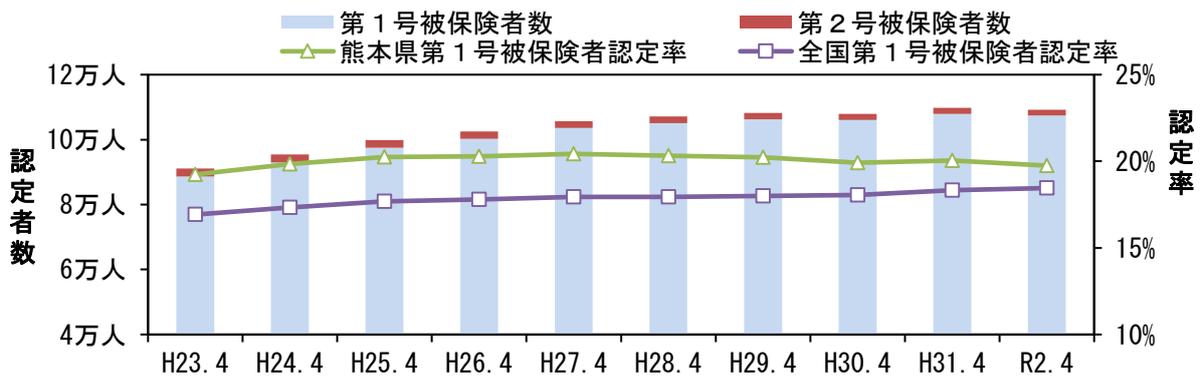
出典:熊本県高齢者支援課「高齢者関係資料集(令和3年9月)」

(3)介護保険制度の実施状況

要介護認定者は、令和2年(2020年)4月末現在で109,212人となり、平成13年(2001年)4月から53,556人増加しています。

また、認定率(第1号被保険者に占める65歳以上の認定者の割合)は19.8%となっており、全国を1.3ポイント上回っています。

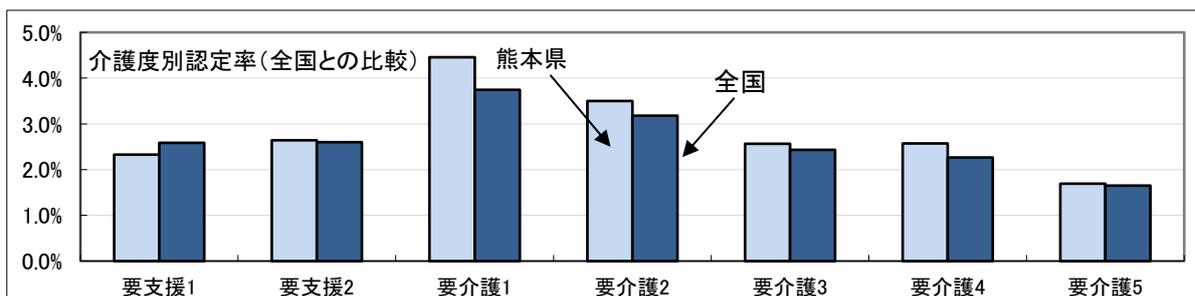
要介護(要支援)認定者数、認定率の推移(熊本県)



要介護(要支援)認定者の介護度別状況(熊本県)

(令和2年4月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	12,643	14,369	24,254	19,053	13,940	14,001	9,199	107,459
第2号被保険者	178	279	370	343	235	167	181	1,753
認定者総数	12,821	14,648	24,624	19,396	14,175	14,168	9,380	109,212
第1号被保険者認定率	2.3%	2.6%	4.5%	3.5%	2.6%	2.6%	1.7%	19.8%
〃(全国)認定率	2.6%	2.6%	3.7%	3.2%	2.4%	2.3%	1.7%	18.5%



(資料)介護保険事業状況報告

出典:熊本県高齢者支援課「高齢者関係資料集(令和3年9月)」

(4)認知症高齢者の状況

全国の認知症有病者数(以下「有病者数」という。)は、平成24年(2012年)の約460万人から増加し、令和7年(2025年)には700万人を超える(※)ことが予想されます。また、65歳以上の人口に対する認知症有病者の割合も平成24年(2012年)から増加し、令和7年(2025年)には、20.6%(※)となることが予想されます。

本県の有病者数で見ると、平成24年(2012年)時点の約7万人から、年々増加しており、令和7年(2025年)には11万人を超える(※)ことが予想されます。

全国、本県ともに、令和7年(2025年)以降も認知症有病者数が増加する見込みです。

※各年齢層の認知症有病率が、平成24年(2012年)以降上昇すると仮定した場合の推計

認知症高齢者数の現状(推計)(熊本県・全国)

(単位:万人)

	将来推計 (年)	H24 (2012)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R22 (2040)
全国	全人口に占める65歳以上の割合	24.1%	26.6%	28.8%	30.3%	31.2%	35.4%
	全人口に占める75歳以上の割合	11.9%	12.8%	14.9%	17.8%	19.2%	20.2%
	認知症有病者数	462	517 525	602 631	675 730	744 830	802 953
	[65歳以上人口に対する 認知症有病者の割合]	[15.0%]	[15.7%] [16.0%]	[17.2%] [18.0%]	[19.0%] [20.6%]	[20.8%] [23.2%]	[21.4%] [25.4%]
熊本県	認知症有病者数	7.2	8.1 8.2	9.4 9.8	10.5 11.4	11.4 12.8	11.4 13.6

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計(平成29年推計)」及び平成26年度厚生労働科学研究を基に熊本県認知症対策・地域ケア推進課作成

(注)上段は各年齢層の認知症有病率が、平成24年(2012年)以降一定と仮定した場合、下段は平成24年(2012年)以降上昇すると仮定した場合の推計

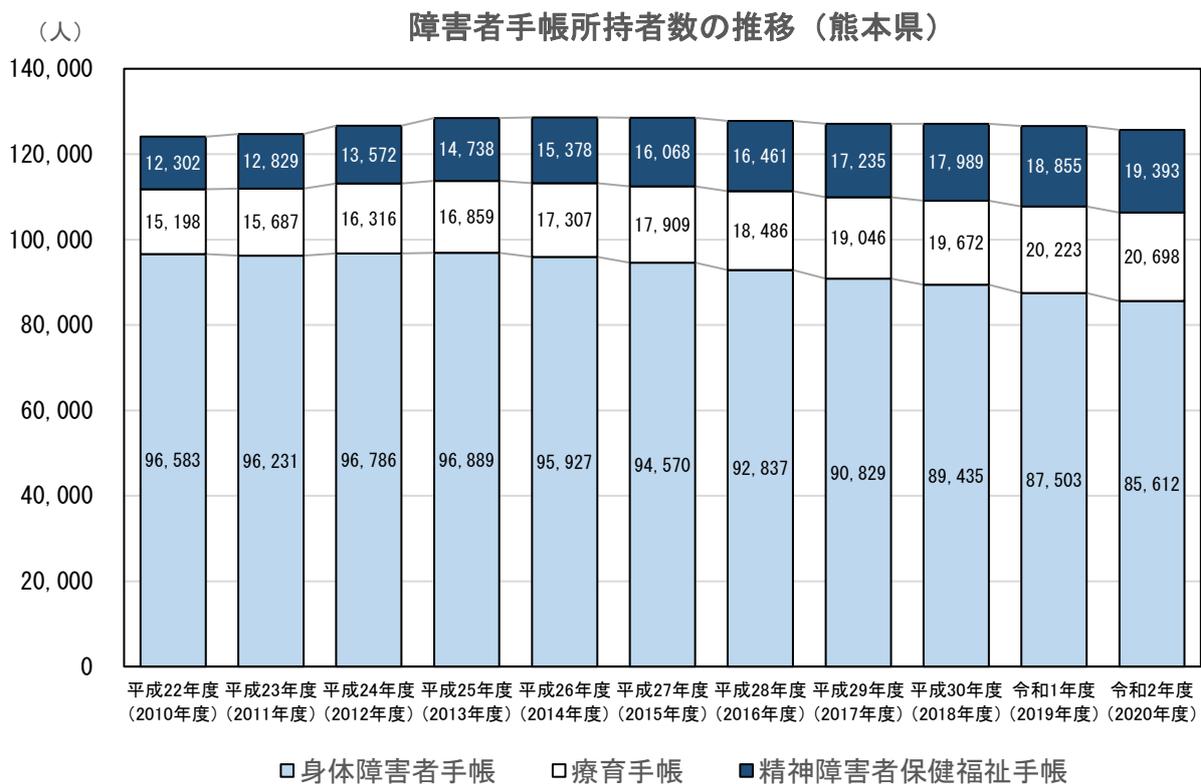
・年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかっている。

出典:熊本県高齢者支援課「高齢者関係資料集(令和3年9月)」

5 障がい者の状況

本県の障害者手帳所持者数は、令和2年度(2020年度)末現在125,703人で、身体障がい者が85,612人で約70%を占め、知的障がい者(20,698人)と精神障がい者(19,393人)が約15%ずつとなっています。

手帳所持者の総数は平成26年度(2014年度)末をピークに緩やかに減少していますが、これは身体障がい者の減少によるものです。知的障がい者と精神障がい者は増加しています。



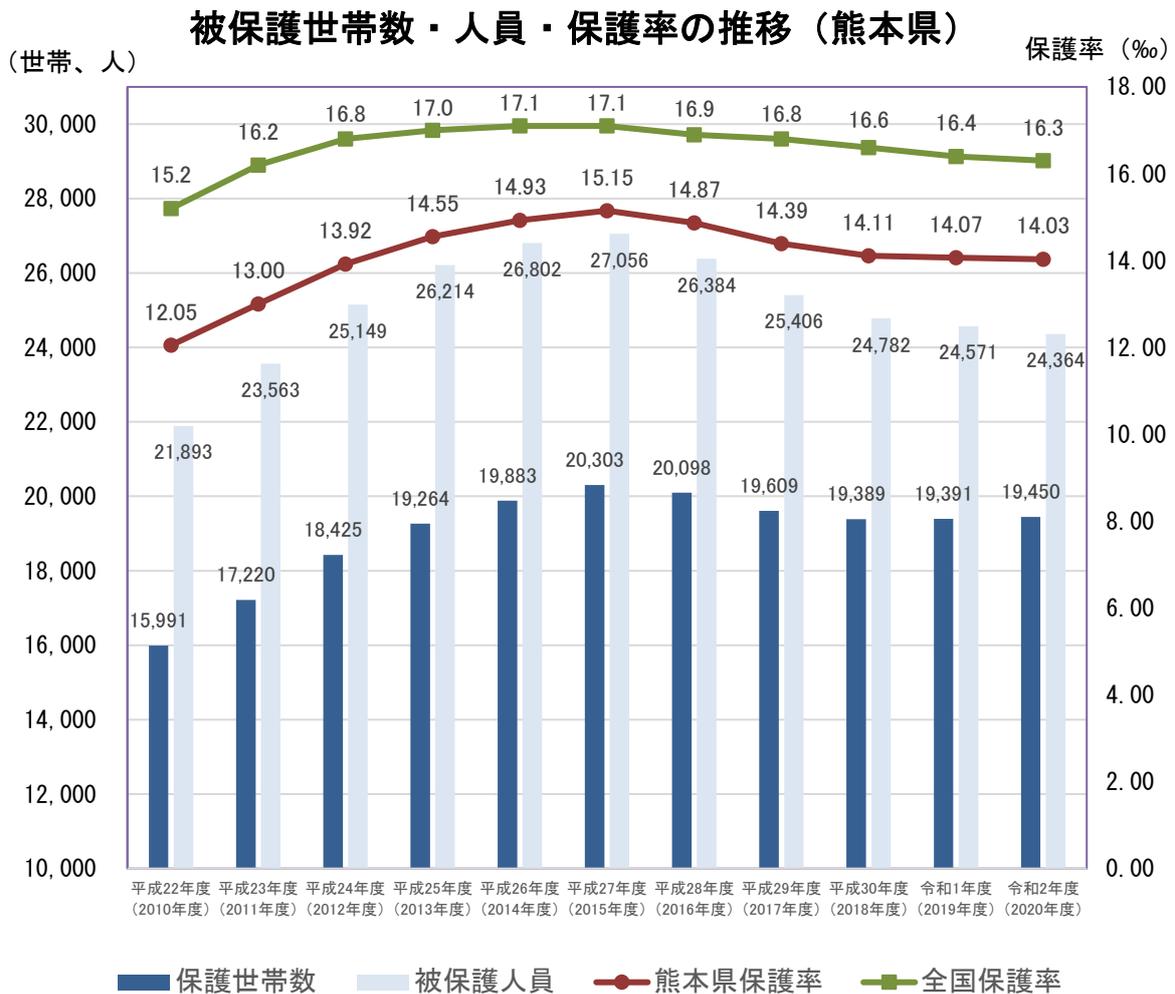
資料：熊本県障がい者支援課

6 生活保護の状況

本県の保護の動向は、平成27年度(2015年度)をピークとして減少に転じ、令和2年度(2020年度)の平均で、被保護世帯数19,450世帯(前年度比59世帯増)、被保護人員24,364人(同207人減)となり、世帯は微増し、人員は減少しています。

また、保護率は、全国より低い傾向にあります。

※保護率:千分率である‰(パーミル)で表記するのが一般的であり、人口1,000人当たりの被保護人員数の割合である。



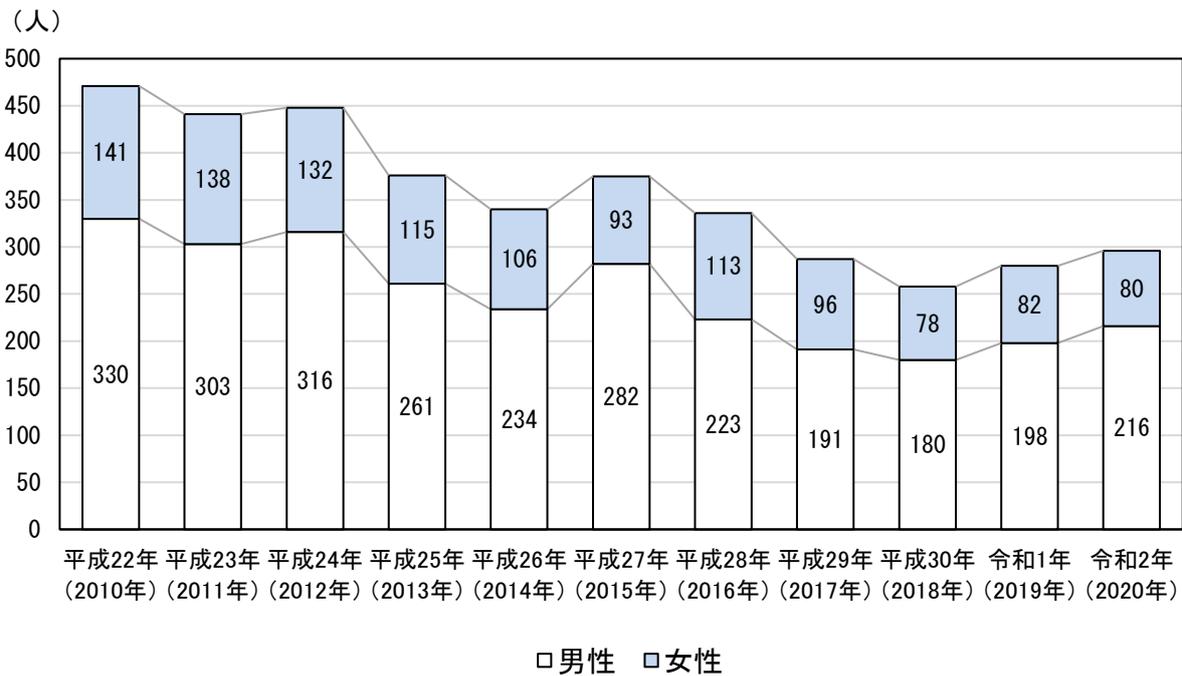
資料:熊本県社会福祉課「熊本県の生活保護 令和元年度 統計資料」
 ※令和2年度は速報値

7 自殺者の状況

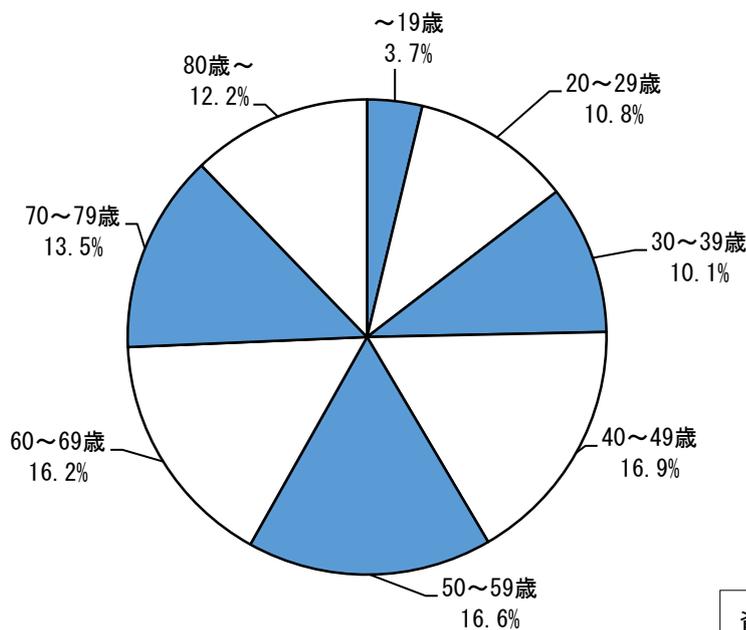
本県の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和元年(2019年)以降2年連続で増加し、令和2年(2020年)は、296人となりました。

令和2年(2020年)の自殺者数をみると、男女別では男性の方が多く、全体の73%を占めています。また、年齢別では、40歳代が最も多く、次いで50歳代、60歳代となっています。

自殺者数の推移（熊本県）



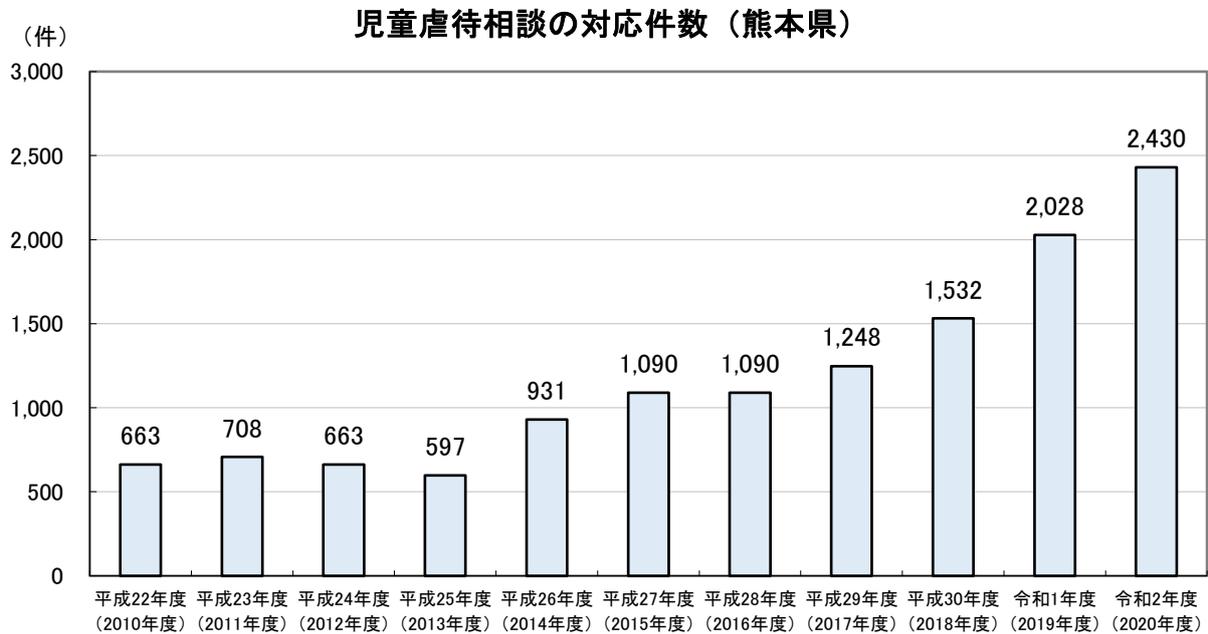
年齢別自殺者の割合・令和2年(2020年)
(熊本県)



資料：警視庁 自殺統計

8 児童虐待の状況

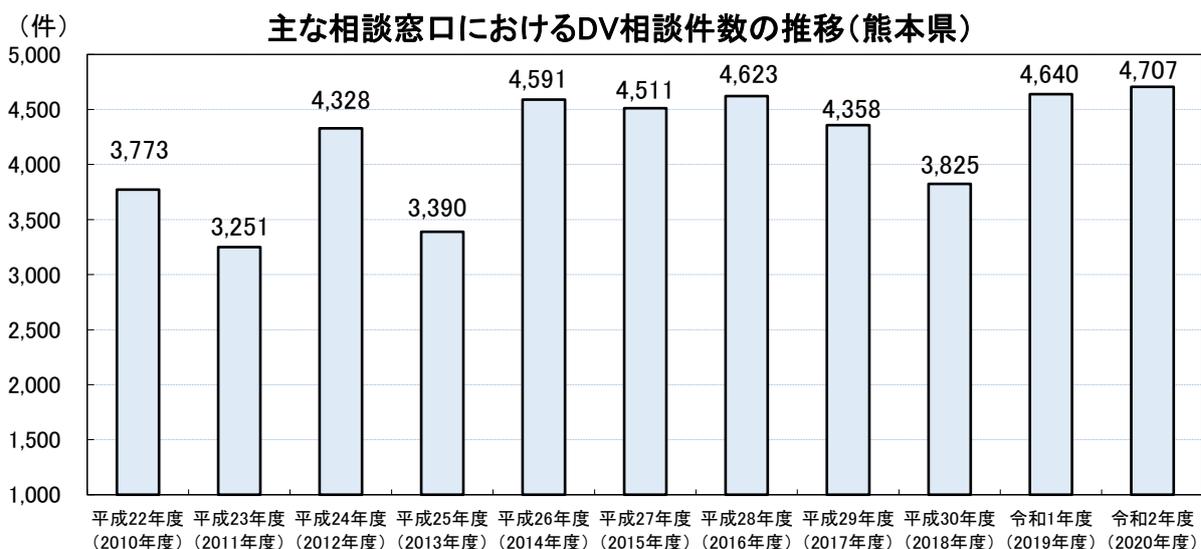
県内の児童相談所が対応した児童虐待相談の対応件数は、増加傾向にあり、令和2年度(2020年度)は、2,430件となりました。



資料:熊本県子ども家庭福祉課

9 DV(ドメスティック・バイオレンス)の状況

県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の合計は、令和2年度(2020年度)は4,707件となりました。令和元年度(2019年度)以降2年連続で増加しています。

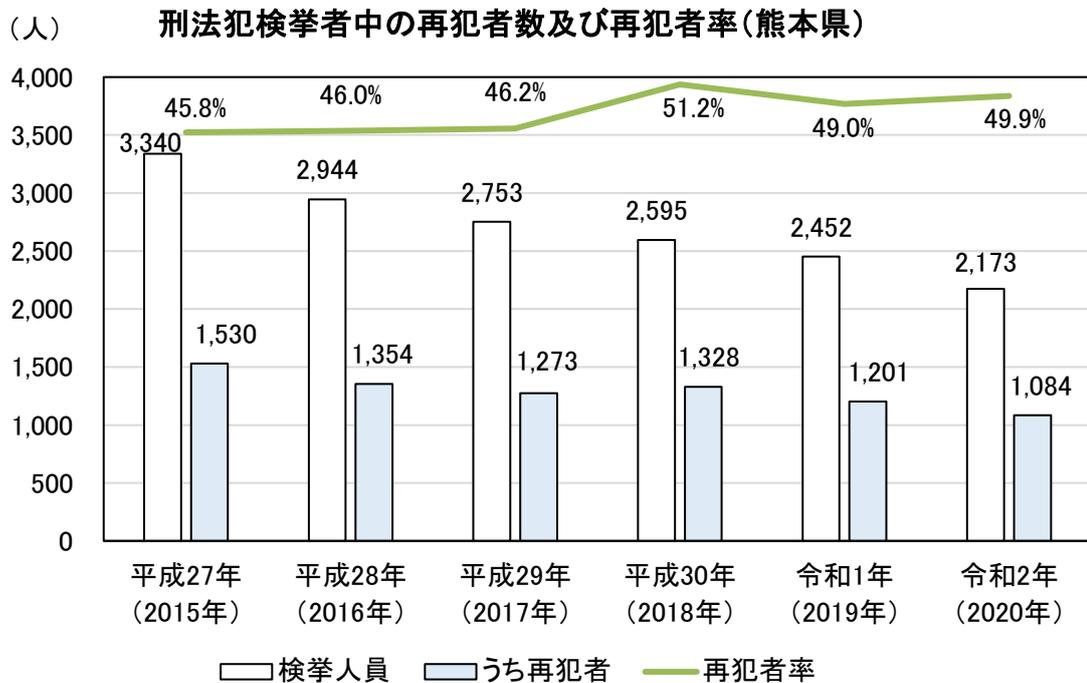


県警、女性の人権ホットライン(熊本地方法務局)対応分は、暦年集計

資料:熊本県男女参画・協働推進課

10 再犯者の状況

本県の刑法犯検挙者数は毎年減少しており、再犯者数も減少傾向にあります。令和2年(2020年)の再犯者率は49.9%と、検挙者の半数が再犯者という状況です。



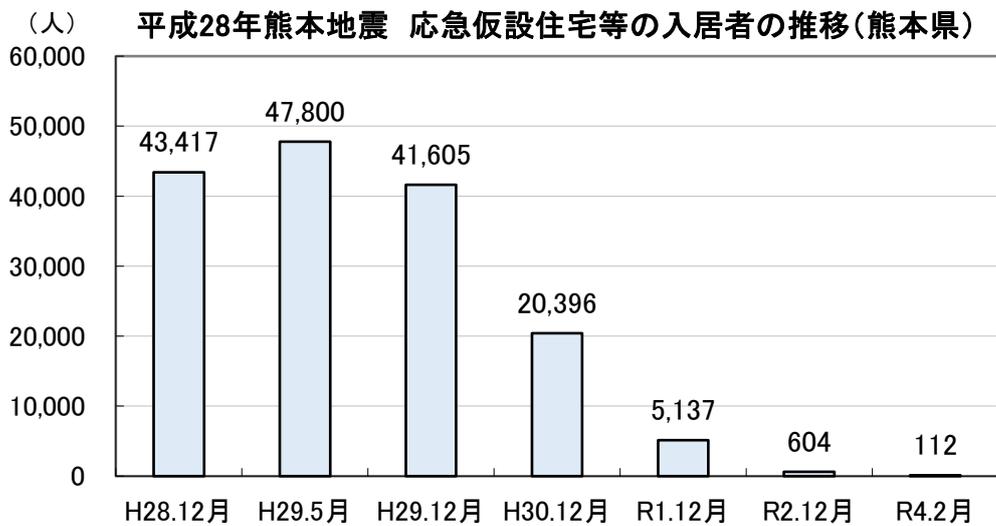
資料:法務省提供

11 被災者の状況

(1)平成28年熊本地震に伴う応急仮設住宅等の入居状況

平成28年熊本地震では多くの住家が被害を受け、応急仮設住宅等(※)には、最大で47,800人(20,255戸)(平成29年(2017年)5月)の被災者が入居しました。その後、住まいの再建が進み、令和4年(2022年)2月時点の入居者は、112人(44戸)となりました。現在の入居者の多くは、土地区画整理事業など公共事業の影響を受けているケースです。

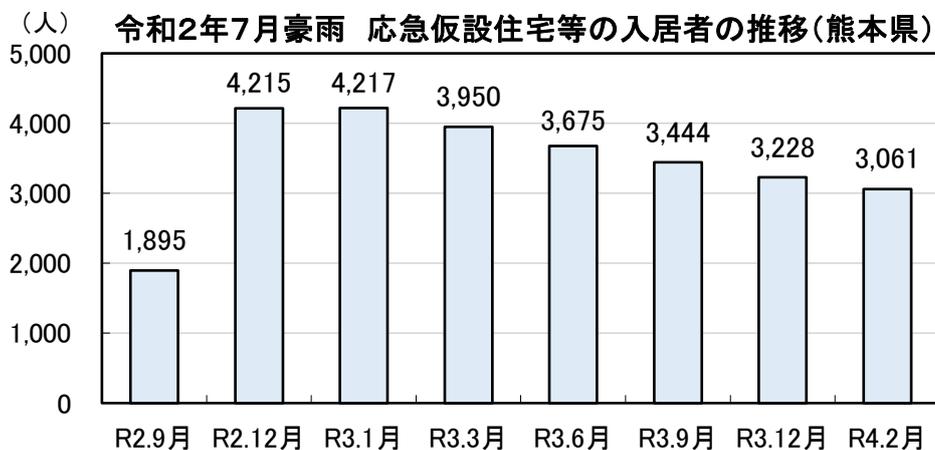
※応急仮設住宅等：建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅等(公営住宅、国家・地方公務員住宅等)。



資料：熊本県健康福祉政策課すまい対策室

(2)令和2年7月豪雨に伴う応急仮設住宅等の入居状況

令和2年7月豪雨では多くの住家が被害を受け、応急仮設住宅等には、最大で4,217人(1,814戸)(令和3年(2021年)1月)の被災者が入居しました。現在、住まいの再建が進んでいるところです。



資料：熊本県健康福祉政策課すまい対策室

12 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大し、本県でも、令和2年(2020年)2月に初めて感染が確認されてから令和4年(2022年)3月10日までに、感染者が5万5千人を超えました。

感染拡大により県経済が大きな影響を受けており、収入減少等により生活困窮に陥る人が増加することが懸念されます。また、外出自粛による社会的孤立や、高齢者の心身機能の低下等、様々な影響が懸念されます。

また、感染流行の波が到来した時を中心に、サロン活動が実施できない、人材育成のための集合型研修が開催できない、訪問活動を自粛するなど、地域福祉活動にも影響が出ています。

13 国の動き(社会福祉法の一部改正)

令和2年(2020年)6月12日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。市町村の包括的な支援体制構築に向けた新事業の創設(重層的支援体制整備事業、詳細は87頁)が盛り込まれ、令和3年(2021年)4月1日から施行されています。

この法律の趣旨は、少子高齢化が急速に進行し、社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加等、家族のあり方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、市町村の包括的支援体制の構築等所要の措置を講じて、全ての地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を図ることとされています。

なお、平成29年(2017年)6月2日公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

第3章

第3期熊本県地域福祉支援計画 推進における成果と課題

- 1 第3期計画推進における成果と課題・・・・・・・・・・ 24
- 2 今後取り組むべき課題・・・・・・・・・・ 29

1 第3期計画推進における成果と課題

平成28年3月に策定した第3期計画では、「地域の力でともに築く くまもと型福祉のまちづくり」を目標に掲げ、様々な取組を推進してきました。また、12項目の指標を設定し、計画の進捗状況を把握してきました。第3期計画の成果と課題は次のとおりです。

(1)地域の縁がわづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
五つ星プロジェクトのいずれかの項目に取り組む地域の縁がわの割合	23.7%	24.9%	26.3%	55.5%	56.2%	56.7%	50%	○
地域の縁がわ(同様の活動を行うものを含む)がある地域の割合 (H16年の小学校区)	52.7%	54.4%	55.0%	95.7%	100%	100%	100%	○
地域ふれあいホーム箇所数(※)	30	30	30	30	31	33	60	

※地域ふれあいホーム 地域の縁がわの機能に日中支援のサービス及びショートステイ等の夜間支援の機能を付加したもの

《成果と課題》

- ・ 地域の縁がわは令和2年度末で573箇所となりました。また、地域の縁がわがある地域の割合は100%と目標を達成し、より身近な居場所となりました。
- ・ 地域の縁がわ整備や地域福祉活動への助成を行うとともに、相談窓口の設置を行い、地域の縁がわの普及や活動内容の充実を図りました。特に、熊本地震と令和2年7月豪雨の被災地における活動に対しては、助成内容を拡充して支援しました。
- ・ 地域の縁がわ五つ星プロジェクト(※)に取り組む割合も増加しており、多様な取組が創出されました。また、コロナ禍においても新しい生活様式を取り入れた活動が行われ、孤独・孤立防止に寄与しています。引き続き、地域の縁がわの立ち上げを支援するとともに、地域における支え合いの拠点としての機能充実を支援する必要があります。

※第3期計画では、五つ星プロジェクトとして、①見守り活動、②健康づくり、③買い物・移動支援、④会食・配食等の生活支援、⑤学びの取組を推奨

- ・ より地域に密着した活動とするため、県と市町村との連携体制を構築する必要があります。

- ・ ふれあいいきいきサロン、通いの場、子ども・地域食堂、認知症カフェ等、類似の取組が増加しています。分野横断的な支援を行うためにも、地域の社会資源について市町村内で情報共有が図られる必要があります。
- ・ 地域ふれあいホームについては、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等向けの公的制度が充実してきたことにより、ニーズは少数であると考えられます。

(2)地域の結びづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
組織的な見守り活動を実施する地域の割合 (市町村数)	84.4% (38)	71.1% (32)	77.8% (35)	91.1% (41)	93.3% (42)	93.3% (42)	100% (45)	
買い物支援の取組を全域 で利用できる市町村数	12	17	22	24	24	25	全市町村 (45)	

《成果と課題》

- ・ 組織的な見守り活動を実施する地域の割合(市町村数)は、熊本地震が発生した平成28年度に低下したものの、その後上昇し、令和2年度末には93.3%(42市町村)となりました。
- ・ 人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能な組織的な見守り体制の構築のためには、多くの地域住民を巻き込んだ体制の構築を支援する必要があります。また、社会福祉法人やNPO法人、企業と連携する必要があります。さらに、ICTを活用した見守り(タブレット端末による安否確認等)を推進する必要があります。
- ・ 災害時避難行動要支援者の避難支援に係る個別避難計画について、全市町村で整備されるよう支援を実施し、令和元年度末で全市町村において策定(一部策定を含む)されるに至りましたが、災害対策基本法の一部改正による作成の努力義務化及び令和2年7月豪雨を踏まえた検証や見直しを支援する必要があります。また、名簿情報提供同意者の計画作成率向上を目指すとともに、避難訓練を実施するなど、当該計画の実効性を確保する必要があります。
- ・ 買い物支援の取組を全域で利用できる市町村数は、令和2年度末で25市町村と増加しました。企業やNPO法人等と連携を図りながら、市町村の取組を充実させていく必要があります。
- ・ 住民相互の生活支援体制の取組について、市町村によって体制が十分でないところもあり、好事例を普及させる必要があります。

(3)地域のしごとおこし

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
新たに実施または拡充した「しごとおこし」の取組数	0	21	43	62	66	66	45	○

《成果と課題》

- ・ 地域のしごとおこしについて、県の補助事業等を活用し一定程度取組が推進されました。
- ・ 社会参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズに応じた地域資源の調整等、活躍の場の創出が必要です。
- ・ 地域の困りごとを「しごと」に変える取組が進み、障がい者等の働く場として定着しています。例としては、少子高齢化や人口減少により墓地の管理が困難になっている地域において、墓地の清掃を障がい者等が担うといった取組等があります。引き続き、地域の困りごとを「しごと」に変える働きかけが必要です。

(4)地域福祉を支える担い手の育成

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
福祉のまちづくりリーダー養成数(人)	0	0	0	0	201	201	250	
民生委員・児童委員の充足率	98.8%	97.9%	98.1%	98.3%	97.3%	97.7%	100%	

《成果と課題》

- ・ 熊本地震の被災地において福祉のまちづくりリーダー養成研修(地域の底力向上研修)を実施し、自治会長や民生委員・児童委員等を中心に201人が受講しました。
- ・ 人口減少や少子高齢化等により地域福祉活動の担い手が不足しているため、引き続き、地域住民に対して、ボランティア活動等の地域福祉活動への参加を促していく必要があります。また、子どもの頃から福祉の心を育成する必要があります。
- ・ 地域福祉活動のけん引役となるリーダーを養成する必要があります。特に、熊本地震や令和2年7月豪雨の被災地においては、コミュニティ形成を支援する人材の育成が必要です。
- ・ 市町村・市町村社会福祉協議会が、社会福祉法人の地域貢献活動と連携した取組を行うことができるよう支援する必要があります。

- ・ 民生委員・児童委員の活動内容は多岐にわたり、負担感が強くなっています。民生委員のなり手不足への対応や民生委員をサポートする体制を構築する必要があります。
- ・ 地域福祉の推進役となる社会福祉協議会に求められる役割は高まっていますが、財源確保、人材確保・育成といった課題を抱えています。
- ・ 福祉人材の確保については、教育機関等と連携した福祉職の魅力発信等に取り組むとともに、就労環境改善の促進を図る必要があります。また、複雑化・複合化した課題に対応できる専門職の人材育成を行う必要があります。

(5)住民の視点に立った仕組みづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
福祉サービス第三者評価 受審事業者数(事業所)	293	390	427	468	501	519	1,000	
社会福祉協議会による法人 成年後見制度が利用できる 市町村数	17	19	20	21	22	22	全市町村 (45)	
地域福祉 SNS のフォロー ワー等の数	0	0	0	0	0	0	2,000	

《成果と課題》

- ・ 地域共生のモデル事業(国)を活用した市町村では、総合相談窓口や各分野の相談窓口との連携体制が明確化され、これまで支援につながらなかった世帯の把握や、多機関と連携した支援が可能となりました。この包括的な相談支援体制整備の取組を、県内全域に広めていく必要があります。
- ・ 引き続き、成年後見制度の利用等、支援を必要とする住民が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境整備を推進する必要があります。
- ・ 県の地域福祉 SNS の立ち上げには至りませんでした。県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会の SNS 等により、地域福祉に関する情報発信が行われました。また、県の情報については、地域福祉メールマガジンにより発信を行いました。

(6)地域における総合的支援の推進

《指標の達成状況》 指標の設定なし

《成果と課題》

- ・ 高齢・障がい・子ども・生活困窮といった個別分野における取組が着実に推進されました。複雑化・複合化した課題を抱える住民(世帯)の課題解決のために、改正社会福祉法の趣旨も踏まえて、市町村における包括的な支援体制の整備を支援する必要があります。
- ・ コロナ禍での外出自粛や生活困窮等による社会的孤立を防止する必要があります。

(7)地域福祉のビジョンづくり

《指標の達成状況》

指標の内容	H26 策定時	H28	H29	H30	R1	R2	目標値	達成 状況
地域福祉計画・地域福祉活動計画を現に有している市町村数	37	35	38	38	40	41	全市町村 (45)	

《成果と課題》

- ・ 市町村が策定する地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を未改定の市町村があります。また、改正社会福祉法に対応していない市町村もあるため、策定(改定)を支援する必要があります。

2 今後取り組むべき課題

第3期計画の指標12項目のうち、最終年度の令和2年度末において目標を達成した指標は3項目となりました。その他の指標についても、目標値に近づくなど、一定の成果が現れました。

しかし、本県の地域福祉を取り巻く現状(第2章)に記載したように、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域における支え合い機能の強化や、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題等への対応が必要です。また、第3期計画期間中に発生した平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興に向けた取組、今後の災害や感染症の発生に備えた対策も必要です。

本県の地域福祉を取り巻く現状及び第3期計画の課題を踏まえると、今後取り組むべき課題は次のように整理されます。

《本県の地域福祉を取り巻く現状》

- 人口減少と少子高齢化の進行
- 認知症の人の増加
- 地域における支え合い機能の低下
- 大規模災害からの創造的復興
- 新型コロナウイルスの影響による生活困窮、社会的孤立の深刻化、地域福祉活動の自粛
- 社会福祉法の改正(市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定)
- 高齢単身世帯の増加
- 児童虐待相談対応件数の増加
- 個人や世帯が抱える課題の複雑化・複合化

《今後取り組むべき課題》

●地域における
支え合い機能の強化



- ・ 地域における居場所・活躍の場づくり、支え合い機能の充実が必要
- ・ 地域福祉の担い手の育成が必要

●災害(感染症含む)
への対応



- ・ 被災者の生活再建支援、被災地でのコミュニティ形成支援が必要
- ・ 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進(ICTの活用推進等)が必要

●複雑化・複合化した
課題等への対応



- ・ 虐待防止の強化、成年後見制度の利用促進、生活困窮者支援の推進等、福祉制度・サービスを適切に利用できる基盤整備が必要
- ・ 市町村における包括的な支援体制の整備(多機関協働の推進等)が必要

第4章

計画のめざす姿

1	本県の特徴	32
2	計画のめざす姿	32
3	施策の基本方向	33
4	それぞれの役割	34

1 本県の特徴

次の3つの特徴を本県の強みとし、地域福祉を推進していきます。

《特徴1》

第1期計画(平成16年策定)から、「共に支え合う社会づくり(=地域共生社会の実現)」をめざして、「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」などの独自の取組を推進してきた。

⇒ 地域共生社会の実現に向けた取組の更なる推進

《特徴2》

被災者の総合的な支援を行う地域支え合いセンターの運営や、被災地域コミュニティ形成支援の経験がある。

⇒ 地域支え合いセンター運営等のノウハウを包括的な支援体制づくりに活かす

《特徴3》

大規模災害の教訓を踏まえ、平時からの支え合い活動の重要性が認識されている。

⇒ 地域福祉を推進する好機

2 計画のめざす姿

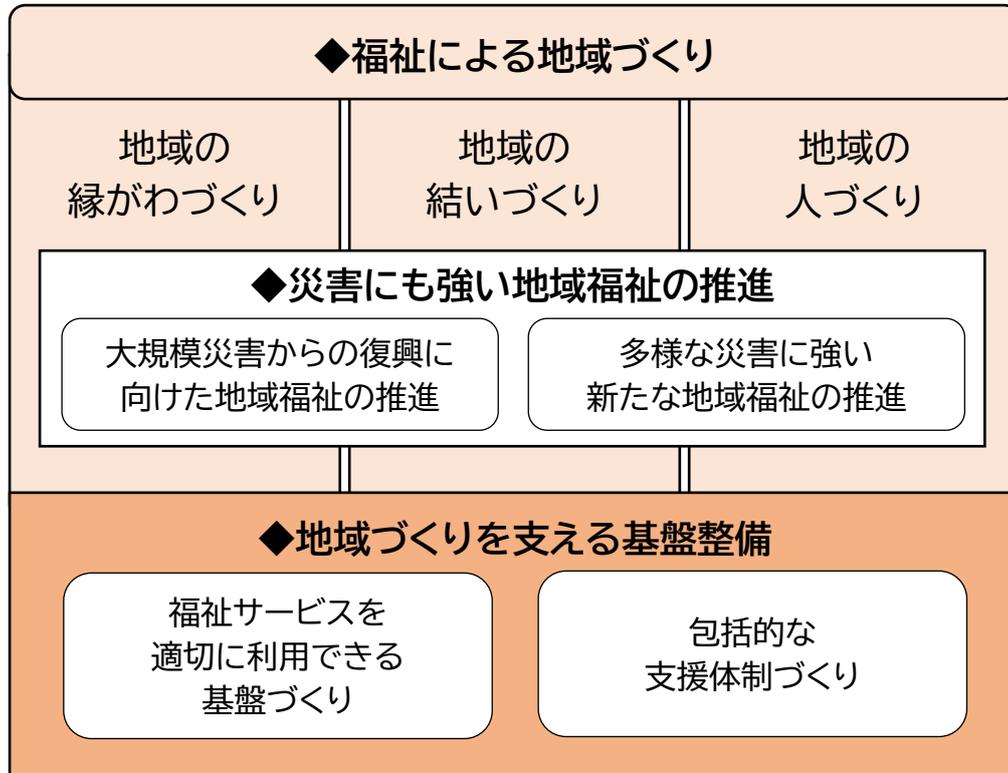
互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現

～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりをめざして～

これまで築き上げてきた本県独自の強みである「地域の縁がわ」等の地域資源を活かすとともに、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の教訓を踏まえて、住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる、災害にも強い、地域づくりを県民みんなでめざします。

地域福祉は、地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めるものです。「県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり」の考えのもと、県民の皆さんと一緒に取り組んで行くことが重要となります。

3 施策の基本方向



地域において展開される「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」「地域の人づくり」を3つの柱として、福祉による地域づくりを推進します。

福祉による地域づくりと一体的に、災害にも強い地域福祉を推進します。（「大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進」「多様な災害に強い新たな地域福祉の推進」）

また、地域づくりを支える基盤整備（「福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり」「包括的な支援体制づくり」）を推進します。

《施策体系》

I 福祉による地域づくり

【施策1】地域の縁がわづくり

【施策2】地域の結いづくり

【施策3】地域の人づくり

II 災害にも強い地域福祉の推進

【施策4】大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

【施策5】多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

III 地域づくりを支える基盤整備

【施策6】福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

【施策7】包括的な支援体制づくり

4 それぞれの役割

(1) 県

県は、地域福祉支援計画に基づき、広域的な観点から、市町村の地域福祉推進のために必要な支援を行います。(社会福祉法第108条)

また、市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行います。(社会福祉法第6条第3項)

(2) 市町村

市町村は、地域福祉計画に基づき、地域住民や社会福祉協議会等との協働・連携のもと、地域福祉を計画的に推進していく必要があります。(社会福祉法第107条)

また、包括的な支援体制づくりに努める必要があります。(社会福祉法第106条の3)

(3) 地域住民

地域住民は、事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けられています。(社会福祉法第4条第2項)

地域で困っている人がいた場合、身近な相談機関との連携等によりその解決を図るといった役割が期待されています。

また、地域福祉の担い手・けん引役として、ボランティア活動や地域活動に参加することなどが求められます。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、様々な活動に取り組んでいます。

(5) NPO法人・ボランティア団体

本県のNPO法人(特定非営利活動法人)数は、令和3年12月31日現在で741法人(熊本市認証分を含む)となっており、保健医療福祉、社会教育、まちづくり、スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、国際協力、子どもの健全育成等、多様な分野にわたる活動が県内各地で行われています。その中で、保健医療福祉分野で活躍するNPO法人数は最も多く、県認証の法人の中では全体の6割を占めており(複数分野で活動する法人あり)、福祉の担い手として大きく期待されています。

(6)社会福祉法人

県内では、社会福祉法に基づき671の社会福祉法人(国の所管法人を除く。令和3年4月1日現在)が認可されており、福祉や介護等に関する専門スタッフが数多く在籍しています。

平成28年の社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、地域福祉の担い手として、積極的に貢献していくことが期待されています。

取組例としては、地域住民を対象とした居場所づくり、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない人等に対する支援が考えられます。こうした取組を各法人が創意工夫を凝らして行うことにより、支援体制が重層化され、地域における課題解決力が向上することが期待されています。

(7)民間企業・事業者

企業の地域貢献活動として、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベントの実施等、事業者の特性を活かした社会貢献活動が推進されており、地域に資源の提供を行う企業も数多くあります。

また、地域の見守り活動や災害時の行政との協定締結等の地域貢献も行われています。

(8)社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は社会福祉法第109条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられ、区域内の住民(地区社会福祉協議会、自治会、町内会、住民等)や、民生委員・児童委員、ボランティア団体等の参加・協働のもと、様々な社会福祉事業の企画・実施や地区社会福祉協議会の組織づくり等、地域住民に対し社会福祉活動の参加のための援助等を行っており、地域の多様な福祉活動をコーディネートするなど、各市町村の地域福祉推進に不可欠な役割を果たしています。

熊本県社会福祉協議会は、社会福祉法第110条第1項により、広域的な観点から地域福祉を推進する団体として位置付けられています。県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成等に取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されます。

第5章 施策の展開

I 福祉による地域づくり

- 施策1 地域の縁がわづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 施策2 地域の結びづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 施策3 地域の人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

II 災害にも強い地域福祉の推進

- 施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進・・・・・・・・ 72
- 施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進・・・・・・・・ 77

III 地域づくりを支える基盤整備

- 施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり・・・・・・・・ 81
- 施策7 包括的な支援体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

- 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

I 福祉による地域づくり

施策1 地域の縁がわづくり

- (1)地域の縁がわの立ち上げ支援
- (2)支え合い活動の拠点としての機能充実
- (3)誰もが活躍できる場の創出
- (4)市町村における活用推進

施策2 地域の結びづくり

- (1)地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実
- (2)災害に備えた取組の強化
- (3)買い物支援・移動支援の推進

施策3 地域の人づくり

- (1)福祉の心の育成
- (2)地域福祉を担う住民の育成
 - ①ボランティア活動への参加促進
 - ②福祉のまちづくりリーダーの養成
- (3)自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援
- (4)社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大
- (5)民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上

II 災害にも強い地域福祉の推進

施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

- (1)「地域の縁がわづくり」「地域の結びづくり」の重点的支援
- (2)被災地における地域づくりを支える担い手の育成
- (3)災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援
- (4)復興ボランティアの支援
- (5)地域支え合いセンターの運営支援

施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

- (1)多様な災害に強い地域づくりの推進
- (2)ICT(情報通信技術)等を活用したつながりの維持

Ⅲ 地域づくりを支える基盤整備

施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- (1)権利擁護体制の充実
 - ①児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化
 - ②日常生活自立支援事業の活用促進
 - ③成年後見制度の利用促進
- (2)福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実
- (3)生活困窮者支援の推進
- (4)一人ひとりの状況に応じた支援

施策7 包括的な支援体制づくり

- (1)市町村における包括的な支援体制整備への支援
 - ①市町村における包括的な支援体制づくりの促進
 - ②市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化
 - ③福祉人材の確保・育成
 - ④地域福祉の情報発信と情報共有
- (2)地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援

I 福祉による地域づくり

施策1 地域の縁がわづくり

《基本的な考え方》

「地域の縁がわ」とは、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所のことです。本県では、平成16年に策定した第1期計画から取組を推進しています。地域の縁がわは県内各地で着実に広がり、令和4年2月末で581箇所となりました。

NPO法人が空き家を活用して住民交流スペースを開設したり、社会福祉法人が施設内に住民交流スペースを確保するなど、様々な運営主体がそれぞれの地域資源を活用しながら居場所づくりに取り組み、地域独自の様々な“縁がわ”が生まれました。

第2期計画期間中の平成26年度から、「地域の縁がわ五つ星プロジェクト」として、「①見守り活動」「②健康づくり」「③買い物・移動支援」「④会食・配食等の生活支援」「⑤学び」の取組を推奨し、地域における支え合い活動の拠点としての機能充実を図ってきました。また、地域の縁がわの中には、自分の力を発揮できる場となったり、困りごとを抱えている人たちが身近に相談できる場となっているところもあります。

第3期計画期間中には、「地域の縁がわ(同様の活動を行うものを含む)がある地域の割合(平成16年の小学校区)」が100%という目標を達成し、地域住民にとって、より身近な居場所となりました。

「地域の縁がわ」は、「共に支え合う社会づくり」をめざして推進してきた本県独自の取組であり、地域共生社会の実現に向けて、多様な主体と連携し、更に推進していく必要があります。

《施策1の体系》

- (1)地域の縁がわの立ち上げ支援
- (2)支え合い活動の拠点としての機能充実
- (3)誰もが活躍できる場の創出
- (4)市町村における活用推進

事例1

地域の縁がわのモデル「健軍くらしささえ愛工房」^{あい}

【NPO 法人おーさぁ（熊本市東区）】

県では、平成17年10月に、「地域の縁がわ」のモデルとして、県営健軍団地の1階に「健軍くらしささえ愛工房」を開設しました。運営を担っているのは、公募により選ばれた「NPO 法人おーさぁ」です。

工房では、制度の枠を超えた共生型多機能施設として、小規模多機能型居宅介護事業や地域密着型通所介護事業、基準該当生活介護事業を実施し、同じフロアに障がい者と高齢者が集います。

また、「子育て世代の交流の場所がほしい」という地域の要望から始まった子育てルームは、今では地域型保育事業所(小規模 A 型)となりました。毎日明るい子どもの声が響き、工房に集う人たちに元気を与えています。

他にも、若年無業者等の就労支援を行う「くまもと若者サポートステーション」や、自立支援プログラム(生活保護受給者)と就労準備支援事業(生活困窮者)、ひきこもり支援センター「りんく」を行政から受託し、様々な状況の人を受け入れる体制づくりが進んでいます。

地域との交流も大切にしています。工房には、喫茶・軽食コーナーを設け、誰もが気軽に立ち寄ることができるようにしています。季節の行事やイベント等地域交流の場となり、全国からの視察でにぎわっています。また、ボランティア団体「ちょびっとの会」を設立し、住民ボランティアと一緒に活動を継続してきました。

おーさぁでは、これまで培った経験やノウハウを活かし、県内の地域の縁がわ登録団体や、これから活動を始めたいと考えている団体・個人からの相談に応じています。これからも、地域の縁がわのモデルとして、県内の地域福祉をけん引していくことが期待されます。



《施策の方向性・県の施策》

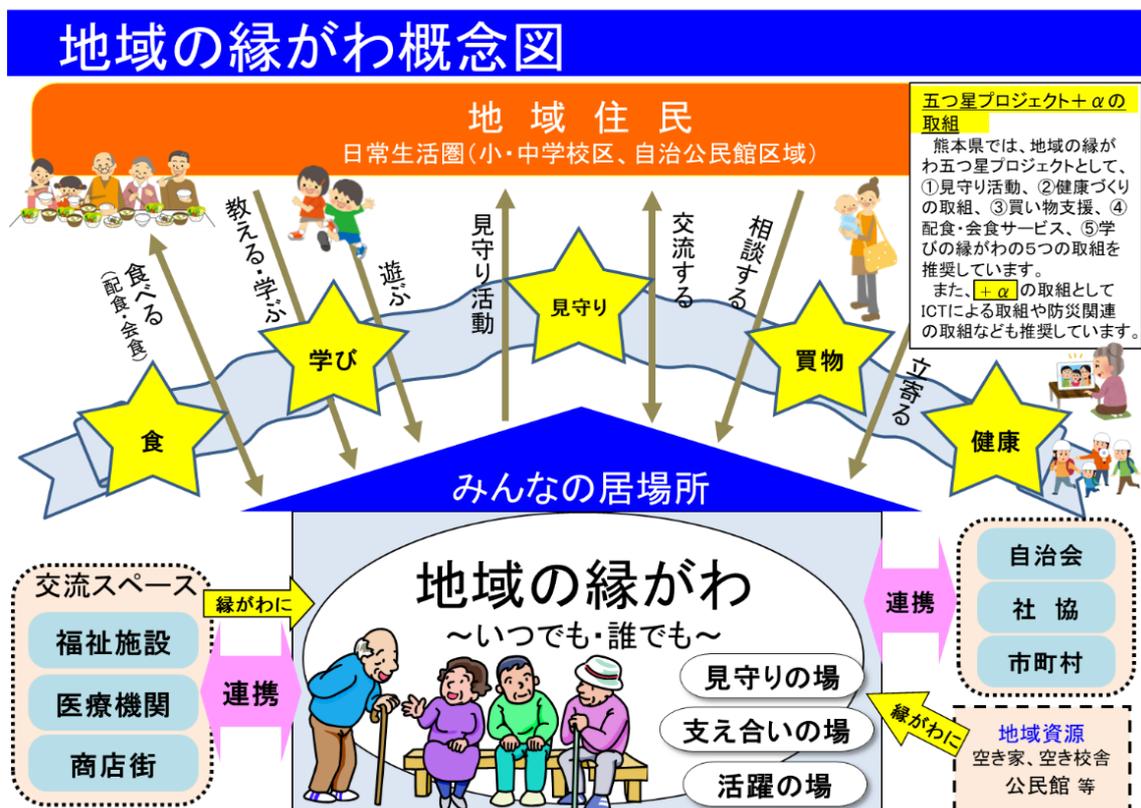
(1)地域の縁がわの立ち上げ支援

地域の縁がわが、地域の誰もが気軽に集い、支え合う居場所となるためには、自治会やNPO法人、社会福祉法人等の多様な主体により、様々な“縁がわ”が展開されることが求められます。

県では、地域の縁がわ活動を行う団体の掘り起こしのために、自治会やNPO法人、社会福祉法人等に働きかけを行うとともに、立ち上げ支援を行い、多様な居場所づくりを推進します。

地域の縁がわの例

- ◆自治会が主体となって公民館等を交流の場として活用し、地域の誕生会や食事会を開催する等、「住民団体が中心となって運営する地域の縁がわ」
- ◆子育て支援センターや保育所に地域住民との交流スペースを併設した「子育て支援中心の地域の縁がわ」
- ◆小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホームに地域住民との交流スペースを併設した「高齢者の支援を中心とした縁がわ」
- ◆地域活動支援センターや就労支援施設等に地域住民との交流スペースを併設した「障がい者の支援を中心とした地域の縁がわ」



事例2

空き家を活用した住民主体の常設型の縁がわ

【NPO法人ぽっかぽかすずかけ（合志市）】

NPO法人ぽっかぽかすずかけは、すずかけ台団地の住民らでつくられた法人で、平成23年に活動を開始しました（法人化は平成27年）。

代表の佐藤さんが、自治会長を務めた経験等から地域での互助活動を模索していたところ、合志市社会福祉協議会が住民参加型在宅福祉サービス「ぽっかぽかサポート」事業（54頁参照）を始めることを知りました。そこで、有志によるボランティアグループを立ち上げ、事業の協力団体第1号として、ごみ出しや電球交換といった、地域住民のちょっとした困りごと支援を開始しました。活動を続ける中で、誰もが気兼ねなく集える「居場所」が必要との思いから、空き家を活用した常設型の地域の縁がわ「居場所づくりの家よんなっせ」を平成27年に開所。住民の困りごとや家事の支援に



加えて、会食、脳トレ教室、百歳体操、買い物ツアー等を実施しています。

代表の佐藤さんは、「元気で長生きするためには、みんなでふれあう場所が大切」と話します。コロナ禍で、集うことができない時期もありましたが、感染状況をみて対策を講じながら活動を継続しています。

事例3

「地域の縁がわ」でつながる子育てネットワーク

【子育てネットワーク「縁側 moyai」（熊本市南区）】

夫の転勤等により熊本県で暮らす県外出身のママたちは、頼れる親戚や友人が近くにいなかったり、パパは仕事で忙しかったりと、子育てに孤軍奮闘してしまいがちです。地元の情報を得たり、地域につながる機会を見つけることが難しく、孤立しがちな傾向にあります。

子育てネットワーク「縁側 moyai」は、そんな県外出身ママを含め、この熊本に暮らす子育て世代がつながる場所になれば…との思いから、子育てママたちをつなぐ「地域の縁がわ」活動を行っています。子育てにまつわるセミナーや季節を感じる交流イベント、おさがり譲渡会など様々な活動が週1～2回開催されています。時には、先輩ママである地域の高齢者から、郷土食のだご汁やいきなり団子、梅干しづくりを教わり、また、子育てのアドバイスをいただく集いの場にもなっています。地域の高齢者にもご協力をいただきながら、多世代交流も進んでいます。



事例4

支え合って実のなるオリーブのように

～子育て支援と交流の拠点「オリーブの木」の取組～

【社会福祉法人 ^{ひかりどうえん} 光明童園（水俣市）】

児童養護施設等を運営する社会福祉法人光明童園では、子ども、高齢者、障がい者など、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点として、地域の縁がわ・地域ふれあいホーム「オリーブの木」を開設しています。

日常的な子どもの学習の場や放課後の居場所、高齢者などの交流の場として施設を開放しながら、毎月1回子ども地域食堂を開くなど、地域に溶け込んだ活動が行われています。

居場所づくりの取組の1つである子どもの学習の場「マナーブ」は、子どもが学校帰りにふらっと立ち寄って勉強したりおしゃべりしたりできる場所になっています。一方で、日中は、不登校傾向のある子どもが通えるようにしており、家にひきこもりがちになって家族以外と話す機会の少ない子どもにとって、新たな関係をつくる貴重な場にもなっています。子どもが別室で勉強している間に親や時には学校の先生も交えた話し合いを行えるような取組も進めており、親と子の双方に寄り添った支援が行われています。また、様々な事情から専門機関へ相談できない親や専門機関では対応が難しい子どもに対しても門戸を開き、幅広い支援が行われています。

子ども地域食堂「ポパイ」では、学校で気になる子どもがいるなどの気づきの声を拾い、積極的に周知を図るとともに、子どもだけではなく親や地域の人も対象とし、食事支援はもちろんのこと、地域での関係づくりや見守りにもつながっています。

オリーブの木の若杉センター長は、「弱いつながり」をつくるのが大切だと話します。専門機関への相談には至らないような、子育てで気になっていることや学校や友達のことなど子ども自身の悩みを気軽に話せる場所や関係を大切にして、活動に取り組んでいます。



“子ども”と“地域のつながり”を育む縁がわ

事例5

【社会福祉法人 ひゃくはちかい 百八会（熊本市東区）】

社会福祉法人百八会は、県営東町団地の1階に入居するシルバーピア東町デイサービスセンター内に、地域の縁がわ「パティオ」を令和3年に開設しました。近くには小学校や高校、特別支援学校があり、通りには若い世代の活気が感じられます。

この縁がわの運営において工夫された点は、利用者が団地住民だけにならないよう、自治会や学校の協力を得て、学生が立ち寄る機会づくりを行っていることです。高校の美術部生徒の作品展を開催するなど、学生やその家族も立ち寄る機会づくりを心がけて運営されています。この縁がわは、読書や宿題を行うスペースとして学生に開放され、また、ボランティア部の生徒が先生となり小学生に勉強を教える場を設けるなど、居場所づくりや学習支援の場としての側面もあります。

他にも、月1回のお弁当配布、週2回お昼時にうどんやカレーを安価で提供したり、パンの移動販売に来てもらうなど、「子ども地域食堂」としての役目も果たしています。



地域の中で共に生き、共に学びあうことをめざして

事例6

【認定NPO法人 たとら太の会（八代市）】

認定NPO法人とら太の会の理事長の山下さんが活動を始めたのは、今から40年近く前のことです。幼稚園に勤務する傍ら、障がい児を対象にした療育サークル「とら太の会」を発足したことが始まりです。その後、障がいのあるなしに関わらず、地域の中で共に生き、共に学びあうことをめざす中で、とら太の会を母体に、小規模多機能作業所みのりや無認可保育園ありんこ園等を設立。現在は、多機能事業所（障がい者が働く場所）、保育所、放課後児童クラブ、ふれあいホーム（緊急時の預かり宿泊サービス）、相談支援事業、児童家庭支援センターと、多岐にわたる事業を実施しています。一つ屋根の下で、大人も子どもも、障がいがあってもなくても、違いを認め合いながら交流し、楽しく活動しています。山下さんは、「ここに通う子どもたちは、いろいろな人との関りにより自然と相手を受け入れることができるのです」と話します。こうした子どもたちの様子を見るのが、山下さんの原動力になっています。



(2) 支え合い活動の拠点としての機能充実

地域の縁がわが人々が集う場所であることを活かして、支え合い活動の拠点としての機能充実が図られることが求められています。

県では、地域の縁がわが、地域の支え合い活動の拠点となるよう、機能充実を図ります。

住民のちょっとした困りごとを解決するために、「地域の縁がわ五つ星プロジェクト+α(プラスアルファ)」として、「①見守り活動」「②健康づくり」「③買い物・移動支援」「④会食・配食等の生活支援」「⑤学び」のほか、ICTを取り入れた地域福祉活動や防災活動等の取組を推奨します。

また、このような活動を行う地域の縁がわの運営を支援するため、運営における相談に応じるとともに、好事例の普及を行います。

事例7

温かい食事とやさしい笑顔に満ちた 気軽に立ち寄れる居場所づくり

【縁側サロン竹ちゃんち（熊本市南区）】

「竹ちゃんち」は、主宰する竹ちゃんこと竹下さんが自宅を開放して運営している子ども・地域食堂です。活動を始めたのは平成25年。当時、産婦人科の看護師をしていた竹下さんが、産後、悩みを抱えているにも関わらず、相談するところもなく孤立してしまう母親が大勢いる状況を見て、力になりたいと、退職を機に、軽食を用意した子育てのための集いをスタート。その後、地域で子育ての必要性を感じ、多世代交流の場として間口を広げ、平成28年に子ども食堂を始めました。子どもだけではなく、お母さんの交流の場となっており、育児の悩みを同世代のママや経験豊富な先輩ママと共有し、楽になる貴重な場所です。



食事は寄付で集められた食材を使って、竹下さんや地域ボランティアの人たちがバランスを考えて作ります。低料金とは思えないおかずの種類の豊富さ、そしておいしさに、集まったお母さんたちの笑みがこぼれます。

手作りの温かい食事の提供やお祭りなどのイベントの開催を通じて、子どもやお母さん、さらには地域ボランティアの人たちの居場所づくりに大きく貢献してきました。まるで実家のような安心感があふれる「竹ちゃんち」は、今後も地域の人々が気軽に立ち寄れる場所として、竹下さんのやさしい笑顔により守られていくことと思います。



(3) 誰もが活躍できる場の創出

第3期計画では、地域の誰もが、その能力を活かしていきいきと活躍できる場を創出する「地域のしごとおこし」の取組を進めてきました。地域の縁がわの中には、高齢者や障がい者が、ちょっとした収入を得ることができる「しごと」の場を創出しているところもあります。

また、地域の縁がわが、ひきこもりがちな人等の活躍の場となり、社会参加のきっかけとなることも期待されます。

「しごと」の場の創出が軌道にのると、地域の縁がわの運営費の捻出にもつながります。

県では、地域の誰もが、その能力を活かしていきいきと活躍できる場の創出を行う地域の縁がわを支援するために、好事例の普及を行います。

また、新たな場の創出のために、福祉以外の分野(農林水産業等)との連携を図ります。

事例8

みんな笑顔で健康、交流、布草履作り！

【みんなの蔵(いしはら) (長洲町)】

みんなの蔵は、蔵を所有していた人から、地域福祉のためにと寄贈された建物をリフォームして運営されています。

現在の主な活動は地域のふれあい活動を中心に、布草履作りやクラフトバッグ作り、脳トレ、食事の提供(現在、新型コロナウイルス感染症の影響で休み)等です。布草履は、蔵のすぐ近くの四王寺神社の裸祭り「的ぼかい」で使われた後に廃棄されていたさらしの布を、みんなの蔵代表の草野さんが「洗えばまだ使えるもったいなか！」と思ったのをきっかけに作製が始まりました。布草履は手分けして作られ、作製中は皆さん笑いと話に花が咲き、地域の人々の交流の場となっています。また、作られた草履はみんなの蔵の他、JR新玉名駅や金魚の館で販売され、蔵の運営費に充てられています。その他、毎朝のラジオ体操や毎月第一土曜日の避難訓練、スマホ講座と様々な交流を行っており、毎年5月と10月のフリーマーケットや布草履やバッグの収益を利用したの慰安旅行や食事は活動の目標にもなっています。「去る者は追わず来る者は拒まず」の精神に参加の輪は地域外にも広がります。

現在、町内では買い物をする場所が減少していることから、今後は町内の自主農園で採れた野菜の販売等、買い物支援にも力を入れていく予定です。



事例9

誰もが輝ける地域をめざして
働きたい障がい者と企業のマッチング！

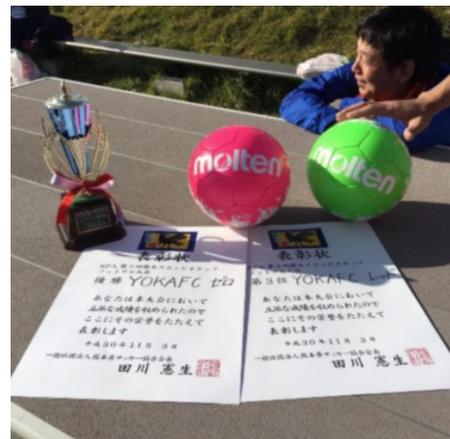
【NPO法人 ^{けーびーごせん} KP5000（熊本市西区）】

NPO法人 KP5000 は、熊本県内で働く障がいのある人を5,000人にすることを目標に、障がい者の就労支援に取り組む団体です。代表の原田さんは、14年近く障害者就業・生活支援センターに勤めた後、障がいのある人に働きながら暮らしを楽しんでほしいとの思いから、当法人を立ち上げました。

主な活動は、障がいのある人と企業のマッチングです。自身の障がいの程度やできることを把握する手助け、企業の案内、また働き口を増やすべく企業側に働きかけをしています。原田さんは「働くということは、障がいの有無に関わらず、その人がもともと持っている能力を引き出すことだと思います。障がいのある方たちの就職後に成長した姿を見ることができるのが、この仕事の魅力です」と話します。

他にも、実際に働いている人や就職を希望している人の相談対応、福祉施設で作られた商品の販売、余暇活動充実のためのサークル活動の実施、学校への福祉に関する出前授業、福祉サービス事業所の困りごと相談対応等、多方面から支援を行っています。

原田さんは、「障がいのある人も支えられるだけでなく支える立場になり、皆が支え合い、一緒に頑張る社会をめざしたい」と今後の目標を話します。



事例10

地域の課題から「しごと」を生み出す

【小国町社会福祉協議会（小国町）】

小国町社会福祉協議会が運営する「サポートセンター悠愛」は、障がい児・障がいの複合施設です。ここでは、地域の課題から様々な「しごと」が生み出されています。

就労継続支援B型事業所「大豆工房 小国のゆめ」の“小国郷農福連携と6次産業化プロジェクト”もその一つです。希少大豆「すずかれん」を栽培し、豆腐や揚げ、シフォンケーキなどに加工し、販売しています。

取組のきっかけは、地場産業の衰退でした。昔ながらの豆腐屋さんの廃業が相次ぐ中、地域の味・文化を守りたいとの思いから、豆腐屋さんと一緒に豆腐作りを始めました。また、地域に広がる耕作放棄地を何とかしたいという思いから、耕作放棄地を活用し、豆腐の原料となる「すずかれん」の栽培をスタートしました。さらに、豆腐や揚げなどを使った料理を提供するレストラン「すずかれん」をオープン（就労継続支援A型事業として）。地元で丁寧に作られたものは、地域の人に好評です。

障がい者の活躍の場の創出と地域の発展に向けて、今後も新たな展開を見せてくれそうです。



(4)市町村における活用推進

地域の縁がわの他にも、ふれあいいいききサロン、通いの場、子ども・地域食堂、認知症カフェといった多様な取組が増加しています。

地域共生の視点から、分野横断的な支援を行うためにも、地域資源について市町村内での情報共有が図られる必要があります。

県では、地域の縁がわづくりの推進にあたって市町村との連携を図り、市町村において地域資源として有効活用される仕組みづくりを行います。

また、地域の縁がわなどに寄せられた地域住民からの相談が、適切な支援機関につながるよう市町村における体制づくりを推進します。

施策2 地域の結いづくり

《基本的な考え方》

「地域の結いづくり」とは、地域住民による見守り活動等の支え合い、生活支援活動を推進することです。

少子高齢化や人口減少が進む中、また、都市部だけでなく地方においても、共働き世帯や単身世帯の増加等により、近隣での支え合いや人とのつながりが希薄になっている中で、地域での見守りや生活支援の必要性は高まっています。一方で、高齢化率の高い地域では特に見守りなどの担い手不足が深刻化しています。

地域での支え合い活動を推進するためには、地域住民や社会福祉法人、NPO法人、企業等の多様な主体の参画が求められています。

平時からの支え合いは、災害に強い地域づくりにもつながります。球磨川流域を中心に本県に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨では、住民同士の避難の呼びかけや、自力で避難することが困難な人への支援等により、安否確認を迅速に行うことができた地域もありました。

平時から近所で顔の見える関係を築き、災害時の避難行動を確認しておくことは、大切な命を守ることにつながります。

「地域の結いづくり」は、「共に支え合う社会づくり」をめざして推進してきた本県独自の取組であり、地域共生社会の実現に向けて、また、災害に強い地域づくりのために、更に推進していく必要があります。

《施策2の体系》

- (1) 地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実
- (2) 災害に備えた取組の強化
- (3) 買い物支援・移動支援の推進

《施策の方向性・県の施策》

(1)地域住民同士の支え合い・見守り体制の充実

地域での支え合い活動・見守り体制を充実させるためには、地域住民や社会福祉法人、NPO法人、企業等の多様な主体の参画が求められています。支え合い・見守り活動の中で、それぞれができることで支え、あるときは支えられるという関係の循環が生まれることにより、誰もが役割と生きがいを持ち、自分らしく活躍できる場につながることを期待されます。

こうした地域での支え合い・見守り活動に加えて、センサーによる通報システムやタブレット端末による安否確認等、ICTの活用推進も検討していく必要があります。

県では、地域住民をはじめとした多様な主体が、地域での支え合い・見守り活動に参画するきっかけとなるよう意識の醸成を図ります。

また、見守り体制を構築する市町村や市町村社会福祉協議会を支援するために、アドバイザーの派遣や好事例の普及等を行います。

さらに、民間事業者との連携による「熊本見守り応援隊」の取組を推進するために、民間事業所に参加を働きかけていきます。

高齢者等が抱える生活上のちょっとした困りごとを地域住民が支援する「住民参加型在宅福祉サービス」が拡大するよう、体制構築の中心となる市町村社会福祉協議会やNPO法人等を支援します。

ICTを活用した見守りについては、市町村と連携して取組を推進します。



熊本見守り応援隊

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、県では、地域の事業者などの協力を得て、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子どもの安全などの見守り活動に取り組むとともに、それぞれの関係機関が積極的に協力し、連携して地域福祉の向上に寄与することを目的に「熊本見守り応援隊」の協定を締結しています。協定の締結者は、協力事業者、熊本県社会福祉協議会、熊本県民生委員児童委員協議会、熊本市民生委員児童委員協議会、熊本県警察本部、熊本県です。

平成23年3月11日に第1号の事業者と協定を締結し、令和4年1月末現在21事業者と協定を締結しています。

《協定協力事業者（令和4年1月末現在）》

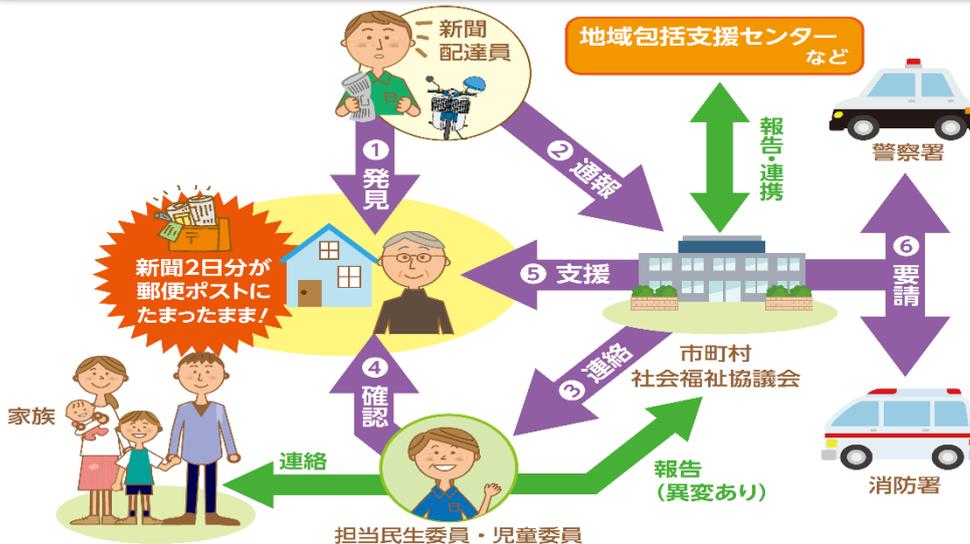
- ・株式会社熊本日日新聞社
- ・一般社団法人熊本県タクシー協会
- ・日本郵便株式会社九州支社
- ・株式会社毎日新聞社熊本支局
- ・熊本県農業協同組合中央会
- ・熊本県北読売会
- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- ・熊本ヤクルト株式会社
- ・株式会社産交ミック
- ・ヤマト運輸株式会社
- ・グリーンコープ生活協同組合くまもと
- ・一般社団法人熊本県LPガス協会
- ・西部ガス株式会社熊本支社
- ・朝日新聞熊本朝日会
- ・九州電力株式会社
- ・熊本県南読売会
- ・西日本新聞エリアグループ熊本
- ・生活協同組合くまもと
- ・佐川急便株式会社
- ・布亀株式会社
- ・一般社団法人熊本県医薬品配置協会

《熊本見守り応援隊の連携例》

道に迷われていると思われる高齢者等の発見、通報、保護
(緊急を要する場合)



異変を感じた一人暮らしの高齢者等の発見、通報、支援
(発見時、緊急を要しない場合)



事例ⅠⅠ

見守りの輪を広げる生協のトラック

【生活協同組合くまもと（水俣市）】

生活協同組合くまもとは、平成29年に「熊本見守り応援隊」の協定を締結しました。

『ひとりはお互いのために、みんなはひとりのために』という精神のもと活動を行う生協くまもとは、独自の「生協くまもとSDGs行動宣言」を掲げて、暮らしをより良く豊かにする様々な活動を行っています。

その中でも地域の見守りに大きく貢献しているのが、計200台の車両からなる配達業務です。県下7つの支所から県内全域に配達を行っており、住民の方と接する機会が多いため、些細な異変に気づきやすいという特徴があります。地区担当からは、「住民の方の異変を感じたため、声かけや通報を行った」という声も多く挙がっているようです。

配達トラックが運ぶ見守りの輪は、今日もどこかで広がっています。

事例12

「向こう三軒両隣」安全安心・楽しく暮らせる地域づくり

【芦北町^{はかりいし}計石自治公民館（芦北町）】

芦北町計石地区は、八代海に面し自然環境に恵まれた地域ですが、年々高齢化が進み、地区の高齢化率は50%を超え、つながりの希薄化が危ぶまれていました。

そのような中、計石自治公民館の江島館長は、かつてあった「向こう三軒両隣」の精神こそが高齢化の進む今、この地域に必要なだと思い立ち、平成20年に地域の縁がわ「ここが一番よかところ」を立ち上げました。

熱心な取組の結果、今では、みんなが公民館に集まって、お弁当を食べながら楽しくおしゃべりしたり、カラオケで熱唱したり、健康器具で運動したり、子どもたちと塩づくりをしたりと、地域の誰もが気軽に楽しく集い交流する場になっています。



また、住民同士で支え合い地域全体で見守る「計石見守り応援隊」の取組もスタートしました。回覧板を回す単位で、班長さんを中心に協力員を募って生活の中でのさりげない見守り活動を行います。見守りが必要な世帯には、いざという時の連絡先等を記入した「安心カード」を配付しています。

令和2年7月豪雨の際、計石地区では浸水した世帯もありました。近くの砂防ダムも危うく水位が超えそうな状況でした。そこで、豪雨災害での経験を教訓に、砂防ダムの様子や避難の呼びかけをスマートフォンで見ることができるよう、ICTを防災に活用する取組もスタートしています。スマートフォンを活用するため、高齢者の方も操作の研修に参加しました。

計石地区は、「向こう三軒両隣」の精神で誰もが安全で安心して楽しく暮らせる地域づくりが、更に進みそうです。

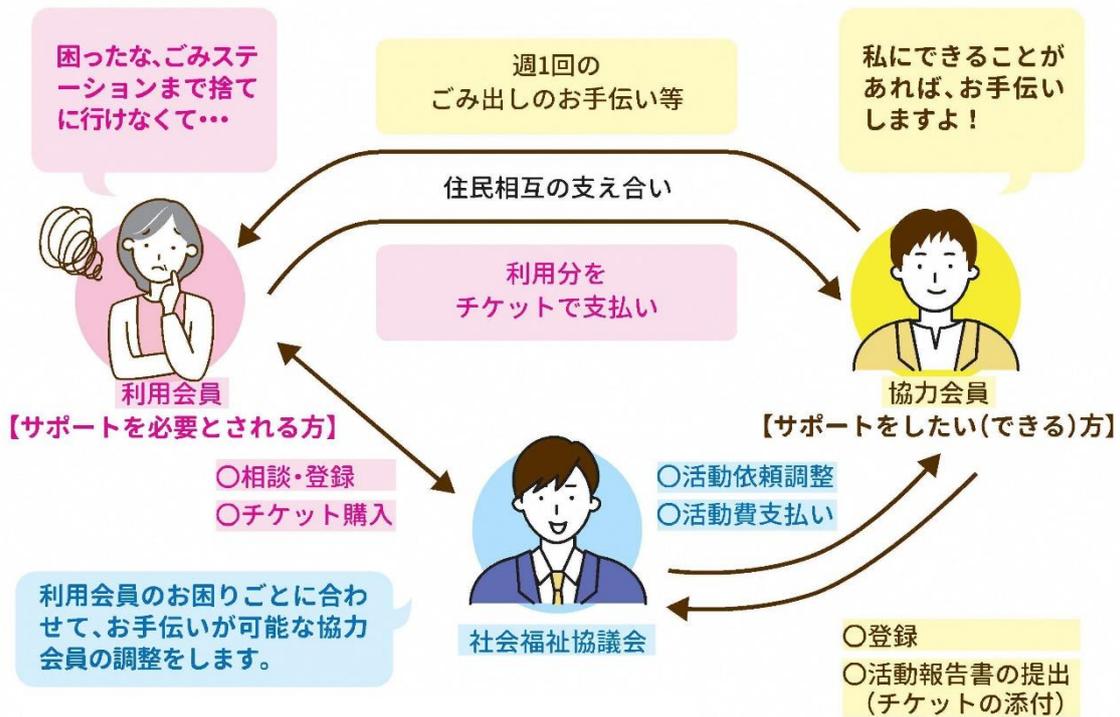


住民参加型在宅福祉サービス

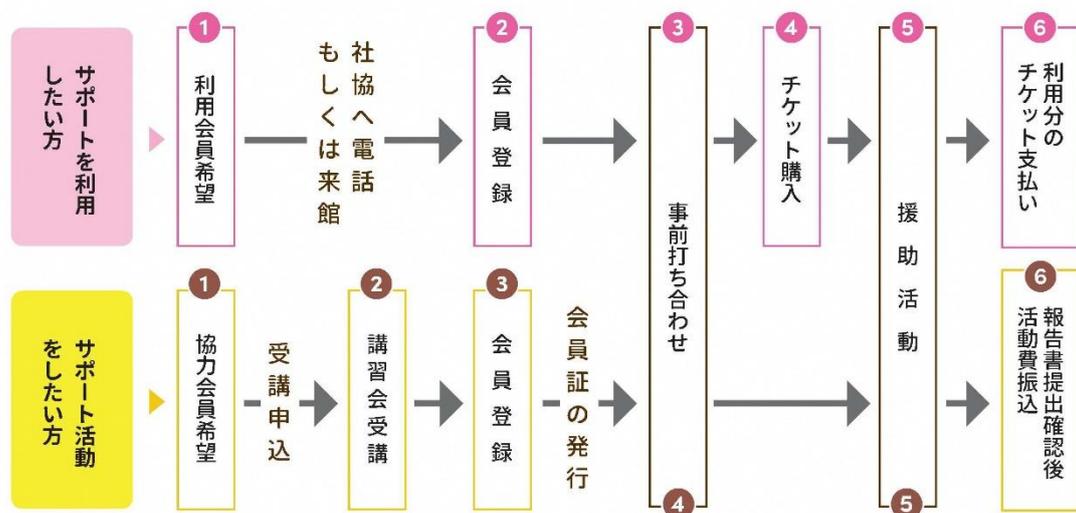
利用者とサービス提供者(協力会員)の登録制により、利用者の日常生活上のちょっとした困りごと(定期的なゴミ捨てや高所の電球交換、買い物等)を、活動可能な協力会員が低額で支援する近隣住民同士の支え合いによるサービス。

合志市社会福祉協議会「ぽっかぽかサポート事業」の例

■ ぽっかぽかサポートのしくみ(例)



利用、活動の流れ



出典: 合志市社会福祉協議会作成資料

(2)災害に備えた取組の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、災害時に実効性のある避難支援がなされるよう、高齢者、障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の作成が市町村に義務付けられました。

また、名簿掲載者については、同年に作成された内閣府の取組指針により、避難支援等実施者や避難場所等の具体的な支援方法を記録した個別避難計画の作成が望ましいとされ、本県では令和元年度末までに全市町村が作成しました(一部作成を含む)。

しかし、令和2年7月豪雨の際には、この名簿や個別避難計画を活用した円滑な避難支援が困難であったという事例もありました。

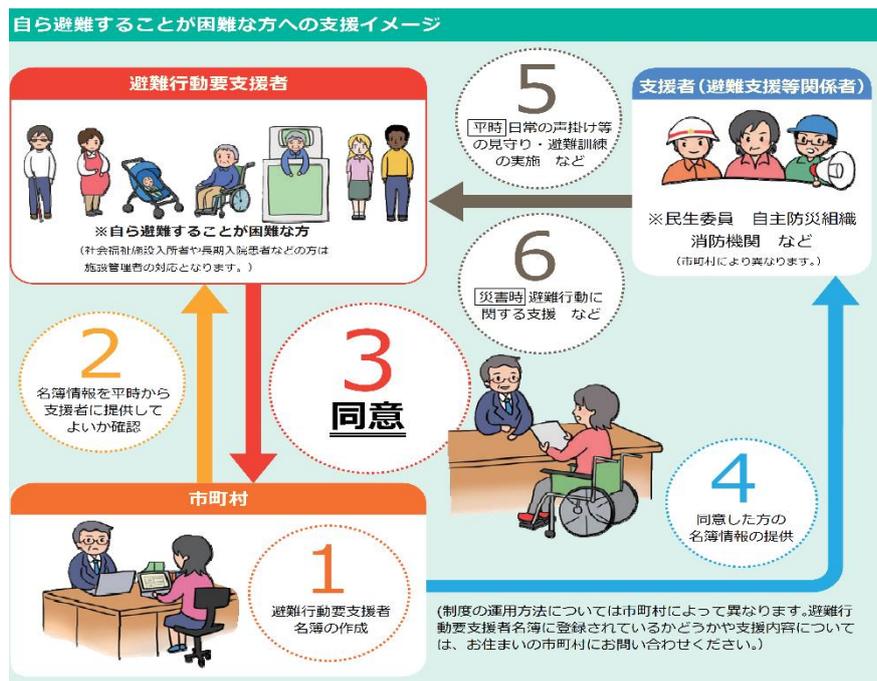
この様な中、令和3年には災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

これらを踏まえ、市町村では名簿及び個別避難計画の作成・更新及び見直しを進め、情報を避難支援等関係者と適切に共有するとともに、自治会や自主防災組織等との連携や地区防災計画の作成推進等が求められます。

また、避難支援の実効性を高めるためには、個別避難計画を活用した避難訓練等を行うとともに、避難先を考えた避難訓練、避難所開設訓練を実施することも重要です。

県では、研修の実施やアドバイザーの派遣等により、市町村における避難行動要支援者の個別避難計画の作成や避難訓練の実施等を支援します。

また、自主防災組織の活動の充実を図るとともに、市町村が行う地区防災計画の作成推進を支援します。



出典:内閣府リーフレット「災害時に備えて今できること」(平成29年度作成)

事例13

餅つき大会から始まった災害に強い地域づくり

【人吉市^{かみしんまち}上新町町内会（人吉市）】

令和3年5月30日、人吉市では「自分自身・家族・地域の避難行動を確認する日」として避難訓練が行われました。令和2年7月豪雨で2m以上浸水した上新町は約50世帯が生活。町内の役員4名が、自力避難が困難な「避難行動要支援者」をはじめ、全世帯に手分けして避難を呼びかけし、各世帯は日頃から用意してある非常袋を抱え、地区で一番安全な高台にあるお寺に避難しました。

上新町では、平成27年に自主防災組織を立ち上げました。当時の代表の白石さんは、「いきなり自主防災組織と言っても難しい。まずは皆の気持ちが一つになる取組を」と、町内餅つき大会を開催。そして年4回の廃品回収やミニデイサロン、防災訓練、通路を清掃しながらの通路確認等を通じて、「町内みんなで地域を守る」という心を育んできました。

令和2年7月豪雨時も午前6時から避難を呼びかけて回り、被災翌日から21日間炊き出しを行い励まし合いました。

日頃からの地域のつながりが、災害時にも強い地域をつくれます。



避難所となったお寺で開催された避難訓練の反省会と防災講話

事例14

まちづくり活動が防災活動に発展

【荒尾市井手川^{いてがわ}地区協議会（荒尾市）】

荒尾市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、旧小学校区を単位とする地区協議会が設置されています。関川流域に位置する井手川地区協議会もその1つで、以前から地区の祭りやウォーキング大会、環境美化作業、認知症高齢者見守り訓練等の活動を活発に行っていました。

同協議会では、令和2年7月豪雨により地区の一部が浸水被害を受けたことを契機に、防災部会を立ち上げました。防災部会では、防災に関する冊子を全世帯(786世帯)へ配布することからスタートし、これまでに防災講話や浸水家屋の復旧講習会等を行いました。令和2年9月の大型台風10号接近時には、注意喚起を促すチラシを急いで作成し、全世帯に配布。高齢者等には地区の役員たちが声をかけ、外の片付けを手伝いながらチラシを渡しました。また、同協議会は6つの行政区からなりますが、それぞれ地勢の特徴等が異なるため、行政区ごとの地区防災計画(家庭版)を令和3年3月までに数か月をかけて作成しました。地区防災計画の中には、減災につながる事柄や避難場所のほか、車の避難駐車可能な場所も掲載されており、令和3年8月の大雨の際には、車を高台に移動させた人もいました。

防災部会長の香月さん(防災士)は、「助かる命があるなら、防災に取り組む意義があると思っています。住民の皆さんに勉強会に参加してもらい、防災意識を高めて欲しいです」と話します。今後は、防災訓練のほか、これまで行ってきたウォーキングを発展させた“防災ウォーキング”等に取り組んでいきたいと考えています。

同協議会がこれまでまちづくりの活動の中で培ってきた経験や地域でのつながりが、防災の取組の土台となっています。



(3)買い物支援・移動支援の推進

生活支援の中でも、地域の商店や公共交通の撤退により、買い物支援や移動支援のニーズが高まっています。

買い物支援については、移動販売や注文販売、商店等への送迎等の取組が展開されています。また、介護予防・日常生活支援総合事業や住民参加型在宅福祉サービス(54頁参照)の中で、買い物支援を行っている市町村や市町村社会福祉協議会もあります。

県では、市町村、市町村社会福祉協議会、民間事業所、NPO法人等と連携して買い物支援の取組を推進します。

移動支援については、市町村が実施主体となり、各地域の実情に応じたコミュニティバス、乗り合いタクシーの運行や、福祉有償運送(※1)、公共交通空白地有償運送(※2)等が展開されています。

県では、このようなコミュニティ交通がさらに充実するよう、令和3年3月に策定した「熊本県地域公共交通計画」に基づき、市町村への財政支援や研修機会の充実等を検討します。また、各市町村の地域公共交通会議等への参画を通して、市町村の移動支援の取組を後押しします。

(※1)福祉有償運送:

高齢者や障がいのある方など単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象に、NPO法人などの非営利法人が自家用自動車を使用して行う有償の輸送サービス。利用希望者が運輸支局へ登録している運送主体にあらかじめ登録を行うことにより、本人及び介助人・付添人の利用ができる。

(※2)公共交通空白地有償運送:

公共交通機関がない地域の住民等を対象に、NPO法人などの非営利法人が自家用自動車を使用して行う有償の輸送サービス。利用希望者が運輸支局へ登録している運送主体にあらかじめ登録を行うことが必要。

事例15 JA あしきたとセブン-イレブンが連携した買い物支援
【JA あしきた、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（芦北町）】

JA あしきたでは、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと業務提携を行い、平成23年から、水俣・芦北地域でのセブン-イレブンの出店と、高齢者の多い山間地域を中心とした移動販売を行っています。移動販売については、セブン-イレブンから貸与された移動販売車を使用し、地域に密着したJAの強みを活かして、きめ細やかなサービスを提供しています。白坂組合長は、「山間地域には買い物に困っている高齢者が多く、社会貢献活動として移動販売を行っています。活動を続けることにより地域との信頼関係が築けます」と話します。JA あしきたとセブン-イレブンがそれぞれ持つノウハウ等を共有・活用し、買い物支援が行われています。



事例16 社協の強みを活かした買い物支援
【人吉市社会福祉協議会（人吉市）】

人吉市社会福祉協議会では、平成23年に買い物支援センターを開所し、買い物に困っている人に対して御用聞きと宅配サービスを行っています。支援員が利用者宅を週1回訪問し、商品の配達と注文の受付を行います。また、生活の中でのちょっとした困りごとへの対応や見守り支援も行っています。

利用者の中には、顔なじみの支援員でなければ安心してサービスを受けることができない人もいます。また、支援員は、利用者の状況に応じてケース検討会議に参加するなど、社会福祉協議会の強みを活かした取組が展開されています。

事例17 シニアカーの貸出による移動支援
【高森町】

シニアカー、電動カートとも呼ばれるハンドル形電動車いすは、特に高齢者の移動手段として普及しています。歩行に困難を感じるようになってからも高齢者の社会参加をサポートする便利な乗り物です。しかし、購入費用が高額であるため経済的に大きな負担がかかります。そこで、シニアカーを町で購入し、町民に貸し出すことにより、新型コロナウイルス感染症の影響で外出機会が減った方の支援と併せて運転免許証の返納推進を図っています。



施策3 地域の人づくり

《基本的な考え方》

地域福祉の取組は、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、企業、社会福祉協議会等、たくさんの人や団体の支え合いにより展開されています。

地域福祉を取り巻く現状としては、少子高齢化の中で人口減少が進行しており、地域福祉の担い手不足が深刻化しています。また、近隣での支え合いや人とのつながりが希薄になっていることや、共働き世帯や単身世帯の増加等により、地域の支え合いの力の低下が懸念されます。

このような中で、地域福祉の担い手を育成していくためには、「誰もが役割と生きがいを持ち、支え合う」という考えに立って、一人でも多くの人に地域福祉に関心を持ってもらい、それぞれができる範囲での活動を促していくことが重要です。

また、自治会やボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、企業等の参加を促していく必要があります。

《施策3の体系》

- (1)福祉の心の育成
- (2)地域福祉を担う住民の育成
 - ①ボランティア活動への参加促進
 - ②福祉のまちづくりリーダーの養成
- (3)自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域活動への支援
- (4)社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大
- (5)民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上

《施策の方向性・県の施策》

(1)福祉の心の育成

多くの人に地域福祉活動に参加してもらうためには、まず、地域住民の福祉に対する理解を深めていく必要があります。

また、子どもの頃からボランティア活動や地域の支え合い活動を体験し、支え合いの心を育むことができるよう、児童・生徒に対しても意識啓発を図る必要があります。

県では、ハートフルサポーター(※1)育成研修や地域福祉推進フォーラム(※2)の開催、既存の講座・研修会の活用等を通して地域住民の意識の醸成を図ります。

また、市町村や社会福祉協議会、教育機関等が行う福祉に関する教育活動の取組を支援するとともに、好事例の普及を行います。

(※1)ハートフルサポーター:地域福祉について学び、支え合いの視点を持って行動する人

(※2)地域福祉推進フォーラム:地域福祉活動への参加を促すために、地域福祉の必要性や活動団体の取組事例を紹介するフォーラム

事例18

子どもの頃から地域の福祉を考える

～天草市子ども民生委員の取組～

【天草市社会福祉協議会(天草市)】

天草市社会福祉協議会では、地域社会の一員である子どもたちに、その自覚と思いやりの心、地域のつながりの大切さを学んでもらうため、市内の小学生を「子ども民生委員」に委嘱する取組を進めています。委嘱を受けた後は、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する理解を深めます。その他、「子ども民生委員」は、地域の民生委員・児童委員や地域の人たちとともに、小学校区内の高齢者宅・福祉施設・保育所等の訪問や、地域における見守り活動への協力等を行っています。

取組の効果として、「子どもたちが地域の人に自発的にあいさつをするようになった」「地域の人も子どもたちを気にかけるようになった」「民生委員・児童委員と子どもたちの関わりが強くなった」「保護者が民生委員・児童委員の重要性や大変さを理解するようになった」などが挙げられます。



民生委員・児童委員と一緒に福祉マップづくり



一人暮らし高齢者宅を友愛訪問

事例19

子どもの頃から地域の福祉を考える
～産山村子どもヘルパー事業～

【産山村社会福祉協議会、産山村教育委員会、産山学園（産山村）】

産山村では、小学4年生になると「子どもヘルパー」に任命され、一人暮らしの高齢者宅で草取りや窓ふきの手伝い、福祉施設の訪問、高齢者サロンへの参加といった世代間交流を通じてヘルパー活動を行う「子どもヘルパー事業」が実施されてきました。平成12年度に、要支援者の見守り活動として、社会福祉協議会と学校の連携によりスタートしましたが、子どもたちにとっても“キャリア教育”や地域のことを考える良い機会となっています。

これまで20年以上続いており、その間「民生委員の訪問を拒んでいた高齢者が、子どもヘルパーと一緒に訪問を繰り返すうちに会ってくれるようになった」「進路に迷っている子どもが、全盲の高齢者から激励を受け、進路に向かって頑張ることができた」などの好事例が数多く生まれました。

活動に際しては、PDCA サイクルを重視しています。地域から「ゴールドクラブ活動（高齢者の通いの場）の参加者が増えるような広報活動や魅力的なプログラムを考えてもらいたい」との依頼を受けて、令和3年度は、「お年寄りが楽しみながらできる体操動画の作成」「参加を呼びかけるチラシの作成」「参加を呼びかけるお知らせ端末用音声の作成」を行う計画を立てました。さらに、子どもたちの制作物の発表を行う場には、理学療法士等の専門家を招き、体操動画についてのアドバイスをもらうなど、内容にさらに磨きをかけています。

子どもたちは、「私たち一人ひとりが村民としての自覚を持ち、村を支える人材として、お年寄りを気遣い、寄り添い、困っていることを手助けできるようになりたい」「自分が成長し、将来の仕事や夢をかなえるために、コロナ禍の中でお年寄りをサポートする子どもヘルパーの活動の経験は、とても役に立つと思う」と話しています。

子どもヘルパーの活動は7年生（中学1年生）までの4年間で、活動を終えた子どもたちには、感謝状が授与されます。



この活動は、産山学園独自のカリキュラムである「うぶやま学」の学習活動として実施されています。学校は、「子どものときに地域の福祉を考え、体験することの意義は大きい」と話しています。社会福祉協議会と連携することで、より創造的な教育に発展しています。

事例 20

福祉のこころはそよ風に乗って

【NPO 法人にしはらたんぽぽハウス（西原村）】

にしはらたんぽぽハウスは、身体、知的、精神障がいのある人や保護者、地域住民が参加して平成16年から17年にかけて行ったワークショップを通して、「バリアのない地域づくり」を目標に平成17年に設立されました。

誰もが笑い合い交流することができるよう、たんぽぽハウスは3つのものを“つくる”ことに努めています。それは、障がいのある人の自立を支援する「仕事づくり」、働ける場所、集える場所となる「居場所づくり」、住民の方に障がいについての理解を広げる「心づくり」です。

たんぽぽハウスの利用者は、障がいのある人だけでなく、引きこもりの人等様々ですが、自然農法で作った農作物や地域住民からいただく規格外の農作物を使ってドレッシングやカレー等の加工品を作り販売したり、お惣菜を作って山間部を回り買い物支援を行ったり、子ども食堂を開いて地域の子どもたちと交流したりと、利用者自身ができることを担い、それぞれが役目を持ち、毎日集い笑顔が広がります。



ガン詰めでの草取り体験



小学生の時に、たんぽぽハウスの田んぼで、障がいのある利用者と共にガン詰めを使った草取り体験をした中学生が、たんぽぽハウスの地域の縁がわに集い、中学生発案のボランティア活動が生まれ、その活動が今も引き継がれています。

一つ一つの活動が利用者の仕事(=活躍の場)になるだけでなく、様々な人の居場所を生み出し、力を引き出し、たんぽぽの種が風に運ばれるように、地域全体で福祉のこころを育むことにつながっています。

(2)地域福祉を担う住民の育成

①ボランティア活動への参加促進

地域福祉活動に興味・関心を持つ人にとって、身近な活動の1つが、ボランティア活動です。市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)では、ボランティア活動の啓発やボランティアの登録あっせん、ボランティア講座の開催等を実施し、地域住民のボランティア活動への参加を支援しています。

県では、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への参加を促進します。また、ボランティア活動の環境整備を図るため、ボランティアセンターの機能強化を支援します。

ボランティアに参加してみませんか

ボランティア活動とは、だれもが人間らしく豊かに暮らしていける社会をめざし、それぞれの身近なところで「自分にできること」を考え、自ら行動することです。

市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)では、ボランティア活動の啓発やボランティアの登録あっせん、ボランティア講座の開催等を実施し、住民の皆さんのボランティア活動のお手伝いをしています。

あまりボランティア活動を難しく考えず、身近なところに関心を持ち、これならできるといふものから始めてみましょう。まずは、お近くの市町村社会福祉協議会にご相談ください。
(熊本県社会福祉協議会ホームページ参照)

事例21

「わがまちサポーター」の育成

【天草市社会福祉協議会(天草市)】

天草市社会福祉協議会では、平成29年度から生活支援体制整備事業の一環として、「わがまちサポーター」の育成に取り組んでいます。

同会では、福祉活動のリーダーが高齢になって引退すると、後継者がいないため活動自体が消滅するといった課題を抱えていました。そこで、できるだけ多くの人に活動に携わってもらい、一人ひとりにリーダーとなってもらいたいという思いから、「わがまちサポーター」の育成を始めました。

養成研修を受講した「わがまちサポーター」は、それぞれの得意分野を活かして、できる範囲で活動を行います。地域での見守り、ほっと安心サポート事業(※)のサポート会員、認知症カフェや地域サロンのお手伝い等、活動内容は様々です。登録者は、令和2年度末で131名となりました。

「自分のまちを良くするために、みんながリーダーとなってできる範囲で活動する」をモットーに、市内各地でサポーターの活動が展開されています。

※ほっと安心サポート事業:日常のちょっとした困りごとを地域の中で支える会員登録制の仕組みで、地域通貨券を利用し地域の商店の活性化の一翼を担っている事業。



わがまちサポーターによる買い物支援

②福祉のまちづくりリーダーの養成

地域福祉活動を推進するにあたっては、地域福祉の考え方を理解して、地域の課題やニーズをまとめ、関係機関等との窓口となって、活動における地域のけん引役となる人(福祉のまちづくりリーダー)が不可欠です。

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会と連携し、福祉のまちづくりリーダーの養成研修(地域の底力向上研修)を行います。自治会役員や消防団員、商工会役員、NPO法人、社会福祉施設職員等、様々な立場の人に参加を呼びかけ、多様なリーダーの育成を図ります。

事例22

認知症サポートリーダーたちによる地域の縁がわ活動 【NPO 法人くたみ渋うちわ会 (山鹿市)】

山鹿市の地域の縁がわ「くたみの実家」は、山鹿市認知症サポートリーダー養成講座1期生で、いろんな経験や知識を持った近所の顔見知り8人が、「講座終了後も、何か継続して地域活動をしよう！」と集まったのをきっかけに、平成20年に活動を始めました。一人暮らしの高齢者が集まる「おむすび会」や、百歳体操、パッチワーク教室等を開催しています。山鹿市の介護予防拠点にもなっています。

これらの活動は、地域の人たちによって支えられています。近所の人や、過去に開催していた子育てサークルに参加していたお母さんが、ボランティアやパートとして手伝いに来て、ちょっとした収入を得る場にもなっています。

理事長の福山さんは、「地域の人に支えられて活動が継続できています。ボランティアさんの活動で、喜ばれ生きがいとなり誰でも立ち寄れる場所になればうれしいです」と話します。

認知症サポートリーダーたちにより始まった活動が、地域の人たちを巻き込みながら継続されています。



(3)自治会、ボランティアグループ、NPO 法人等が行う地域活動への支援

地域福祉活動は、地域住民の他にも、有志の集まり、自治会、ボランティアグループ、NPO法人といった様々な団体により展開されています。多様なグループや団体の参加により、地域福祉が一層活性化されることが期待されます。中でも、自治会は、地域住民に身近な団体であり、公民館を活用した自治会活動等は、誰もが気軽に参加できる居場所になり得ます。

一方で、これらの団体の中には、活動資金の捻出が困難であったり、ノウハウが乏しいために、運営に苦慮している団体もあります。

県では、有志の集まり、自治会、ボランティアグループ、NPO法人等が行う地域福祉活動を後押しするために、活動や運営に係る助言等を行います。

また、地域振興や環境分野等の活動を行うグループや団体にも、地域福祉の視点を持った活動を行ってもらえるよう働きかけていきます。

(4)社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の拡大

社会福祉法において、福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、すべての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組を実施する責務」が規定されました(平成28年4月1日施行)。

社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として社会福祉の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められており、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないとされています。

また、令和2年に社会福祉法が改正され、社会福祉連携推進法人制度が創設されました(令和4年4月1日施行)。この制度を活用することで、複数の法人が連携して、地域福祉支援業務や災害時支援業務等を実施することが可能となります。

企業においても、社会貢献への関心が高まっており、地域の見守り活動への参画や寄附・寄贈活動等、様々な取組が行われています。

市町村及び市町村社会福祉協議会には、社会福祉法人や企業と連携し、地域福祉活動を推進していくことが期待されます。

県では、社会福祉法人に対して地域における公益的な取組を行うよう働きかけるとともに、企業に対しても地域福祉活動への参加を呼びかけます。

事例23

生計困難者レスキュー事業

【熊本県社会福祉法人経営者協議会（熊本市中央区）】

熊本県社会福祉法人経営者協議会では、社会福祉法人の社会貢献活動として、平成26年度から「生計困難者レスキュー事業」を実施しています。この事業は、生計困難者への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等への橋渡しを行うことを目的に、生計困難者に対する相談・支援を行うもので、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の経済的援助を行います。

事業の財源は、社会貢献をめざす当協議会の会員法人からの拠出金であり、拠出法人数は令和2年度末で116法人となりました。また、事業を実施する全ての法人（令和2年度末59法人）の施設に相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

《社会福祉法人^{ひごじかつだん}肥後自活団の取組》

障害児入所施設「大江学園」、障害者支援施設「第二大江学園」を運営する社会福祉法人肥後自活団は、「生計困難者レスキュー事業」を実施する法人の1つです。

当法人に相談に来る人は、主に熊本市生活自立支援センター（生活困窮者自立相談支援の窓口）から紹介を受けた人で、所持金がなく住まいがない、食事に困っている、光熱水費を支払うことができず電気・ガス・水道が止まっている、体調が悪いが医療機関を受診できないなど、ひっ迫した状況にあります。

CSWは、相談者の思いに寄り添い、必要な支援を行っています。住む家がない人には、法人が運営する施設を宿泊場所として提供し、安心して就職活動ができるよう環境を整えました。内定先に提出する書類作成の支援等も行いました。このケースでは、相談者が初回の給料を受け取ったのを確認し、支援終了となりました。他にも、相談者が熊本地震に関する助成金等による当面の生活費を受け取るまでの間、必要な生活物資等の提供を行い、支援終了に至ったケースなどがありました。

「生計困難者レスキュー事業」を実施する社会福祉法人の柔軟な対応により、生活が困窮している人の迅速な支援につながっています。

事例24

人と企業をつなぐ「フードバンク玉名」の取組
【玉名市】

玉名市では、社会にあふれる「もったいない」を「ありがとう」に変えるべく、困窮状態にある方の今日を支えるとともに、新しい地域づくりと企業等の社会貢献を手助けし、誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、フードバンク事業に取り組んでいます。協力企業等から寄付された米や海苔等の食品を、市役所に相談に来た、今日食べる物に困っている人に無償で提供する仕組みです。寄付を受けた食品は、子ども食堂にも提供しています。

また、コロナ禍で生活が困窮している学生への食品や日用品の無料配布会を実施。仕送りやアルバイト収入の減少で困窮する市内の学生を支援しようと市内の企業や家庭に協力を呼びかけたところ、60社・35個人から米2,288キログラム、飲料水約2,500本、マスク700箱など10トン近くの支援が集まりました。学生にもとても喜ばれたとのことでした。

「フードバンク玉名」は、SDGsの理念に則り「誰一人取り残さない」ことをめざし、食品ロス削減と困窮者支援に取り組んでいます。



(5) 民生委員・児童委員の人材確保と活動環境の向上

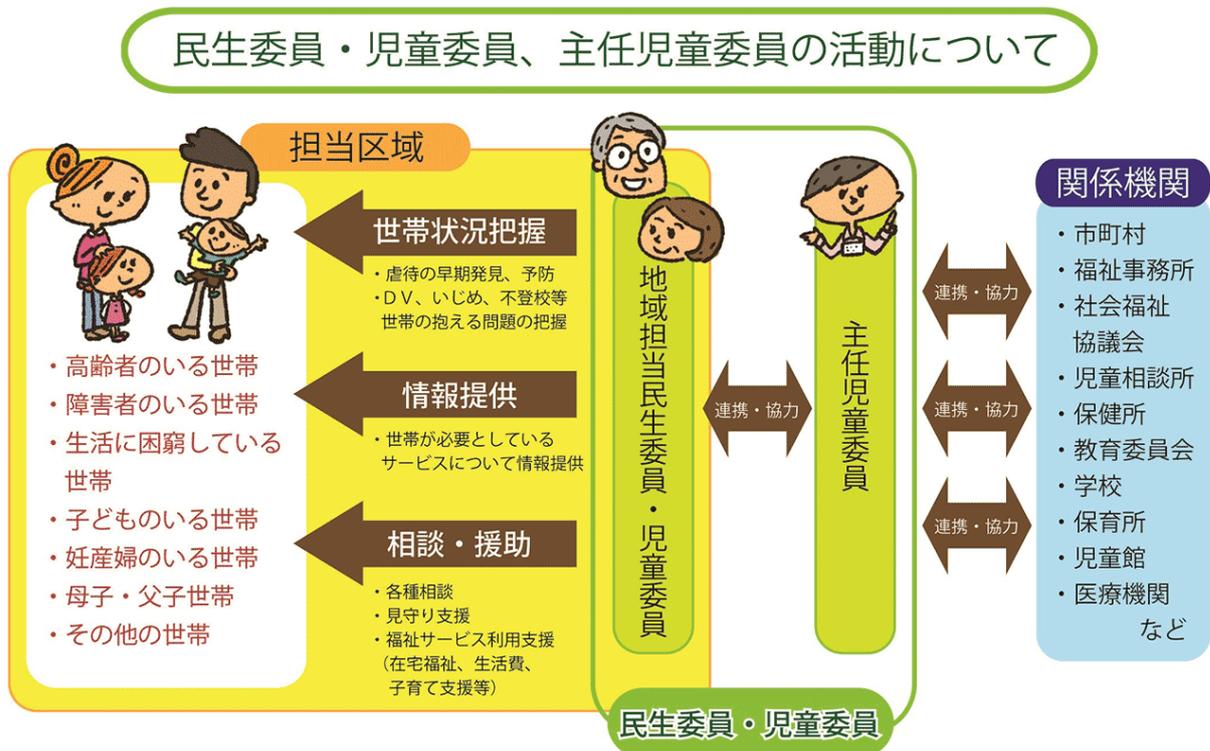
令和3年12月1日現在、県内(熊本市含む)の民生委員・児童委員は4,098人となっており、熱心な見守り活動や相談支援が行われています。しかし、一方で、民生委員・児童委員のなり手が不足しており、同日現在の充足率は96.3%となっています。

なり手不足の主な理由としては、地域の人口減少、高齢化によって、そもそも民生委員・児童委員のなり手となる人材が少ないこと、地域福祉を担う民生委員・児童委員の負担が重くなっていること、無報酬かつ献身的な活動の意義が地域社会に十分理解されていないことなどが挙げられます。

県では、市町村や民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、民生委員・児童委員の負担軽減や人材確保を行うとともに、活動環境の向上を図ります。

地域住民の福祉に対する理解促進や、福祉のまちづくりリーダーの養成等により、民生委員・児童委員の負担軽減を図ります。

また、福祉のまちづくりリーダー養成研修等を通して、民生委員・児童委員のなり手の掘り起こしを行います。



出典: 政府広報オンライン

民生委員・児童委員について

Q. 民生委員・児童委員とは？

A. 地域福祉をサポートする身近な相談相手です

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか。

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設から100年を超える歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっている今日、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方・高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで、民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

Q. どんな人が民生委員・児童委員になっているの？

A. 地域の推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けた方です

住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が民生委員・児童委員に選ばれる対象になります。

Q. どんな活動をしているの？

A. 地域の見守りや相談・支援、地域福祉活動などを行っています

民生委員・児童委員は地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。

また、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。

資料：政府広報オンライン

事例25

民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組
【大分市】

《市として民生委員児童委員庁内サポート体制を構築》

民生委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援するため、平成22年12月に「民生委員児童委員庁内サポート会議」を立ち上げ、関係各課に民生委員支援担当者を配置し、困難事例を抱える民生委員に対し、庁内で連携を図り、早急に対応する体制を整えています。

最初に相談を受けた支援担当者が最後まで責任をもって対応し、関係課、関係機関との調整、担当者の現地派遣等を行い、対応結果を民生委員に報告するとともに、報告書を作成しています。

《「活動の目安と考え方 Q&A」の発行》

民生委員が一人で抱え込むことがないように前述の庁内サポート体制を構築するとともに、民生委員活動でよくある判断に迷う場面での対応方法をまとめた「活動の目安と考え方 Q&A」を発行しています。

ここでは、民生委員が対応に迷った時にどうすればよいかについて、「〇〇するとよいでしょう」ではなく、「〇〇してください」と断定形で対応方法を整理しています。

学校法人文京学園 文京学院大学「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する実態調査研究報告書」(令和3年3月)を加工して作成

Ⅱ 災害にも強い地域福祉の推進

施策4 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進

《基本的な考え方》

本県は、第3期計画中に、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨、2回の大規模災害に見舞われました。これらの災害は、広範囲にわたって住家被害をもたらし、多くの人々が応急仮設住宅に入居するなど、地域や県民の生活に大きな被害を与えました。

その一方で、住民同士で声をかけ合って円滑に避難したり、避難所避難者や在宅被災者の間での支え合いなども多くみられ、地域における支え合いの重要性が再認識されました。

また、多くのボランティアが復旧・復興に大きく貢献しました。特に、令和2年7月豪雨の際は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、ボランティアの募集範囲が県内に限られましたが、災害ボランティアセンターには、令和2年度末までに延べ39,000人を超えるボランティアが集まりました。結集された県民パワーは、被災地の大きな力となりました。現在も、仮設団地のコミュニティ形成支援や、賃貸型応急住宅入居者の見守りのために、NPO法人やボランティア団体等が活動しています。

被災地では、住まいの再建が進むことに伴い、地域コミュニティの再生や災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成支援を行う必要があります。

《施策4の体系》

- (1)「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」の重点的支援
- (2)被災地における地域づくりを支える担い手の育成
- (3)災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援
- (4)復興ボランティアの支援
- (5)地域支え合いセンターの運営支援

《施策の方向性・県の施策》

(1)「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」の重点的支援

県では、市町村と連携し、住民同士の交流の居場所、支え合い活動の拠点となる「地域の縁がわづくり」を積極的に促すとともに、被災した地域における「地域の縁がわ」取組団体の活動を支援します。

また、地域福祉の取組の拠点として、仮設団地に整備された「みんなの家」や災害公営住宅の集会所等を「地域の縁がわ」として活用することを推進します。

「地域の結いづくり」については、市町村や市町村社会福祉協議会等と連携し、被災地における地域住民が主体となったサロン活動の再開や地域住民相互の見守り活動の構築を一層推進するとともに、生活支援や見守り活動等の地域福祉に取り組む団体の活動を支援します。

(2)被災地における地域づくりを支える担い手の育成

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等と連携し、被災地域の自治会長等のリーダーや災害公営住宅等の新たなコミュニティにおいて活動の中心となり得る人、これまで仮設団地において中心的な役割を担ってきた人等に対し、地域福祉活動の事例や各種制度の説明等の実践的な研修を実施し、地域づくりを支える担い手の育成を図ります。

(3)災害公営住宅、応急仮設住宅におけるコミュニティ形成の支援

県では、高齢者等の支援を要する人をはじめ、各地域から多様な世帯が入居する災害公営住宅については、住民の孤立を防止するための早期のコミュニティの構築や地域における見守り体制の構築を図るため、市町村等と連携し、自治会の形成支援等、コミュニティ形成支援を進めます。

また、住まいの再建が進むことにより入居者が減少する応急仮設住宅における、高齢単身世帯等への見守りや自治活動の継続、防犯等安全面への対応として、市町村と連携して、引き続き、応急仮設住宅のコミュニティ維持に必要な支援を行います。

事例26 避難所から仮設団地退去後まで 継続したコミュニティ形成 【NPO法人益城大好きプロジェクト・きままに（益城町）】

NPO法人益城大好きプロジェクト・きままにの代表理事の吉村さんは、平成28年熊本地震で被災した際に、長年まちづくりに携わってきた経験を活かして、益城町の避難所運営の中心的役割を担いました。「主役はわたしたち～できる人が、できることを、できたしこ～」をモットーに、避難者の得意なことを見つけては「これ手伝って」と声をかけ、震災から2ヶ月で避難者による自主運営に切り替えました。

仮設団地入居後も、「きままに食堂」や「テクノみんなで大掃除」、「テクノ校区対抗運動会」等、様々なイベントの開催を通して、被災者のコミュニティづくりを行ってきました。吉村さんは、「仮設住宅での生活を苦しい思い出にするよりも楽しい思い出にしたかった」と話します。

仮設団地退去後も、仮設団地に設置されていた舞台を再利用して拠点を整備し、被災者交流と咲き織り手芸等の活動を行っています。この他にも、防災・減災のまちづくりにつなげるために、熊本地震の経験を町内外の人たちに伝承する活動も実施しています。修学旅行生も多く受け入れ、子どもたちが「生きる力」を育むきっかけになればと、自身の経験を語ります。「日頃から地域の人が、災害を“自分ごと”として捉えることが必要」と吉村さんは話します。



(4)復興ボランティアの支援

発災後、多くのボランティア団体が被災地での支援を担ってきており、復旧・復興期においても、ボランティア団体の支援は非常に重要なものとなりますが、支援も長期化し、活動の継続にあたっては資金面等の課題も見られます。

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、KVOAD(くまもと災害ボランティア団体ネットワーク)等と連携し、被災地の復興に向けて、ボランティア団体の活動支援を進めます。

事例27

県民パワーを結集して被災地を支援 ～ボランティアバスの運行～

【熊本県ほか県内市町村・社会福祉協議会】

令和2年7月豪雨の際には、県内13市町村に災害ボランティアセンターが設置されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ボランティアの募集範囲が県内に限定されました。

県では、県民ボランティアの参加を促進するために、ボランティアバスの運行を行いました。令和2年7月17日から10月2日までの間に、熊本桜町バスターミナル(熊本市)及びグランメッセ熊本(益城町)発着、被災地行きの89便・162台のバスを運行し、延べ約2,300人のボランティアを被災地に運びました。

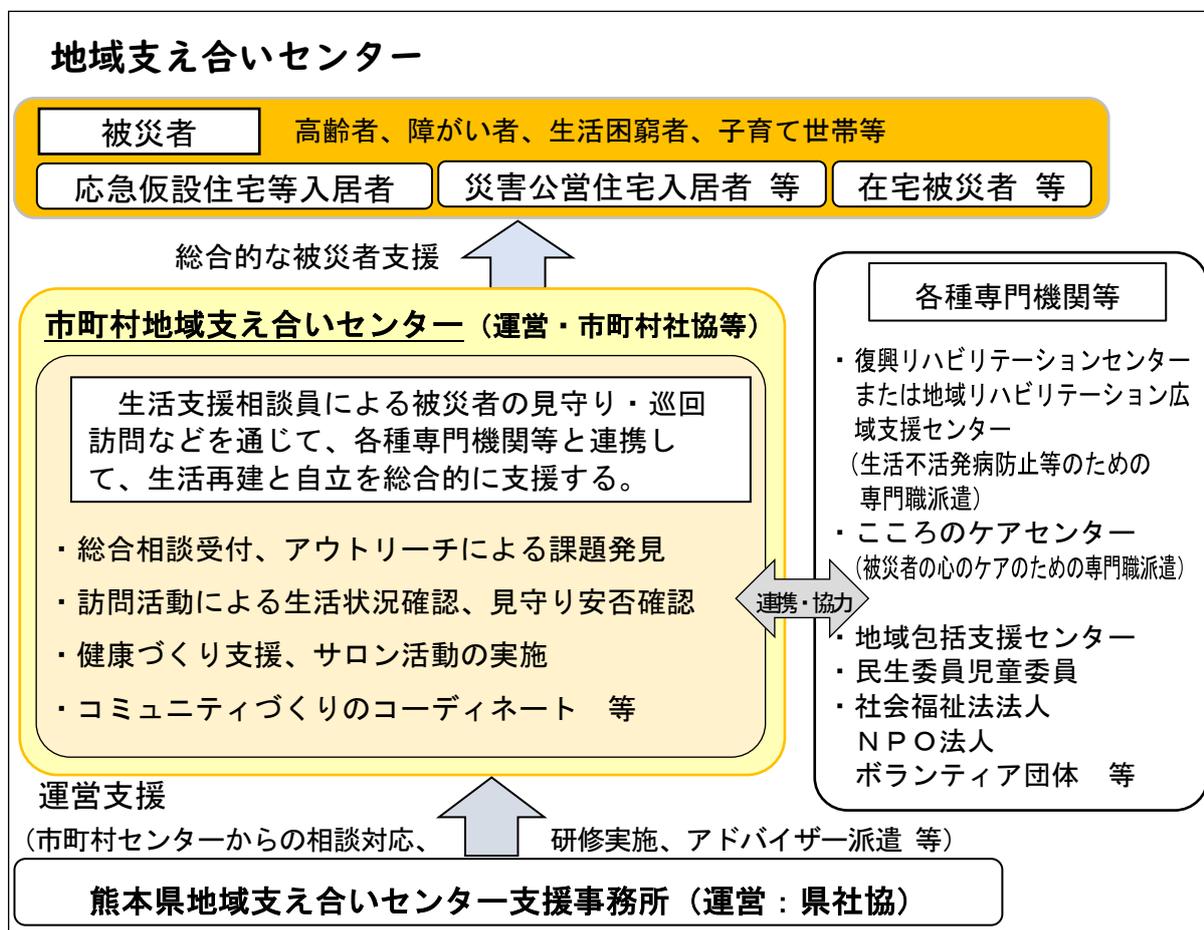
県内の被災地以外の市町村や社会福祉協議会においてもボランティアバスが運行されました。ボランティアの力が、被災地の復旧・復興に貢献しました。

(5)地域支え合いセンターの運営支援

被災により、住居、就労、経済面、心身の健康不安など複合的な課題を抱えた世帯が顕在化しましたが、保健・医療・福祉分野の他職種連携やNPO団体等多様な機関との連携により課題を解決した事例も数多くあり、その中心として地域支え合いセンターが大きな役割を果たしてきました。

県では、被災者の早期の住まいの再建、生活再建に向け、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を進めるために、県地域支え合いセンター支援事務所を設置し、地域支え合いセンターの運営を支援します。

また、地域支え合いセンターの運営等のノウハウが、市町村の包括的な支援体制づくりに活かされるよう支援します。



《地域支え合いセンター設置状況》

○平成28年熊本地震(最大18市町村が設置)

熊本市、八代市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町

※令和3年4月1日時点で、熊本市、西原村、益城町が設置。

○令和2年7月豪雨(7市町村が設置)

八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村

施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

《基本的な考え方》

本県は、平成28年熊本地震からの創造的復興に取り組む中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、さらに令和2年7月豪雨に見舞われました。

この2つの災害の中で、日頃からの地域活動を通して結びつきが強い地域では、災害時の避難の声かけや避難誘導の支援をスムーズに行うことができたといった声も上がっています。

今後も、大規模災害や感染症等の発生が懸念されますが、平時の地域福祉の推進が、災害にも強い地域づくりにつながります。

このことを地域住民に理解してもらい、平時から地域での支え合い活動等を推進しておくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地域の縁がわ活動や見守り活動が縮小されたという事例もあります。一方で、タブレットを使って自宅から縁がわ活動に参加し、オンラインで体操を行うなど新しいスタイルでの取組が始まっています。感染症の発生時等にも、ICTの活用等により、つながりを維持する方策を検討していく必要があります。

《施策5の体系》

- (1)多様な災害に強い地域づくりの推進
- (2)ICT(情報通信技術)等を活用したつながりの維持

《施策の方向性・県の施策》

(1)多様な災害に強い地域づくりの推進

県では、多様な災害に強い地域づくりに向けて、「地域の縁がわづくり」「地域の結びづくり」「地域の人づくり」を更に推進します。

また、大規模災害の教訓を踏まえ、平時の支え合い活動の重要性が認識されている今を、地域福祉を推進する好機と捉え、地域福祉活動への参加を広く呼びかけていきます。

さらに、災害に備え、県災害ボランティアセンターを設置する県社会福祉協議会や関係団体との連携構築を図るとともに、市町村においても市町村社会福祉協議会や地域団体等との連携が進むよう働きかけを行います。

事例28

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定締結 【熊本県】

県では、令和2年7月豪雨での取組を契機に、関係4団体と被災者等の移動手段の確保に関する協定を締結しました。県からの協力要請に基づき、県内の自動車販売業界3団体から提供された車両等を、日本カーシェアリング協会(宮城県石巻市)が被災者等に貸し出すという仕組みです。県は、被災市町村と協力・連携して、駐車場所の提供等の役割を担います。

《協定締結者》日本カーシェアリング協会、日本自動車販売協会連合会熊本県支部
熊本県軽自動車協会、熊本県中古自動車販売協会、熊本県

事例29

お泊り体験が災害への備えの第一歩

【延寿会（山都町）】

世帯の単身化や高齢化が著しく進む山都町瀬峰・北川内地区では、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、老人会が中心となり廃校となった小学校を拠点に「地域の縁がわ」活動が行われています。

活動のひとつ「お泊り体験(つぶやき拾い)」では、縁がわを災害発生時の避難所に見立て、炊き出し訓練を兼ねた食事、宿泊体験が毎年行われています。

この地区では、過去に集中豪雨の土砂災害を経験しており、避難誘導に手間取ったことや避難生活に苦勞したことから、避難訓練を通して地域住民間に気心が知れた関係を築きたいとの発想がきっかけとなり、この活動が始まりました。

「このお泊り体験は、災害への備えになるとともに、宿泊の場で交わされる何気ない会話から、一人暮らしの寂しさや食事、買い物など生活の困りごとなど日頃の悩みを聞くことができます。地域で必要な取組は何かと考え、お互いに助け合うきっかけ

づくりにもなっています」と会長の津川さんは話します。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、公民館を起点としてみんなで歩く「あるかん会」、おしゃべりの場「かたらん会」も行われ、地域の誰もが気軽に集い、住民同士で支え合う場となっています。



(2)ICT(情報通信技術)等を活用したつながりの維持

県では、感染症の発生時等にも地域のつながりを維持するために、「地域の縁がわづくり」や「地域の結びづくり」等の推進において、ICTを取り入れた取組等を支援します。

また、ICTを活用した見守りについては、先進事例の情報収集や周知、ICT機器導入の効果検証を行うなど、市町村と連携して取組を推進します。

事例30

コロナ禍で始まったオンラインでのリモート運動 【社会福祉法人慈光会^{じこうかい}、NPO 法人チーム安永（益城町）】



社会福祉法人慈光会が運営する特別養護老人ホーム「ひろやす荘」は、熊本地震の経験をきっかけに、地域住民同士のつながりの維持・形成等を目的に、益城町の安永地区住民と共同でNPO 法人「チーム安永」を設立し、地域づくりや防災イベントの実施等に取り組んできました。

コロナ禍以前は、地域活動へ歩いて行ける体づくりと、歩き方を改善し外出する楽しみを実感できる美しいウォーキングの獲得を目的として、誰もが参加できる「美・ウォーキング教室」を実施。この活動の特徴は、2ヶ月運動を続けた後、参加者の姿勢や歩行がどのように改善したかを披露するrunway(ファッションショーのようなもの)を集大成とすることでした。平成29年は474名であった参加者が、平成30年には3,801名と約8倍に増加するなど、参加者に大好評でした。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、ウォーキング教室は中止を余儀なくされましたが、コロナ禍でも活動を継続しようと、神社という地域資源を活用した屋外での集団運動をスタート。オンラインで複数会場をつなぎ、リモートの運動教室を実施しています。参加者からは、「モニター越しで行う運動は新しい感覚と刺激を受けて楽しい」「たくさんの人とつながれることが楽しみ」といった声が寄せられています。この地域資源を活用した会場は益城町で3箇所あり、オンライン会場も上益城圏域や熊本市に広がっています。令和2年7月から本格的に屋外やオンラインへと展開を始め、今では参加者延べ8,000名以上となりました。

一方、参加したくてもできないという人には、運動プログラムの郵送や動画配信等を試みましたが、「見られている刺激がない」「一人ではやりにくい」という意見が大半を占め、継続実施につながりませんでした。このように試行錯誤しながら取組が進められています。

益城町西部圏域地域包括支援センター(慈光会が受託)の吉住さんは、「新型コロナウイルスが収束するまで活動を休止すると、再開する時点でバイタリティーが必要となるし、感染拡大以前と同じ活動である必要もないと考え、オンラインでのリモート運動を始めました」と話します。コロナ禍でも活動を継続させたいとの思いから、新たな取組が生まれています。



ICTを活用した被災者の見守り

事例31

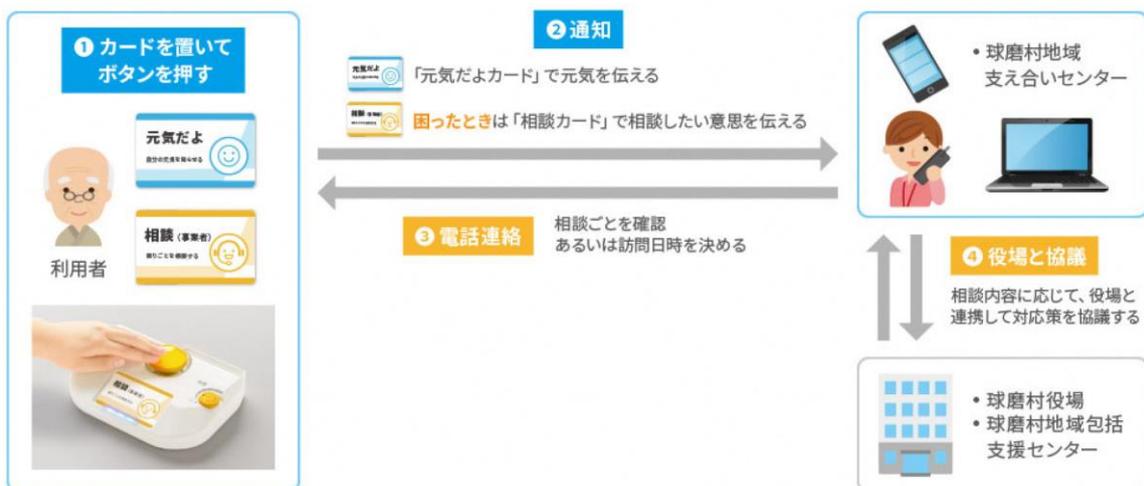
【球磨村、球磨村社会福祉協議会】

球磨村と球磨村社会福祉協議会(球磨村地域支え合いセンター)では、被災者の日常的な見守りの充実を図るために、仮設住宅に入居している高齢者や障がい者世帯等を対象に、ICTを活用した見守りを令和3年度に始めました。

被災者が、仮設住宅に設置するICT機器を使って、日頃の健康状態や困りごとを地域支え合いセンターに知らせ、それを確認した地域支え合いセンターが必要に応じて訪問による状況確認や関係機関へのつなぎを行う仕組みです。地域支え合いセンターからイベント情報や熱中症注意喚起など音声によるメッセージの送信も可能です。

ICTを活用した見守りの導入は、被災者と支援者(地域支え合いセンター)の両者に安心感を与えています。

〈利用イメージ〉



Ⅲ 地域づくりを支える基盤整備

施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

《基本的な考え方》

児童に対する虐待相談件数は年々増加しており、こうした課題に対しては、早期に対応することが重要です。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が今後も増加することが見込まれているほか、知的障がい者や精神障がい者も増加傾向にあることから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、制度利用が必要な人が利用できる体制づくりが急務です。

さらに、ひきこもり、ヤングケアラーといった課題を抱えた人・世帯に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

福祉サービスを必要とする人が相談窓口にとどりつき、自分に適したサービスを選択・利用できるように基盤づくりを推進する必要があります。

《施策6の体系》

(1) 権利擁護体制の充実

- ① 児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化
- ② 日常生活自立支援事業の活用促進
- ③ 成年後見制度の利用促進

(2) 福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実

(3) 生活困窮者支援の推進

(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

《施策の方向性・県の施策》

(1)権利擁護体制の充実

①児童、高齢者、障がい者等の虐待防止の強化

虐待やDVの早期発見や迅速な対応、被害者に対する適切な対応はもとより、虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援が求められます。また、虐待やDVを未然に防ぐためには、地域での支え合い活動も重要となります。

県では、地域での見守り活動を推進するとともに、「虐待かも」と思った時の地域住民の関わり方等について周知を図ります。

高齢者、障がい者、児童といった属性別の虐待やDVに対しては、それぞれの個別計画に基づき対応します。

②日常生活自立支援事業の活用促進

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うもので、県社会福祉協議会と熊本市社会福祉協議会が実施し、熊本市を除く44市町村社会福祉協議会においては、県社会福祉協議会からの委託事業として実施されています。

県では、支援を必要としている人が、日常生活自立支援事業を適切に利用できるよう、県社会福祉協議会と連携し、取組を進めます。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を法的に保護し、支援するものです。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、支援を必要としている人が、成年後見制度を利用できるよう、実施主体である市町村においては、制度の利用促進に向けた中核機関等の体制整備、地域連携ネットワークの構築を早期に行う必要があります。

県では、市町村に対し、中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を支援します。また、必要に応じ、市町村を越えた広域的な実施等を検討するよう働きかけを行うとともに、広域的体制整備等について、専門職等による相談・助言等を行います。

さらに、成年後見制度の利用促進につながる市町村等を対象とした研修会等を開催するとともに、法人後見従事者・市民後見人の養成・育成を市町村と連携して推進します。

中核機関とは、地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(4つの機能)を果たすように主導する役割を担う機関です。また、専門職による専門的助言等の支援を確保します。

《4つの機能》

- ①広報
- ②相談
- ③制度利用促進(受任者調整(マッチング)、担い手の育成・活動の促進)
- ④後見人支援

!! こんな方に **成年後見制度** !!

任意後見

将来、認知症になった時に、財産の管理等が心配!



財産管理や契約等を支援する任意後見人を選んでおける。

判断能力が不十分で、契約や手続がとどこおる!



成年後見人等が本人に代わって、契約や手続をしてくれる。

法定後見

物忘れがひどくなりだまされて借金をくり返す!



成年後見人等が不当な契約をとり消してくれる。

正しい判断ができず、不当な契約を結ばされる!



資料:厚生労働省作成

(2)福祉サービス第三者評価制度、苦情解決体制の充実

福祉サービス事業者においては、事業者自ら苦情解決体制をとることや「福祉サービス第三者評価制度」の受審等により、サービスの質の確保・向上に努める必要があります。

県では、利用者が福祉サービスを選択する際に、必要な情報を入手できるよう、「福祉サービス第三者評価制度」の受審事業者の拡大に努めます。

また、福祉サービスに対する苦情の円滑な解決を図るため、県社会福祉協議会における運営適正化委員会の運営を支援します。

(3)生活困窮者支援の推進

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者自立支援制度が始まりました。

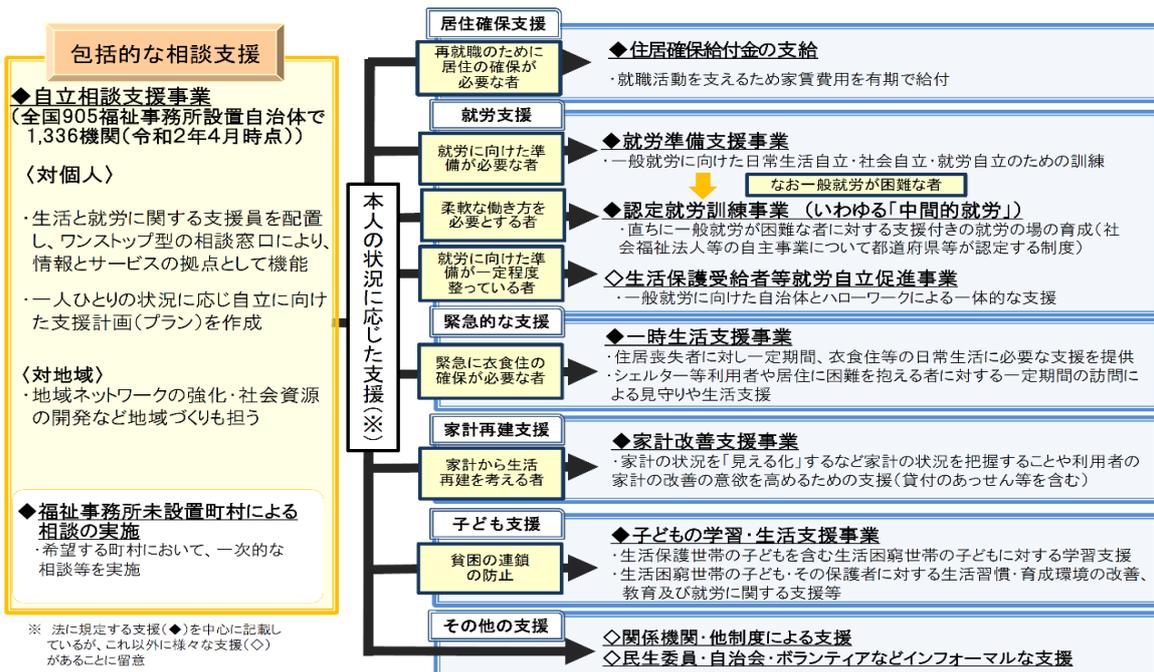
この制度の中で、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給については、福祉事務所設置自治体(町村部は県、市部は市)の必須事業として位置付けられています。就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業は、地域の実情に応じて実施する任意事業とされていますが、本県では、任意事業の広域的実施をしており、全ての市町村で利用できるような体制を整えています。

県では、生活困窮者自立支援制度の適切な運用を推進するとともに、各種支援に取り組む相談支援員等の人材育成を図ります。

また、「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」「地域の人づくり」「包括的な支援体制づくり」の推進により、生活困窮者の把握に努めるとともに、支援が必要な人に応じた社会参加の場の創出等を図ります。

《生活困窮者自立支援制度の概要》

出典：厚生労働省資料



(4)一人ひとりの状況に応じた支援

地域には、ひきこもりやヤングケアラー、外国人、社会的孤立等、様々な状況に置かれた人が暮らしています。このような人たちが、安心して暮らせる地域をつくるためには、地域には様々な課題を抱える人・世帯がいるということを地域住民が理解し、できる範囲で地域で支え合うことが重要です。また、困りごとを抱えている人に気付いた時は、専門の相談支援機関につなぐことも重要となります。

県では、地域住民の理解を促進するとともに、様々な課題を抱える人・世帯を地域で支え合う体制づくりが進むよう、「地域の縁がわづくり」「地域の結いづくり」「地域の人づくり」を推進します。

また、様々な課題を抱える人・世帯に対して適切な支援が行われるよう、市町村における「包括的な支援体制づくり」を支援します。

《多様化する状況・課題等への対応》

県では、多様化する状況・課題を抱える人たちが、地域で安心して暮らせるよう、それぞれの個別計画や施策等に基づき取組を推進しています。

住宅の確保に特に配慮を要する人	熊本県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 熊本県高齢者居住安定確保計画
ひきこもり	熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」における相談支援 等
ヤングケアラー(※)	学校や各福祉分野における取組の推進 等
福祉的支援を要する高齢者や障がいのある刑余者、被疑者等	熊本県再犯防止推進計画 熊本県地域生活定着支援センターにおける支援 等
自殺対策	熊本県自殺対策推進計画
外国人	熊本県外国人サポートセンターにおける相談支援 等

(※)ヤングケアラー：

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども

事例32

ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」の取組 【熊本県ひきこもり地域支援センター（熊本市東区）】

県では、ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」(熊本県精神保健福祉センター内)において、ひきこもりに悩んでいる当事者や家族からの相談に応じるとともに、外出できるようになった当事者の居場所「ゆるっとスペース CoCo」を開設しています。同じ経験を持つ仲間と、ゲーム、料理、スポーツ等の活動を通して交流を図っています。

施策7 包括的な支援体制づくり

《基本的な考え方》

公的福祉サービスについては、これまで高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談機関により支援の充実が図られてきました。

しかし、公的福祉サービスだけでは対応できないケースや、高齢の親とひきこもりの子どもが同一世帯にいるケース、介護と子育ての両方に課題を抱えているケース、制度の狭間にあるケースなど複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯が増加しています。

このような状況を受け、平成29年6月、社会福祉法の一部が改正され(平成30年4月1日施行)、市町村は包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

また、地域福祉の推進に関する事項を定める「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」の策定が努力義務化されるとともに、高齢者、障がい者、児童など、福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」に位置付けられました。

さらに、令和2年6月にも社会福祉法の一部が改正され(令和3年4月1日施行)、新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

市町村は、この事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の実施により、世代や分野にとらわれず、包括的な支援体制づくりを推進していく必要があります。また、県は、包括的な支援体制の整備が適切かつ円滑に行われるよう、支援する必要があります。

《施策7の体系》

- (1)市町村における包括的な支援体制整備への支援
 - ①市町村における包括的な支援体制づくりの促進
 - ②市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化
 - ③福祉人材の確保・育成
 - ④地域福祉の情報発信と情報共有
- (2)地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援

《施策の方向性・県の施策》

(1)市町村における包括的な支援体制整備への支援

①市町村における包括的な支援体制づくりの促進

包括的な支援体制づくりの具体的な内容は、法律上、「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備」「主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備」とされています。

国の地域共生社会推進検討会(令和元年12月26日 最終とりまとめ)では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきとされ、令和3年度に「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業を実施する市町村に対しては、重層的支援体制整備事業交付金として、各分野(高齢・障がい・子ども・生活困窮)の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金等が一体化されるとともに、「多機関協働」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「参加支援」といった新たな機能が追加され一括して交付されます。

県では、市町村における包括的な支援体制づくりを促進するために、体制づくりの重要性や重層的支援体制整備事業の周知、先進自治体の事例紹介等を行うとともに、体制づくりに課題を抱える市町村を支援します。

また、市町村地域支え合いセンターの運営等のノウハウが、市町村の包括的な支援体制づくりに活かされるよう支援します。

②市町村社協、地域包括支援センター等の機能強化(各相談支援機関の連携強化)

市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター、生活困窮者自立支援相談窓口等には、困りごとを抱えた人・世帯のほか、そのような人・世帯に気付いた近隣住民等から、様々な相談が寄せられます。中には、単独の相談支援機関では解決が困難な複合的な課題もあります。そのような場合でも、一旦、相談を受け止め、関係機関との協働により支援を進める必要があります。

県では、多機関との協働による支援が進むよう、各分野の相談支援機関の相談員等に対して、包括的な支援体制づくりの重要性について理解促進を図ります。

また、地域福祉の要となる市町村社会福祉協議会の役割を強化するために、県社会福祉協議会や市町村と連携し、市町村社会福祉協議会の果たしている役割の広報等を支援します。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

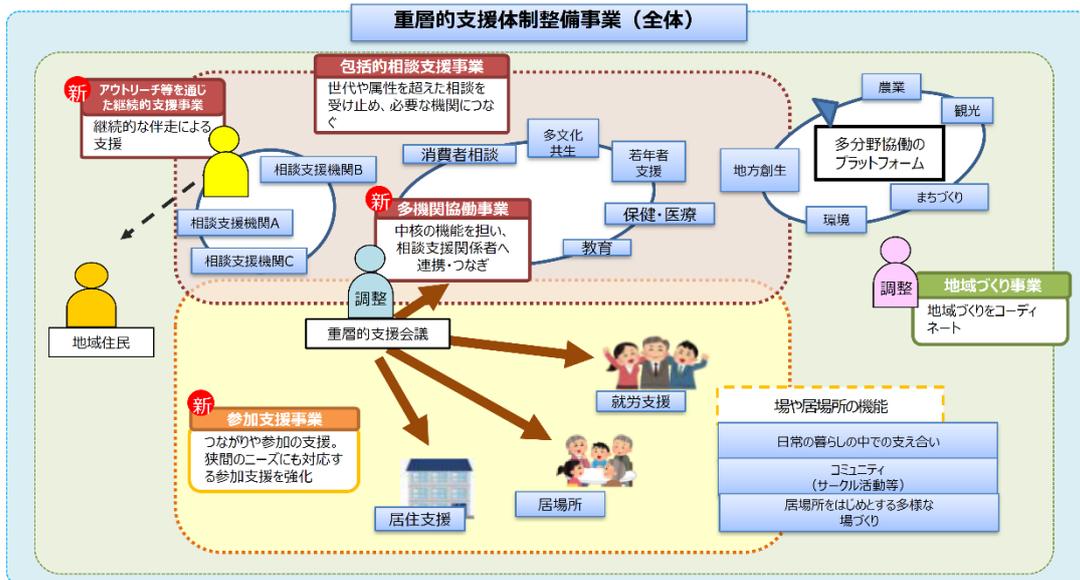


※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典:厚生労働省資料

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

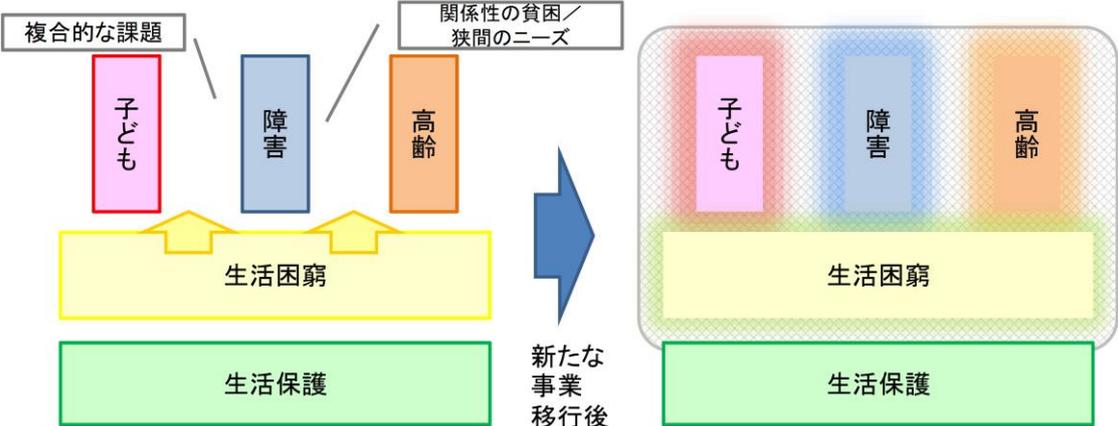
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典:厚生労働省資料

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



出典：厚生労働省資料

事例33

庁舎内に「ふくしの相談窓口」を設置【大津町】

大津町では、既存の相談窓口の対象者に該当しない人や複数の課題を抱える人等からの相談を包括的に受け止めるため、令和元年6月、役場庁舎内に「くらしの相談窓口」を設置しました。併せて、関係機関との情報共有と課題解決に向けた連携を図るため、相談支援包括化推進会議を設置しました。この会議は、様々な視点から多くの意見・提案を出し合える「場」となっており、困難事例の解決に向けて多機関が協働して支援を検討しています。

また、各専門の相談員や関係部署との連携を更に強化するため、役場新庁舎の完成と合わせて、令和3年7月に「ふくしの相談窓口」を開設しました。「くらしの相談窓口」に配置した相談支援包括化推進員のほか、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターの職員を同じ窓口配置し、住民からの様々な相談により連携して対応できる体制となりました。

事例34

支援体制をブラッシュアップ
【坂井市（福井県）】

福井県坂井市では、多機関協働による包括的支援体制の基本的な考え方「どの相談窓口においても、住民から相談を受け止められるよう、既存の仕組みを活かし相談支援体制を構築する」「各相談支援機関が同一の認識の下、役割を分担しながら支援する」「専門性を高めつつ、他分野の理解を深められる研修企画・人材育成・資源開発等を進める」に基づき、取組を進めています。

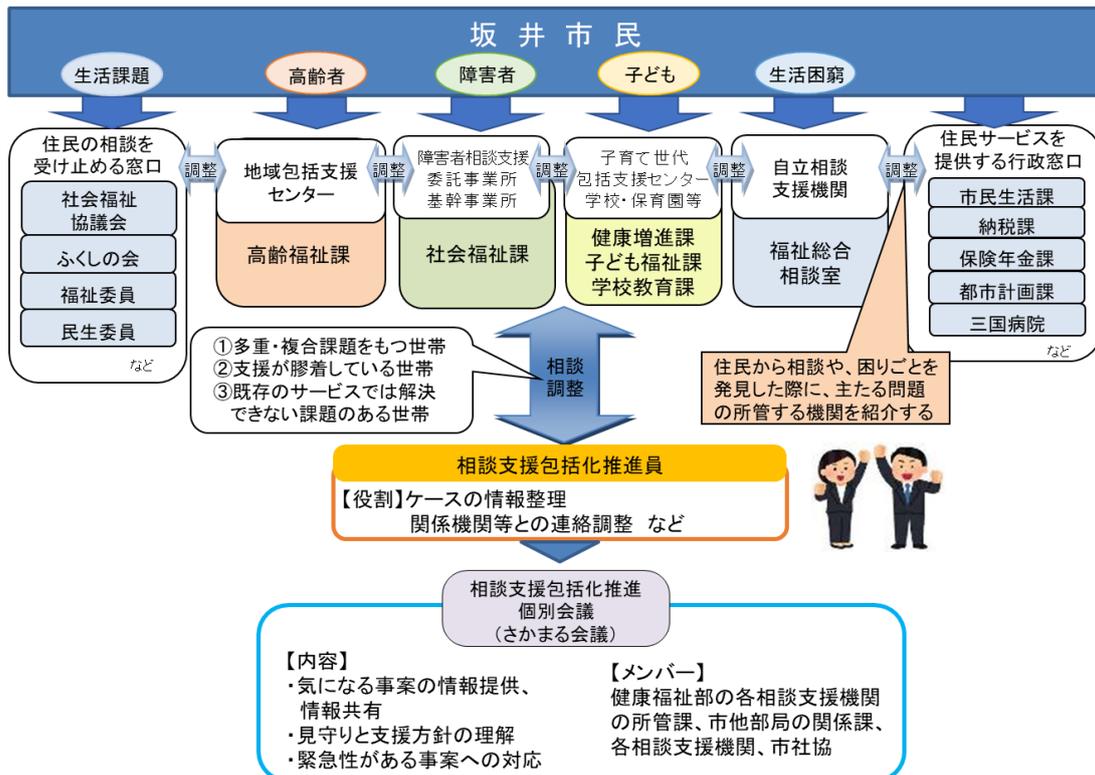
市民が相談しやすいワンストップ窓口として平成28年に「福祉総合相談室」が誕生しました。しかし、担当課には、結局は各分野の窓口での対応となり相談者のたらいまわしになるのではないかと、福祉総合相談室の業務が過多となり十分な対応ができない可能性があるのではないかと、という懸念がありました。

そのため、関係課による協議を進め、「既存の会議体で解決できない課題を多機関で検討する新しい会議体の設置」「多機関で検討する会議のコーディネーターとして「相談支援包括化推進員」を位置づける」方針となりました。今は、ワンストップではなく、連携型の支援体制づくりが進められています。

各分野の相談支援機関からは、「連携が強化され、対応できる事例の幅が広がった」という声が寄せられています。

坂井市における多機関協働の包括的相談支援体制 基本的な考え方

- どの相談窓口においても、住民から相談を受け止められるようにする既存の仕組みを活かし相談支援体制を構築する
- 各相談支援機関が同一の認識の下、役割を分担しながら支援する
- 専門性を高めつつ、多分野の理解を深められる研修企画・人材育成・資源開発等を進める



事例35

地域づくりをコーディネート

【菊池市社会福祉協議会、菊池市】

菊池市では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、およそ90あるサロンのうち、多くの活動が休止されました。また、地域でのイベントも自粛され、高齢者が家に閉じこもりがちになることが懸念されていました。そこで、高齢者の体力や気力の低下を防ごうと、菊池市社会福祉協議会が考案したのが「すまいるベンチプロジェクト」。地区社会福祉協議会に働きかけ、公民館の軒先やグラウンドゴルフの練習場等にベンチを置いて、いつでも誰でも集える場所をつくる取組です。地区の皆さんの「何もせんよりできることをしよう」との思いから、取組が広がっています。



また、菊池市の龍門地区では、長年地元で親しまれていた商店が閉店したため、買い物に困っている人たちがいました。民生委員からの相談により動いたのが菊池市地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと菊池市社会福祉協議会でした。きくち観光物産館の移動販売車が、閉店した商店の前を通過していたため、地区社会福祉協議会の意向を確認しながら物産館と調整を行った結果、移動販売車が元商店の駐車場にも立ち寄ることとなりました。

今では、民生委員の呼びかけで、週1回の移動販売の時間には近所の人たちが集まり、豆腐や揚げ、刺し身、お菓子、ティッシュペーパー等、思い思いのものを購入しています。移動販売車を待つ間のみんなでのおしゃべりがとても楽しそうです。

この2つの取組は、社会福祉協議会や地域包括支援センターの働きかけなどにより始まり、今では住民が主体となって進められています。

交流できる場や居場所の整備、「人と資源」をつなぐといった『地域づくり』の取組は、地域の実情に応じて、いろいろな主体により様々な方法で県内各地において進められています。



事例36 “食・交流・相談”の交流拠点における一体的な支援
【菊陽町社会福祉協議会（菊陽町）】

菊陽町社会福祉協議会が運営する「ほっとステーション武蔵ヶ丘」は、“食・交流・相談”をテーマに、町西部の交流拠点施設として、平成22年に県営武蔵ヶ丘団地の武蔵ヶ丘ショッピングセンター内に開設されました。



ランチの提供時やイベントの開催時はもちろんのこと、普段から子どもや高齢者等が集まり、交流の場となっています。

また、社会福祉協議会職員（社会福祉士・看護師）を配置し、住民が気軽に相談できる窓口としての機能も充実させています。住民自らの困りごとの他にも、支援が届いていない世帯に気付いた近隣住民からの相談も寄せられます。そうした近隣住民からの情報をきっかけに、支援につながった事例も多くあります。他にも、看護師が老人会や地域の健康体操の場に出向いた際に、地域住民の課題を把握することもあります。この様に、交流の場づくり、相談支援、アウトリーチと一体的に実施できるのは、社会福祉協議会が運営する交流拠点の強みと言えます。

そんなほっとステーションをより良い場所にするため、地域と共同で課題・アイデアを出す「ほっとステーション連絡会」を定期的に開催し、各町内の自治会長、民生委員、社会福祉協議会職員で話し合いを行っています。

「地域の人から課題を聞き、一緒に取り組み解決する」をモットーに、地域の絆を深めながら、孤立を防ぐ地域づくりに取り組んでいます。



事例37

社会参加をコーディネート

【豊中市社会福祉協議会（大阪府）】

豊中市社会福祉協議会では、平成23年度から豊中市からの委託を受け、豊中びーのびーのプロジェクトとして、これまで一步が踏み出しにくかった発達障がい者等（診断がついていない人やひきこもりがちな人も含む）を対象に、家族の会である「一步の会」とともに、昼間の居場所づくり、さらに社会関係づくりなどをめざした取組を行っています。

びーのびーでは、園芸、手作り、パソコン、カフェの手伝い等の様々な活動プログラムが用意されています。また、アウトリーチにより本人のやりたいことを聞き出し、漫画、詩、出版、音楽、手作り、農業、将棋、なぞなぞといった特技を活かしてできる活動を作り出し、社会参加につながるための支援を行っています。例えば、イラストの得意なメンバーがデザインする缶バッジを販売したり、漫画が得意なメンバーが描く漫画本を発行したり、メダカに詳しいメンバーが飼育するメダカを販売したりと、「一人ひとりの出口づくり」を行っています。



一定の活動ができるようになると、就労体験へと移行します。地元の事業所や地域団体の協力により、新聞販売店や包装資材の製造、小売店の配達業務、団地の草取りといった就労の場が提供されます。びーのびーでの経験を糧に、就職した人もおり、定期的にOB会を開催し、情報交換を行っています。

平成29年には、市内の社会福祉法人から場所の提供を受けて、市小売商業団体連絡会との協働で「びーの×マルシェ」をオープン。地域のスーパーが無くなり買い物が不便になったとの高齢者の声を受けてスタートしました。店内には、新鮮な野菜やパン、地元の銘菓、はちみつ、納豆、コロッケ、手作りこんにゃく等、市内の個人商店のこだわりの品物が所狭しと並んでいます。また、昔ひきこもりだった若者たちのアート作品も展示されています。中にはイートインスペースもあり、コーヒーを提供しています。ここで働く人たちも、昔ひきこもりだった若者たちです。かれらの優しい接客に、来店した人たちは癒されます。

③福祉人材の確保・育成

包括的な支援体制をつくるためには、そこに関わる福祉人材の確保・育成が必要です。

介護保険の要介護認定者数が増加するなど、福祉・介護ニーズが一層拡大する中、サービスを支える人材を確保し、併せて労働環境の整備を図ることにより定着率を向上させることが喫緊の課題です。

県では、県社会福祉協議会が運営する福祉人材・研修センターと連携し、関係機関・団体と連携・協働しながら、福祉人材無料職業紹介事業等により人材の確保・定着を支援します。

また、若い世代に対して、福祉職の魅力発信を行います。

さらに、福祉現場におけるロボット・ICT等の導入支援や、介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等に対する「処遇改善加算等」の取得奨励等により、労働環境の改善を促進します。

加えて、各種研修を実施し、福祉人材の育成を行います。

④地域福祉の情報発信と情報共有

地域福祉は、地域の実情に応じて展開されるものですが、他の地域や自治体での取組を参考にすることは有意義です。

県では、市町村や市町村社会福祉協議会、地域福祉活動に取り組む団体等が、より良い取組ができるよう、先進事例等の情報発信を行います。

(2)地域福祉計画・地域福祉活動計画への支援

平成29年6月の社会福祉法の改正により、市町村の地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域福祉計画が福祉の各分野の上位計画として位置付けられました。

また、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、市町村社会福祉協議会において地域福祉活動計画が策定されています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定にあたり、両計画を一体的に策定する、あるいは、一部のプロセスを共有するといった方法もあります。

県では、市町村の地域福祉計画の策定・推進を支援するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定・推進を支援します。

○ 数値目標

計画に関する施策の進捗状況が明確になるように、次のとおり数値目標を設定し、計画の進行管理を行います。

施策1 地域の縁がわづくり				
関連数値目標	単位	現状 令和2年度実績	令和8年度 目標値	
新たに「五つ星プロジェクト+α」に取り組む団体数	箇所	—	100	
施策2 地域の結びづくり				
関連数値目標	単位	現状 令和2年度実績	令和8年度 目標値	
組織的な見守り活動を実施する市町村数	市町村	42	45	
買い物支援の取組を全域で利用できる市町村数	市町村	25	45	
施策3 地域の人づくり				
関連数値目標	単位	現状 令和2年度実績	令和8年度 目標値	
福祉のまちづくりリーダー養成数	人	201	750	
民生委員・児童委員の充足率	%	97.7	100	
ハートフルサポーター育成研修の実施回数	回	—	30	
施策5 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進				
関連数値目標	単位	現状 令和2年度実績	令和8年度 目標値	
災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定締結市町村数	市町村	21	45	
施策6 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり				
関連数値目標	単位	現状 令和2年度実績	令和8年度 目標値	
福祉サービス第三者評価受審事業所数	箇所	519	800	
中核機関において後見人支援の取組を行っている市町村数	市町村	1	18	
施策7 包括的な支援体制づくり				
関連数値目標	単位	現状 令和2年度実績	令和8年度 目標値	
地域福祉計画・地域福祉活動計画を現に有している市町村数	市町村	41	45	
重層的支援体制整備事業を実施する市町村数	市町村	—	20	

第6章

計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 2 市町村、県民の皆さんとの連携・・・・・・・・・・ 98

1 計画の推進体制

県では学識経験者、地域住民、福祉関係者、市町村代表等で構成する熊本県地域福祉推進委員会での意見を踏まえながら、計画の効果的な推進を図ります。

また、市町村の地域福祉推進状況、市町村社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人、民生委員・児童委員の活動状況等を参考にしながら、適宜意見交換会等を実施し、施策の展開に反映していきます。

なお、この計画の策定にあたっては、県庁内の部局横断的な関係課から構成される「熊本県地域福祉支援計画策定庁内連絡会議」において、協議・調整を行いました。施策の推進にあたっては庁内関係課との連携が必要であるため、引き続き連携を図ります。

《関係分野》

健康福祉、防災、地域振興、交通、労働、農林水産、住宅、教育 等

2 市町村、県民の皆さんとの連携

「県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり」

地域福祉は、地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めるものです。この計画の推進にあたり、「県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり」として、市町村や社会福祉協議会、福祉事業者や取組団体、地域住民の皆さんそれぞれが自らの役割を分担し、協働しながら進めていくことが重要です。

地域住民の皆さんと身近な市町村、地域で活動に取り組んでいる実践者の皆さんとの連携は、地域の課題やニーズを的確に把握したうえで計画を推進するために必要不可欠です。このため、フォーラムや研修会、情報交換会を実施するとともに、活動の現場を訪問し、市町村や実践者の皆さんが抱える課題やニーズの把握等に努めます。また、県が直接実施する事業についても、今まで以上に市町村との連携を強化し、ともに推進していきます。

県民の皆さんには、「一人ひとりができることをできるだけする」という視点で、一人でも多くの人に地域福祉に関わっていただけるよう、福祉に対する理解を深め、活動への参加を促す取組を推進していきます。



資料編

1 計画の策定体制

熊本県地域福祉推進委員会委員

(任期:令和3年5月18日～令和6年3月31日)

◎は会長、○は副会長(敬称略)

区分	氏名	所属団体・役職等(就任時)
地域 住民	江島 茂松	熊本県民生委員児童委員協議会 地域福祉委員長
	吉村 静代	熊本県ボランティア連絡協議会 理事
活動 実践者	小田 勝範	社会福祉法人やまなみ会 地域部長 《高齢分野》
	竹下 紀子	子ども地域食堂おうち食堂 竹ちゃんち 代表 《子ども分野》
	原田 文子	NPO法人 KP5000 代表 《障がい分野》
学識 経験者	◎仁科 伸子	熊本学園大学 社会福祉学部社会福祉学科 教授
	西森 利樹	熊本県立大学 総合管理学部総合管理学科 准教授
福祉等 関係者	○吉本 裕二	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 参与兼地域福祉部長
	速永 同志子(~R3.10.7)	人吉市地域支え合いセンター 副センター長
	森山 広美 (R3.11.2~)	// 主任生活支援相談員
	中尾 五則	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 事務局長
	佐伯 謙介	有限会社ひとちいき計画ネットワーク 代表取締役
市町村	伊東 正道	大津町福祉課 課長

2 計画策定の経過

令和元年度	
11月	庁内連絡会議設置、第1回庁内連絡会議、 庁内政策調整会議 ・第4期計画の策定について
1月	市町村・市町村社協意見交換会 ・圏域毎に全9回開催
1月～2月	活動実践者からの意見聴取
3月	熊本県地域福祉推進委員会(中止、資料送付) ・第3期計画の取組状況について ・第4期計画の策定について(方向性案)
令和2年度	
※新型コロナウイルスの影響により、策定を1年延期	
令和3年度	
7月19日	第31回熊本県地域福祉推進委員会 ・第3期計画の取組状況について ・第4期計画の策定について(施策体系案)
9月	市町村・市町村社協、関係団体への意見照会 ・第4期計画たたき台について
10月～	活動実践者への取材(事例収集)
11月15日	第32回熊本県地域福祉推進委員会 ・第4期計画の策定について(素案)
11月25日	庁内政策調整会議 ・第4期計画の策定について
12月15日	県議会厚生常任委員会に報告 ・第4期計画の策定について
12月27日～ 1月26日	第4期計画素案に対する県政パブリック・コメント手続きの実施 ※ご意見の提出はありませんでした。
2月	熊本県地域福祉推進委員会委員に第4期計画最終案の報告及び 意見聴取
3月10日	県議会厚生常任委員会に報告 ・第4期計画の策定について

第4期熊本県地域福祉支援計画
～県民みんなが進める支え合いのくまもとづくり～

令和4年（2022年）3月

発行 熊本県健康福祉部健康福祉政策課 地域支え合い支援室
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL : 096-333-2201
FAX : 096-384-9870
E-mail : kenkoufukushi@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所属：健康福祉政策課
発行年度：令和3年度（2021年度）